

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月30日

【発行者名】 シュロダー・インベストメント・マネージメント
（ルクセンブルグ）エス・エイ
（Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 ゲーリー・ジャナウェイ
（Gary Janaway）
取締役 ノエル・フェッシー
（Noel Fessey）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニガーベルグ L - 1736 ハーヘンホフ
通り5番
（5, rue Höhenhof, L-1736 Senningerberg, Grand-Duchy of
Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 三宅 章仁
同 水谷 共宏

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）】 シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ -
外国投資信託受益証券に係るファ シュロダー・グローバル・ボンド・オープン
ンドの名称】 （Schroder SMBC Global Bond Series -
Schroder Global Bond Open）

【届出の対象とした募集（売出）】 50億アメリカ合衆国ドル（約4,704億円）

【外国投資信託受益証券の金額】 （注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、平成22年
4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲
値（1米ドル=94.07円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ -

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン

（Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open）

（注１）シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるシュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。本書の日付現在、ファンドは、サブ・ファンドのみで構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

（注２）サブ・ファンドの名称として「シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ」を省略し、単に「シュローダー・グローバル・ボンド・オープン」ということがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、すべて同一種類である。

本書の日付現在、受益証券はクラスB受益証券のみで構成されている（以下「受益証券」という。）、

受益証券の格付は取得していない。

受益証券は、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

50億米ドル（約4,704億円）を上限とする。

（注１）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=94.07円）による。以下、米ドルの円貨表示は、特に記載がない限り、すべてこれによる。

（注２）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

各申込み後最初の取引日（買付申込日）に計算される各受益証券1口当たり純資産価格

（注）「取引日」とは、ルクセンブルグにおける銀行営業日で、日本における金融商品取引業者の営業日（12月24日が平日である場合、当該日は営業日として考慮されない。）、および/または管理会社が随時定めるその他の日（受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止期間中の日を除く。）をいう。

（５）【申込手数料】

受益証券の購入時に申込手数料は課されない。

購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払手数料が課される（条件付後払手数料については、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」を参照のこと。）場合がある。

購入後経過年数	条件付後払手数料
2年以内	4%
2年超 3年以内	3%
3年超 4年以内	2%
4年超 5年以内	1%
5年超	0%

投資者は、買戻価格から条件付後払手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。

条件付後払手数料の適用の有無を決定する際、可能な限り最も低い料率が適用されるような方法で計算が行われる。その際、買戻しは、まず、5年を超える期間発行されていた受益証券について、次に、この5年間のうち最も長い期間発行されていた受益証券について行われる。購入後経過年数の計算は、月次算定方式（ある月内に申し込まれたすべての受益証券について、翌月1日から年数の経過が始まる方式）に基づいて行われる。受益証券の購入が複数回にわたり行われた場合には、先に購入された受益証券が先に買い戻され、したがって、条件付後払手数料の料率は可能な限り最も低いものが適用される。

条件付後払手数料の金額は、前記のとおり決定された適用料率に、(a) 当該取引日に買い戻される受益証券1口当たり純資産価格と(b) 買い戻される受益証券の発行に際して支払われた価格とのいずれか低い方の金額を乗じて計算される。

条件付後払手数料は、管理会社に対して支払われるべき手数料であり、買戻手続を行う日本における販売会社または販売取扱会社を通じて精算される。条件付後払手数料には、消費税は課せられない。

(6) 【申込単位】

100口以上10口単位

(7) 【申込期間】

平成22年7月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで

ただし、取引日に申込みの取扱いが行われる。

(注1) 日本における申込受付時間は、原則として午後3時までとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社（以下に定義される。）は、前記の受付時間以前に申込みの受付を締め切ることができる。

(注2) 日本において申込みを取り扱うことが適当でないと代行協会員が判断する日（以下「取扱除外日」という。）には、例外として申込みの取扱いを行わない。

(注3) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

(8) 【申込取扱場所】

SMB Cフレンド証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町7番12号

(以下「SMB Cフレンド証券」または「日本における販売会社」という。)

(注1) 日本における販売会社は、管理会社（以下に定義される。）の承認のもと、他の販売取扱会社を任命することができ、直接または販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の購入申込みおよび買戻請求の管理会社への取次を行う。SMB Cフレンド証券は、東京都千代田区有楽町一丁目1番2号所在の株式会社三井住友銀行を販売取扱会社として任命している（以下「販売取扱会社」、「三井住友銀行」または「SMB C」ということがある。）。なお、販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の販売・買戻しの取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の購入申込みまたは買戻請求を日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入れおよび投資者に対する買戻手取金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

(注2) 上記の日本における販売会社および販売取扱会社の日本における本支店において申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

各申込受付日の申込金額等の支払は、受益証券買付申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から起算して、原則として3営業日目までに行われる（以下「払込期日」と

いう。)、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社は、通常、申込日に申込金額等の引き落としを行う。

なお、「営業日」とは、ルクセンブルグにおいて銀行が営業しており、かつ、日本において金融商品取引業者が営業している平日をいう。

(10)【払込取扱場所】

S M B C フレンド証券

東京都中央区日本橋兜町7番12号

三井住友銀行

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

各申込日の発行価格の総額は、払込期日に、日本における販売会社によって管理会社のファンド口座に米ドル貨で払い込まれる。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12)【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

(イ) S M B C フレンド証券は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する平成21年6月3日付契約に基づき、受益証券の募集の取扱いを行う。

(ロ) 日本における販売会社は、販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(ハ) 管理会社は、S M B C フレンド証券をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および日本における販売会社または販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、米ドル貨または円貨で支払うものとし、米ドル貨と円貨との換算は、各取引日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により払込期日に管理会社のファンド口座に米ドル貨で払い込まれる。

日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの形態

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるシュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。現在、サブ・ファンドは、ファンドの唯一のサブ・ファンドである。

アンブレラ・ファンドとしてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたファンドは、ルクセンブルグの法律に基づき設立され登記上の事務所をルクセンブルグに有する会社である管理会社により共同所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用される、法人化されていない証券その他の資産の共同所有権である。ファンドの資産は、管理会社の資産とは分別保管される。

ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」または「ルクセンブルグ投信法」ということがある。）のパート の規定により規制される投資信託としての適格性を有する。

アンブレラ・ファンドとして、ファンドは複数のサブ・ファンドを設定することができる。サブ・ファンドに関する発行手取金は、サブ・ファンドにつき管理会社の取締役会により決定された投資方針に従い個別に投資される。ファンドは、サブ・ファンドにおいて複数のクラス（以下「クラス」という。）の受益証券を発行することができる。

サブ・ファンドについてのすべての言及は、文脈上必要であれば、かかるサブ・ファンドを構成しているクラスを含むものとする。あるサブ・ファンドにおいて1つのクラスしか発行されていない場合、クラスについての言及は、そのサブ・ファンドについての言及となり、逆もまた同様である。

ファンドは、ルクセンブルグ法の下で、法人化されていない契約型の共同所有権スキームであり、財務的に透明なものとして扱われる。ファンドもいずれのサブ・ファンドも、会計上は別個のものともみなされるが、独立した法人格を有しない。投資者は、自らがサブ・ファンドに投資することができることに投資前に確認すべきであり、確信がない場合には専門家の助言を得ておくべきである。

ファンドは、平成21年5月29日に効力を発生し、かつ、ルクセンブルグの商業・法人登記所に預託されており、閲覧謄写が可能である約款（改正済）（以下「約款」という。）に従い運用される。

管理会社は、保管受託銀行の同意を得て、随時、新規サブ・ファンドを設定することができる。

サブ・ファンドの受益証券を保有することにより、受益者は、サブ・ファンドが保有する資産のすべての範囲にわたって投資を分散する機会を得ることになる。サブ・ファンドの1つのクラスの受益証券はすべて、清算時の買戻代金について同等の権利を有する。約款には、受益者集会に関する規定はない。

管理会社は、サブ・ファンド内に、サブ・ファンドの特定の投資方針に従いその資産が共同投資される異なる複数のクラスの設定を決定できる。各クラスには、特定の報酬構造、通貨建てまたはその他特定の特徴を適用することができる。こうした変動要因により異なる別個の受益証券1口当たり純資産価格が、各クラスについて算出される。

受益証券は、原則として、分配型受益証券として発行される。累積型受益証券は、管理会社の裁量によってのみサブ・ファンド内で発行される。投資者は、管理会社または管理会社が任命した販売会社に対し、各クラスおよびサブ・ファンド内で累積型受益証券を入手することができるかどうか問い合わせることができる。投資者は、すべての販売会社がすべてのクラスの受益証券を販売するわけではないことに留意すべきである。

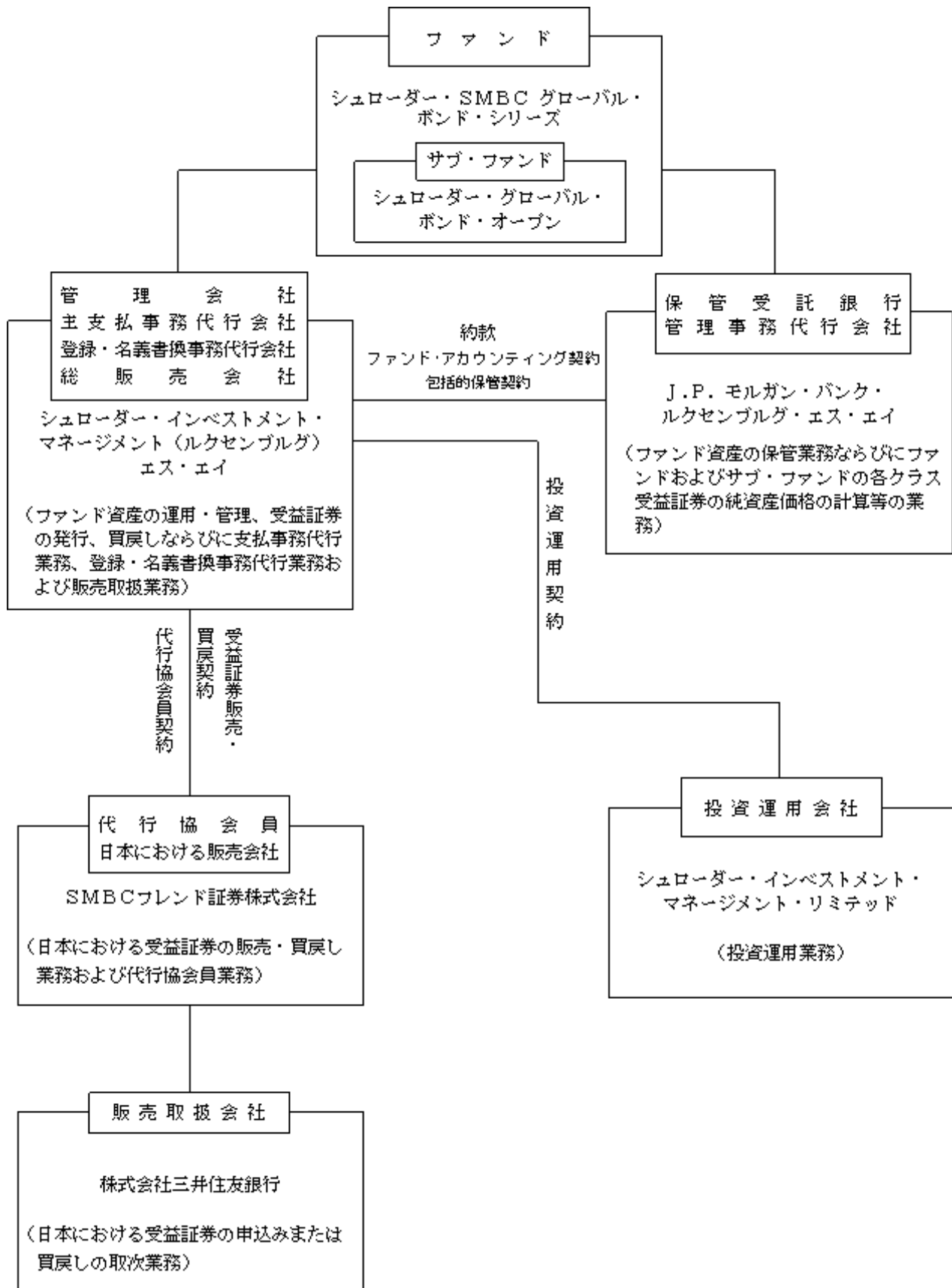
b. サブ・ファンドの目的および基本的性格

サブ・ファンドの投資目的は、主として日本を除く先進国の政府、政府機関または国際機関(以下、総称して「ソブリン債」という。)および企業が発行する様々な通貨建ての債券、ならびに、サブ・ファンドの純資産の40%を上限として、モーゲージ関連証券および資産担保証券を含むその他の固定利付証券および変動利付証券に投資することにより、(定期的な分配金の支払に加えて)中長期的な収益の確保を提供することである。サブ・ファンドは、現金、外国通貨、預金および短期金融商品にも投資することができる。

しかし、必ずしもかかる投資目的が達成されるとの保証はない。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ (Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社 主支払事務代行会社 登録・名義書換事務代行会社 総販売会社	平成21年5月29日付で保管受託銀行との間で約款（改正済）を締結。ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ (J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)	保管受託銀行 管理事務代行会社	平成21年5月29日付で管理会社との間で包括的保管契約 ^(注1) およびファンド・アカウントティング契約 ^(注2) を締結。ファンド資産の保管業務、受益証券の純資産価格の計算、ファンドに関する事務代行業務について規定している。
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	投資運用会社	平成21年5月29日付で管理会社との間で投資運用契約 ^(注3) を締結。投資運用業務を提供する。
S M B C フレンド証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成21年6月3日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) および同日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻し契約 ^(注5) を締結。日本における代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

(注1) 包括的保管契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

(注2) ファンド・アカウントティング契約とは、ファンドによって任命されたJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイが一定のファンド・アカウントティング・サービスを提供することを約する契約である。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻し契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本における受益者からの買戻し注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年8月23日に株式会社として設立された。管理会社は、2002年法第13章に基づき、管理会社として認可されており、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供している。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ L - 1736、ハーヘンホフ通り 5 番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿に R.C.S. B37799 として登録されている。

1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

管理会社の目的は、UCITS およびその他の投資信託についての法令または行政規定に関する欧州共同体の1985年12月20日付通達85 / 611 / EEC（改正済）（以下「85 / 611 / 欧州共同体通達」という。）に基づき、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託の設定、販売促進、管理および運用を行うことである。

管理会社は、顧客毎の投資一任による運用を行わない。

管理会社は、投資信託に関する2002年法第13章に規定された制限の範囲内で、その事業目的の達成に直接および間接的に連動する、またその目的達成のために有用かつ必要とみなされるすべての行為を行うことができる。

（ ）資本金の額

管理会社の資本金は1,265万ユーロ（約15億7,467万円）で、平成22年4月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式16,199株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.48円）による。

（ ）会社の沿革

1991年8月23日設立。

（ ）大株主の状況

（平成22年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
シュロダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー (Schroder International Finance BV)	オランダ、アムステルダム ZX 1077、ストラウインスキーラン 3105、アトリウム7F (Strawinskylaan 3105, Atrium 7th Floor, 1077 ZX Amsterdam, The Netherlands)	16,160株	99.759%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、主に日本を除く先進国のソブリン債および企業が発行する様々な通貨建ての債券、ならびに、サブ・ファンドの純資産の40%を上限として、モーゲージ関連証券および資産担保証券を含むその他の固定利付証券および変動利付証券に投資することにより、（定期的な分配金の支払に加えて）中長期的な収益の確保を提供することである。サブ・ファンドは、現金、外国通貨、預金および短期金融商品にも投資することができる。

しかし、必ずしもかかる投資目的が達成されるとの保証はない。

投資適格債とは、スタンダード・アンド・プアーズからBBB-以上またはムーディーズからBaa3以上の信用格付を取得している債券をいう。サブ・ファンドは、相対的に安定した利回りと低いボラティリティを達成する可能性を最大化するため、投資適格債に対する投資比率を高く維持することを目指す。

先進国には、シティ・グローバル国債指数を構成する債券の発行国が含まれる。

サブ・ファンドの参照ベンチマークは、バークレイズ・キャピタル・グローバル総合債券指数（日本を除く。）である。後記「別紙B 参考情報：サブ・ファンドのベンチマークの概要」を参照のこと。

サブ・ファンドは、ヘッジ目的で金融デリバティブ商品を採用することができる。デリバティブの使用は、デュレーションを制御するための金利先物の利用など、リスクを低減するためのヘッジ目的に限られる。金融デリバティブ商品には、上場・店頭取引オプション、先物、金利スワップおよび先渡契約が含まれる。サブ・ファンドは、投資不適格債券またはクレジット・デフォルト・スワップには投資しない。

譲渡性のある証券および短期金融商品に関連する技法および手段の利用

サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のため、譲渡性のある証券および短期金融商品に関連する技法および手段（証券貸付またはレポ取引を含むがそれらに限られない。）を利用することができる。

ルクセンブルグの諸規則ならびに特に金融技法および金融商品の利用に関するC S S F 通達08 / 356により許容される限りにおいて、かつこれらにより定められた制限内において、サブ・ファンドは、資本もしくは収益をさらに獲得するため、または費用もしくはリスクを低減させるために、買主または売主としてオプションによるまたはオプションによらないレポ取引を締結することができ、また、証券貸付を行うことができる。

レポ取引に関し、サブ・ファンドは、ルクセンブルグの諸規則の要件を充足するために十分な種類でかつ市場価値を有する担保を取引相手方から徴収する。

証券貸付に関し、サブ・ファンドは、取引相手方が、少なくとも貸し付けられた証券の市場価値相当の価値を有する担保を提供し、かつ、毎日維持することを確保する。かかる担保は、ルクセンブルグの諸規則の要件を充足する現金または証券でなければならない。

サブ・ファンドは、ルクセンブルグの諸規則および特に上記C S S F 通達08 / 356に規定する制限の範囲内で、レポ取引または証券貸付の担保として受領した現金を以下のものに再投資することができる。すなわち、(a) 毎日純資産価格を計算しており、AAA相当の格付を受けているマネー・マーケット型集団投資スキームが発行する投資証券または受益証券、(b) 短期銀行預金、(c) ルクセンブルグの諸規則により許容されている短期金融商品、(d) 米国、EU加盟国、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデンまたはスイスの政府、地方当局または国際機関・企業により発行または保証されている短期債券、(e) 適切な流動性を提供する一流の発行体により発行または保証されている債券、ならびに(f) リバース・レポ取引である。ただし、かかるリバース・レポ取引は、米国、EU、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデンまたはスイスの政府、地方当局または国際機関・企業により発行または保証されている証券により全面的にかつ継続的に担保されていなければならない。かかる再投資は、必要であれば、各関連するサブ・ファンドのグローバル・エクスポージャーの計算において勘案される。

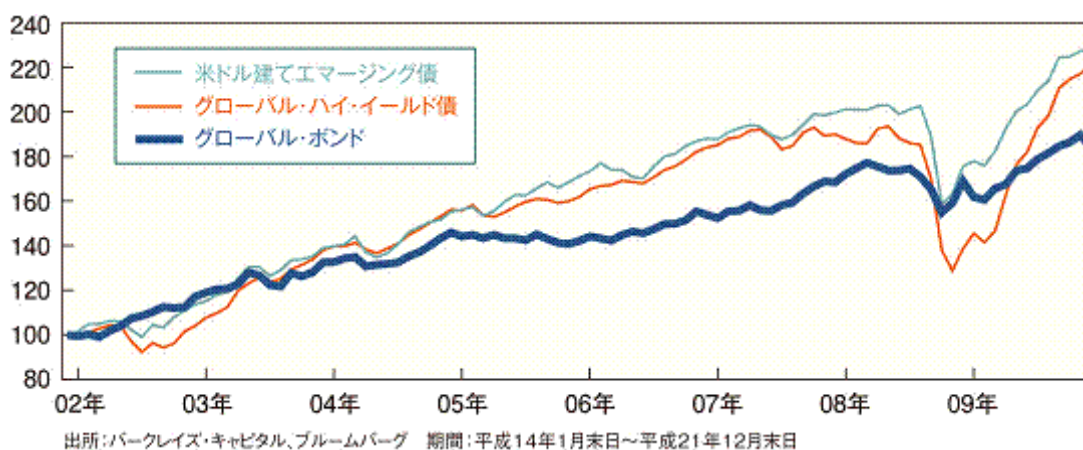
サブ・ファンドの特色

特色1：安定的な投資成果の追及

主に先進国（日本を除く。）のソブリン債および投資適格債へ投資を行い、中長期的に相対的に安定的な収益の確保を目指す。

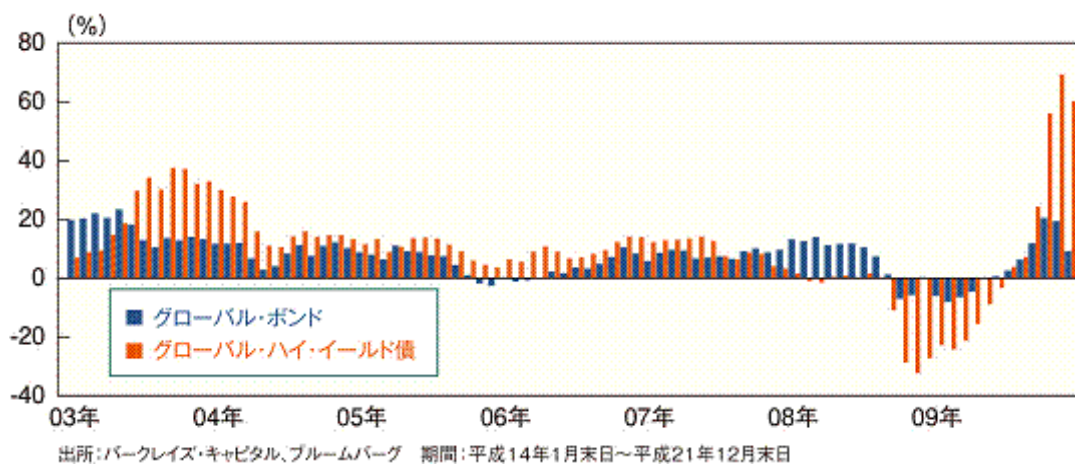
< 長期のパフォーマンス >

以下は、各債券指数（グローバル・ボンド：パークレイズ・キャピタル・グローバル総合債券指数（日本を除く。）、米ドル建てエマージング債：JPモルガン・エマージング・マーケット債券指数・グローバル・ダイバーシファイド、グローバル・ハイ・イールド債：パークレイズ・キャピタル・グローバル・ハイ・イールド債指数（いずれも米ドル・ベース））を平成13年12月末を100として指数化（米ドル・ベース）したものである。したがって、参考として掲載したものであり、サブ・ファンドの内容とは異なり、また、過去のかかる指数の実績はサブ・ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではない。



< 投資期間1年間の収益率 >

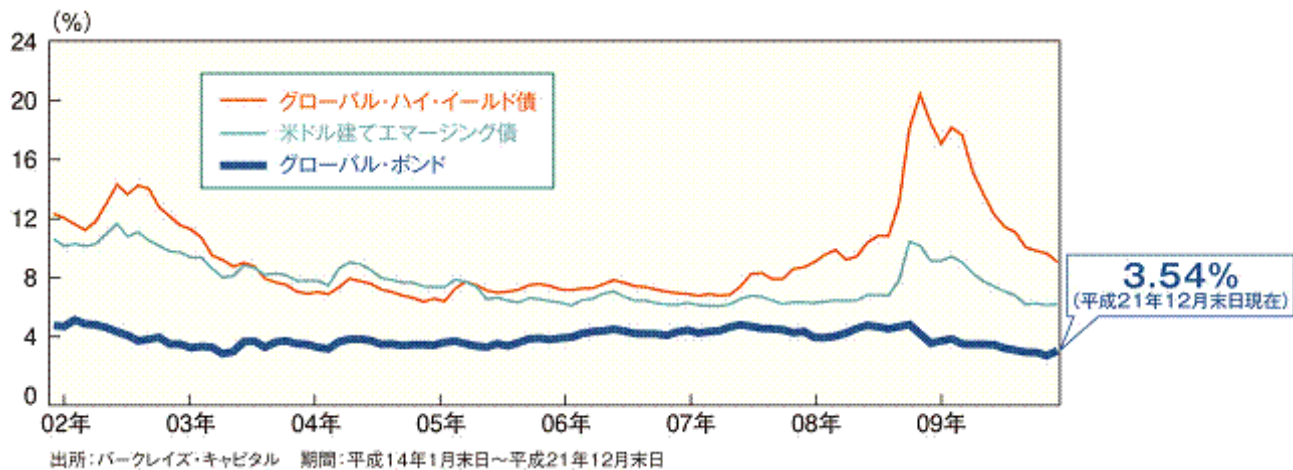
以下は、各債券指数（グローバル・ボンド：パークレイズ・キャピタル・グローバル総合債券指数（日本を除く。）、米ドル建てエマージング債：JPモルガン・エマージング・マーケット債券指数・グローバル・ダイバーシファイド、グローバル・ハイ・イールド債：パークレイズ・キャピタル・グローバル・ハイ・イールド債指数（いずれも米ドル・ベース））の1年間の変化率を月次で表示したものである（米ドル・ベース）。したがって、参考として掲載したものであり、サブ・ファンドの内容とは異なり、また、過去のかかる指数の実績はサブ・ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではない。



安定的な利回りを追求する。

< 利回りの推移 >

債券の利回りとは、一般に、債券からの利息収入を主な源泉とする収益率を指す。以下は、各債券指数（グローバル・ボンド：パークレイズ・キャピタル・グローバル総合債券指数（日本を除く。）、米ドル建てエマージング債：J Pモルガン・エマージング・マーケット債券指数・グローバル・ダイバーシファイド、グローバル・ハイ・イールド債：パークレイズ・キャピタル・グローバル・ハイ・イールド債指数（いずれも米ドル・ベース））の利回りである。したがって、参考として掲載したものであり、サブ・ファンドの内容とは異なり、また、過去のかかる指数の実績はサブ・ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではない。



特色2：毎月分配

原則として、毎月分配金を支払う。

サブ・ファンドは、原則として、投資している債券からのクーポン（利息）収入などをもとに、毎月安定的に分配金を支払うことを目指す。

ただし、管理会社の判断により、分配を行わない場合がある。

< サブ・ファンドの分配金の支払のイメージ >

以下は、分配金支払のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払を約束するものではない。



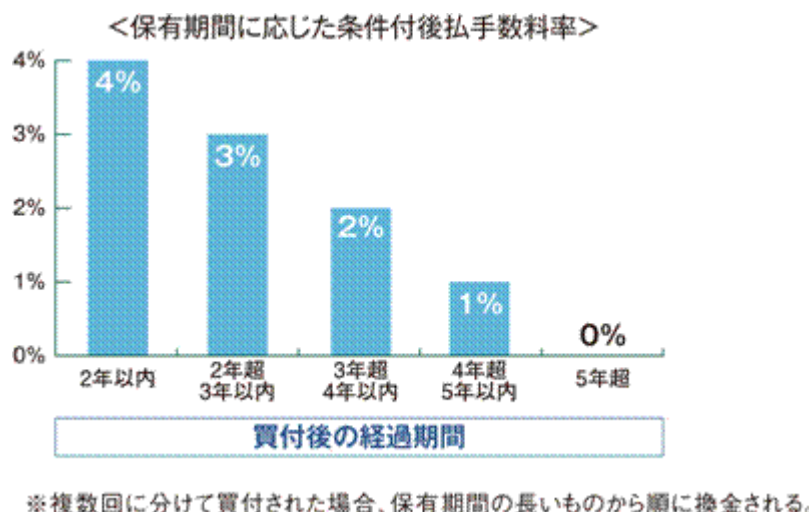
特色3：買付時の申込手数料はゼロ

買付時に申込手数料はかからない。

買付時に申込手数料はかからないので、投資者が用意した資金の全額を運用に回すことが可能である。

買付後の経過期間に応じて、換金時には条件付後払手数料がかかる場合がある。

- ・ 保有期間の長さに応じて、手数料率は低減する。
- ・ 保有期間は月毎に算出される。保有期間は、買付日が属する月の翌月1日から算出が始まる。5年超の保有で条件付後払手数料はゼロとなる。
- ・ 条件付後払手数料の算出には、買付価格と換金価格のうち低い方を適用する。条件付後払手数料は、買付時と換金時の価格のいずれか低い方に手数料率をかけて算出される。



(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

管理会社は、サブ・ファンドに関し、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（以下「シュローダー」ということがある。）を投資運用会社を選任し、投資運用業務を委託している。

投資運用会社の運用体制は、以下のとおりである。なお、別紙C「シュローダー・グループの概要」を参照のこと。

ファンド運用の仕組み

シュローダーは、独自のファンダメンタル・リサーチに注力している。シュローダーが使用するリサーチのうち75%はシュローダー内で行われているものである。シュローダーの中核となる投資信念は、株式市場および債券市場は非効率的なものであり、正しいリソースと統制され首尾一貫したアプローチがあれば、アクティブ運用者がこれを有効活用することが可能であるとの点にある。したがって、シュローダーは、独自のリサーチにより競争力あるリターンを生み出すことができると信じている。シュローダーは独自のファンダメンタル・リサーチに注力し、シュローダーのグローバルなリソースがこれを支えている。シュローダーの株式・信用アナリストは、事業の潜在的な長期的価値の創造力および収益力、ならびに負債返済能力に注目し、多方面から企業を評価している。シュローダーの経験に富んだポートフォリオ・マネージャーは、シュローダーが最高の確信を置くリサーチのアイデアを採用し、独自のツールを利用し、リスクを適切な水準で分散させたポートフォリオを構築する。

ファンドの運用

シュローダーの広範なネットワークにより、ファンドマネージャーとリサーチ・アナリストのチームは、各市場を比較し、産業のトレンドを監視することができる。かかるネットワークにより、シュロー

ダーは、相対的および絶対的に各企業を評価し、速やかに投資機会を利用することができる。

シュローダーのスペシャリストであるファンドマネジャーは、豊富な業界経験を有しており、ポートフォリオのパフォーマンスに最終的に責任を負っている。

実勢の経済動向とこれがポートフォリオに及ぼす影響を評価するため、社内および外部両方のリサーチが利用されている。かかるリサーチは、アナリストの徹底的な基本リサーチとともに、シュローダーの顧客のリスク内容に適合したポートフォリオを慎重に策定するために利用される。

株式

シュローダーには、世界中の主要市場においてシュローダーの非常に経験豊富な株式アナリストの行う独自のリサーチの活用に関与できるという強みがある。

かかる関与が、シュローダー・チームのファンド運用アプローチと組み合わせられる。即ち、顧客へのリターンの最大化を目指すアナリストとファンドマネジャーの間の高度なレベルの協議および論議が促進される。かかる率直なコミュニケーションは、シュローダーのファンド運用チーム、リサーチ・チームが蓄積した知識をベースとした調査に基づくポートフォリオ構築のメリットを、すべての顧客に対して確保する。

ポートフォリオの構築を助けるため、シュローダーは、多くの洗練された情報関連システム（投資運用ベースのグローバル・リサーチ・インベストメント・データベースGRIDおよびエクスポート・モニタリング・プログラムの「PRISM」を含む。）を開発してきており、かかるシステムは、株式、業種および特性レベルについてリスクを監視するツール（手段）として役立つ。シュローダーのファンドマネジャーは、ポートフォリオ内のリスク・レベルがファンドマネジャーの確信を確実に反映するように、また当該リスクのソースを理解できるように、これらシステムを利用することができる。システムはまた、適当なレベルのリスクが、各ポートフォリオのパフォーマンス上の目的から生じているかについて高レベルのチェックを行う。

債券

シュローダーは、包括的に全範囲の商品（政府債、社債、新興市場債券および指数連動債券を含む。）について、50年を超える債券運用の専門経験を積んでいる。

シュローダーは、債券ポートフォリオの積極的運用に関与している。シュローダーは、市場が効率的ではないと考えており、また様々な投資判断により長期的に高いリスク調整後リターンを生むことができると考えている。

シュローダーは、政府債、社債および指数連動証券（個別資産クラスとしての扱いが適当と考えられる。）の運用に専念するスペシャリストによる常設チームを擁する。各資産クラス毎のスペシャリストは、各々のパフォーマンスについて責任を負っている。

債券のリサーチおよび投資運用は、強力なプロフェッショナルにより構成されるチームが担当し、このうちの大半が世界中の主要資本市場で信用調査に専念している。シュローダーは、その独自の信用リサーチに加え、株式リサーチという資源の活用についてのさらなる利点を有する。これにより、シュローダーの信用アナリストの能力も強化されかつ拡大される。

明確に定められた投資運用プロセスとともに、リスクおよびリターンのソースの継続的監視が実行され、投資運用プロセスは、数少なく多額の投資を行うよりも、広範囲の様々な投資判断によりアウトパフォーマンスを得るというシュローダーの手腕に基づいている。

運用プロセスのすべての段階で、シュローダーは、リスク管理およびリターン・ボラティリティの制限を非常に重視している。

運用リスクの規模とソースを評価しつつ、リスクのあらゆる側面を厳重に管理するため、シュローダー独自および第三者の企業分析ツールが用いられている。

ストラクチャード商品

シュローダーが行っているストラクチャード・インベストメント事業ユニットには、デリバティブ商品を利用したリスク管理されたポートフォリオの運用を専門とする経験豊富なフィナンシャル・

エンジニアのチームがある。

シュローダーは、1990年にストラクチャード投資の提供を開始し、相当量の市場および法律上の専門的技能を開発してきた。チームは、リスクを管理し、顧客別の投資ソリューションを創造するためシュローダー独自および第三者のモデルを用いる。

ストラクチャード・インベストメント事業ユニットは、全面的に資産運用事業に統合され、顧客のポートフォリオを運用するため株式・債券運用チームと密接に業務を行っている。

コンプライアンス

シュローダーは、世界中に約50名のコンプライアンス担当スタッフを雇用しており、ロンドンの中央コンプライアンス部門は、17名のスタッフで構成されている。コンプライアンス部門の役割および責任は、(a)シュローダーの業務に対し、規制上の要件、最善の実務およびその履行について助言すること（アドバイザー・チーム）、および(b)当該基準の履行および維持を確保するためシュローダーの業務を監視すること（モニタリング・チーム）にある。すべてのチームの責任者は、経験豊富なシニアの者であり、シュローダー・グループのコンプライアンス担当取締役役に報告を行う。

シュローダー・グループのコンプライアンス担当取締役は、シュローダー・ピーエルシーの最高財務担当役員に対し、毎月、シュローダー・コンプライアンス委員会に対するコンプライアンス・アドバイザー・モニタリング報告書を提供する。コンプライアンス委員会の役割は、グループ経営委員会（GMC）およびグループ企業の取締役会の代理人を務め、コンプライアンスの手續および管理が、規制要件および最善の実務に従いグループ全体での実行を確保することである。経営幹部に直接報告させる方針は、FSA（英国金融サービス機構）またはコンプライアンス部門の発した推薦および指図を迅速かつ効率的に履行することができるよう確保する。個人または業務分野による違反または法律不遵守は、経営幹部に直接持ち込むことが可能であり、経営幹部は、企業が高レベルの完全性と適正な市場実務に厳密に従って経営されることを確保する。

投資運用業務を行っている海外のすべてのシュローダーの事務所にコンプライアンス担当者が配置され、規制要件および最善の実務について助言を行い、基準の履行を監視している。かかる担当者はまた、シュローダー・グループ・スタンダードの遵守の確保にも責任を負っている。担当者は、公式に、四半期毎に、ロンドンのシュローダー・グループのコンプライアンス担当取締役役に報告を行い、毎月主要事務所が参加する電話会議を開催する。コンプライアンス担当取締役は、ロンドンのコンプライアンス担当者に対し、世界中の事務所を訪問し、コンプライアンス機能を視察しかつモニタリング・プログラムの適正化を図るためのプログラムを導入している。

社内監査部門の役割は、リスク管理システムおよび社内管理システムの妥当性および有効性を独立して精査しかつ評価することである。

社内監査部門の目的は、シュローダー・グループの主要な事業リスクを理解し、経営陣が企画しかつ運営する管理上のメカニズムが適切でありかつ有効に機能していると確認することである。例えば、社内監査により、資産が安全に保護されていること、重要な財務上、管理上および運用上の情報が正確かつ信頼できるものであり、またタイムリーなものであること、ならびに当該情報の正確な見極め、評価、分類および報告が行われるよう管理されることが確保される。

管理会社とファンドの関係法人

管理会社は、ファンド資産の保管業務およびファンドの受益証券の純資産価格の計算等の業務を提供する保管受託銀行兼管理事務代行会社を選任している。

（４）【分配方針】

ファンドは、受益証券の保有者に対し、米ドル建ての現金により随時分配を行うことを予定している。

サブ・ファンドは、毎月分配金を支払うことを予定しており、第一回目の分配は、平成21年9月に行われた。サブ・ファンドは、毎月10日（当該日が営業日でない場合、翌営業日）（以下「分配基準日」という。）に分配金の宣言を行う予定である。宣言された分配金は、通常、毎月20日（同日が営業日でない場合、翌営業日）に支払われる。しかし、サブ・ファンドは、管理会社が決定する場合には、分配を行わない

場合がある。分配金は、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインから支払うことができる。

分配基準日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、分配金残額は受領することができなくなり、該当するサブ・ファンドに帰属する。

(5) 【投資制限】

管理会社は、以下の投資制限を遵守する。

サブ・ファンドは、発行体の証券に投資することができる。ただし、サブ・ファンドは、

- () 純資産の20%を超えて単一の発行体の証券（オープン・エンド型集団投資スキームを除く。）への投資を行わない。
- () 投資の結果、サブ・ファンドが同一発行体が発行した同一種類の証券の10%を超えて所有することになる場合、かかる証券の取得を行わない。
- () 純資産の10%を超えて、単一の金融機関への預金を行わない。
- () 価格の透明性を確保するための適切な方法が取られない限り流動性に欠ける資産への投資を行わない。
- () 純資産の20%を超えてオープン・エンド型集団投資スキームが発行する証券の投資を行わない。かかる場合、複数の区分を有する集団投資スキームの各区分については、異なる発行体とみなされるが、異なる区分毎の義務を区別するための原則が第三者に対して確保されていなければならない。
- () 株式への投資を行わない。
- () 証券の空売りを行わない。
- () 投資の結果、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、改正済）第2条第1項に定義する「有価証券」の定義に該当しない資産がサブ・ファンドの純資産価格の50%を上回ることとなる投資を行わない。
- () から() の制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の加盟国もしくはその地方当局、またはEU、地域もしくは世界中における公的国際機関により発行または保証される証券には適用されない。
- () の制限は、他のルクセンブルグ籍集団投資スキームにのみ投資することを投資目的とするサブ・ファンドには適用されない。

管理会社は、受益者の保護に反するまたは管理会社もしくは第三者の利益を図る目的で行う取引など、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引を行うことができない。

サブ・ファンドが純資産をストラクチャード商品に投資する場合、上記()および()の制限は、かかるストラクチャード商品の発行体およびかかるストラクチャード商品の最終債務者リスク（例えば、「原」債務者）の双方に適用される。

以下の制限の範囲内で、サブ・ファンドは、投資方針に従いヘッジ目的のために以下の技法および手段を採用することができる。

- 1) サブ・ファンドは、先物の売却またはオプション、スワップ、先渡契約などその他の金融商品の取得を行うことができる。ただし、かかる先物またはその他の金融商品は、定期的に営業しかつ公衆に対して開かれている公認の取引所または規制ある市場において取引されていなければならない。
- 2) さらに、サブ・ファンドは、高格付の金融機関との間で店頭市場において金融デリバティブ契約を締結することができる。

未決済取引全部の約定残高は、ヘッジされる通貨建てのサブ・ファンドの資産の市場価格を超えてはならない。

デリバティブ商品は、取引所において相場が付けられ、規制ある市場において取引され、または適格取引相手方（以下に定義する。）との個別契約によるものでなければならない。

サブ・ファンドが個別契約によりデリバティブ契約を締結する取引相手方は、OECD加盟国を拠点として当該取引を専門とする高格付の金融機関（以下「適格取引相手方」という。）でなければならない。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要がない。

リスク分散の原則の遵守を確保しつつ、サブ・ファンドは、最初の純資産価格の計算の日後6か月間、上記の分散のための投資制限を緩和することができる。

いかなる理由であれ上記の制限比率を超過した場合、投資は、受益者の利益を十分に考慮しながら、合理的期間内に所定の比率の範囲内に回復されなければならない。

借入制限

サブ・ファンドは、総額で純資産の最大10%相当額を一時的に借り入れることができる。かかる総額の計算において、貸方および借方の現金残高は通算することができる。

3【投資リスク】

リスク要因

（ ）一般的リスク

過去の実績は将来の運用成績の指標とはならず、受益証券は、流動性のあるファンドの受益証券を除き、中長期的な投資対象として考えるべきである。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、受益者は当初投資した金額を回収できないことがある。

（ ）投資目的リスク

投資目的は、投資結果として意図するものを表すが、かかる投資結果が達成されるとの保証はない。市況およびマクロ経済環境により、投資目的の達成がより困難になる場合や不可能になる場合さえある。サブ・ファンドの投資目的の達成の可能性は、明示的にも黙示的にも保証されていない。

（ ）為替リスク

サブ・ファンドの通貨（米ドル）が投資者の自国通貨と異なる場合、またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、投資者には、通常の投資リスクよりも多くの損失が生じる可能性（または多くの利益を得られる可能性）がある。

（ ）受益証券の取扱いの停止

受益証券を買い戻す権利が停止される場合がある。

（ ）規制リスク

ファンドはルクセンブルグ籍であり、投資者は、自己の管轄地域の規制当局による投資者保護のための規制が適用されないおそれがあることに留意すべきである。さらに、ファンドは、EU域外で登録される。かかる登録の結果、ファンドは、関連するサブ・ファンドの受益者に通知することなく、より制限的な規制の対象とされることがある。かかる場合、サブ・ファンドはこれらのより制限的な規制を遵守する。このことにより、サブ・ファンドが投資範囲を十分に利用することができなくなる場合がある。

（ ）投資集中リスク

ファンドはリスク分散の原則に基づき運営されるが、サブ・ファンドは、一定の時期において、相対的に少数の投資対象のみを保有することがある。サブ・ファンドが多額のポジションを保有する特定の投資対象が値下がりし、または発行体もしくは契約相手方の債務不履行を含むその他の悪影響を受ける場合、サブ・ファンドは著しい損失を被ることがある。

（ ）金利リスク

債券およびその他の債券関連商品の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債券関連商品の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債券関連商品の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象の残存期間または償還日までの期間が長いほど大きくなる。投資対象には、発行体に償還日より前に投資対象を買い戻す（コール）または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を買い戻しまたは償還する場合、サブ・ファンドは、その代金を、より低利の投資対象に再投資しなければならない場合がある。その結果、金利低下による債券価格の上昇益を享受できないことがある。

（ ）信用リスク

債券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債券の価格に影響することがある。サブ・ファンドが債券を保有している期間中に、当該債券の発行体の支払能力が著しく低下し、または債務不履行に陥る可能性がある。発行体の支払能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該債券の価格に悪影響を及ぼすことがある。

ある証券がルクセンブルグ国内で認知されている複数の統計格付機関により格付を付与されている場合、サブ・ファンドの投資運用会社は、当該証券が投資適格であるか否かを決定するにあたり、最高の格付とみなすことができる。サブ・ファンドは、保有する証券の格付が投資適格を下回った場合であっても、必ずしも当該証券を処分するわけではないが、サブ・ファンドの投資運用会社は、その証券がサブ・ファンドにとって引き続き適切な投資対象であるか否かを検討する。サブ・ファンドの投資運用会社は、ある証券が投資適格か否かを買付時にのみ検討する。サブ・ファンドによっては、ルクセンブルグ国内で認知されている統計格付機関により格付を付与されておらず、投資運用会社によりその信用度が決定される証券に投資するものもある。

一般に、額面価格よりも低価格で発行され、その存続期間中周期的に利払いがなされるのではなく満期時にのみ利払いがなされる投資対象の方が、信用リスクは大きい。信用格付機関は、主として発行体の過去の財務状況および格付時点における格付機関による投資分析に基づいて格付を決定する。特定の投資対象に割り当てられた格付は、必ずしも発行体の現在の財務状況を反映しておらず、また投資対象の変動性および流動性の評価を反映していない。投資適格の投資対象は、一般に、投資適格未滿の格付を付与されている投資対象よりも信用リスクが低い。それらも、低格付の投資対象と同様のリスク（発行体が適時に元金を支払うことができず、ひいては債務不履行となる可能性を含む。）を有することができる。

() 流動性リスク

流動性リスクとは、特定の投資対象の売買が困難になることである。流動性の乏しい証券へのサブ・ファンドによる投資は、サブ・ファンドがかかる証券を有利な時期または価格において売却することができないために、サブ・ファンドの利回りを減少させることがある。外国証券、デリバティブ、または高度の市場リスクおよび/もしくは信用リスクを有する証券に対する投資は、最も大きく流動性リスクにさらされる傾向がある。流動性の乏しい証券は、非常に価格変動性が高く、また評価が困難なことがある。

() インフレ/デフレ・リスク

インフレ・リスクは、インフレにより金銭価値が下落した場合に、サブ・ファンドの資産またはサブ・ファンドの投資収益の価値が将来において下落するというリスクである。インフレが進行するにつれて、サブ・ファンドの組入証券の実際の価値は下落する可能性がある。デフレ・リスクは、経済全体において時間の経過とともに物価が下がるというリスクである。デフレは、発行体の信用度に悪影響を及ぼし、発行体の債務不履行の可能性を高めることがあり、ひいては、サブ・ファンドの組入証券の価値を下げる可能性がある。

(x) 金融デリバティブ商品リスク

特定の投資目的を達成するため金融デリバティブ商品を利用するサブ・ファンドにとって、金融デリバティブ商品のパフォーマンスがサブ・ファンドおよび受益者にとってプラスの効果をもたらすとの保証はない。

(x) 先物取引、オプション取引および先渡し取引リスク

サブ・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、通貨、証券、指数、ボラティリティ、インフレおよび金利に関するオプション、先物および先渡しの契約を利用することがある。

先物取引には、高度のリスクを伴う。当初の証拠金が先物契約の価格に比して少額であるために、取引は「レバレッジがかけられ」または「ギアリング」される。比較的小さな市場の変動が、サブ・ファンドに対し有利にも不利にも作用する比例的に拡大する影響をもたらす。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなるため、当該指示の効力が生じない場合がある。

オプションの取引にはまた、高度のリスクを伴う。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。サブ・ファンドの受領するプレミアムは固定されているが、サブ・ファンドはその額を優に超える損失を被る場合がある。サブ・ファンドはまた、買主がオプションを行使し、サブ・ファンドがオプションを現金により決済するかまたは原資産を取得もしくは交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産に対する対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを有するサブ・ファンドにより「カバー」されている場合には、リスクは軽減される。

先渡し取引（特に店頭で取引されているもの）には、より増幅されたカウンターパーティー・リスクを伴う。カウンターパーティーが債務不履行に陥ると、サブ・ファンドは、期待していた支払または資産の引渡しを得られない可能性がある。このことにより、未実現利益が失われる場合がある。

(x) 店頭デリバティブ取引に特有のリスク

店頭市場で取引されている証券は、取引量が少ない可能性があり、主に証券取引所で取引されている証券より価格が不安定である場合がある。かかる証券は、より幅広く取引されている証券よりも流動性が低い可能性がある。さらに、かかる証券の価格が未公表のディーラーの利幅を含んでいる場合があり、サブ・ファンドが購入価格の一部として支払う可能性がある。

(x) カウンターパーティー・リスク

管理会社は、ブローカー、決済機関、市場におけるカウンターパーティーおよびその他の代理人を通じてまたはそれらとともに、サブ・ファンドのために取引を行う。サブ・ファンドは、支払不能、破産またはその他原因のいかなるを問わず、かかるカウンターパーティーの債務不履行のリスクにさらされる。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドがエクスポージャーを得ようとする市場または投資対象に連動する社債または債券などの商品に投資することができる。かかる商品は、一連のカウンターパーティーにより発行されており、投資対象を通じてサブ・ファンドは、自らが得ようとする投資エクスポージャーに加えて発行体のカウンターパーティー・リスクにさらされる。

(x) 店頭デリバティブ取引のカウンターパーティー・リスク

サブ・ファンドは、十分な監督に服しかつ同種の取引を専門とする一流の機関とのみ店頭デリバティブ取引を行う。原則として、一流機関と締結されたかかるデリバティブ取引についてのカウンターパーティー・リスクは、カウンターパーティーが信用機関である場合には、該当するサブ・ファンドの純資産の10%を超えてはならず、その他の場合には純資産の5%を超えてはならない。しかし、カウンターパーティーが債務不履行に陥った場合、実際の損失はこれらの制限を超える可能性がある。

(x) 保管業務に関するリスク

サブ・ファンドの資産は、保管受託銀行により安全に保管されており、投資者は、保管受託銀行が破産した場合、保管受託銀行がサブ・ファンドの全資産を短期間で返済する義務を完全に履行することができないリスクにさらされる。サブ・ファンドの資産は、保管受託銀行の帳簿においてサブ・ファンドに属するものとして特定される。保管受託銀行が保有する証券は、保管受託銀行のその他の資産と分離される。これにより、破産の場合において返済できないリスクが緩和されるが、除外されることはない。しかしながら、当該分離は、破産の場合において返済できないリスクを増加させる現金に適用される。保管

受託銀行は、サブ・ファンドの全資産を自身では保管せず、保管受託銀行として同一のグループ会社の一部ではない副保管受託銀行のネットワークを利用する。投資者は、保管受託銀行の破産のリスクと同様に、副保管受託銀行の破産のリスクにさらされる。

サブ・ファンドは、保管受託システムおよび/または決済システムが十分に発達していない市場にも投資することができる。かかる市場で取引され、かつ、かかる副保管受託銀行に委託されているサブ・ファンド資産は、保管受託銀行が責任を負わない状況においては、リスクにさらされる場合がある。

(x)) 低格付高利回り債務証券についてのリスク

サブ・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場リスクおよび信用リスクに服する低格付高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受する高度のリスクに報いるために、高格付の証券に比して高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、証券保有者に対する発行体の支払能力が損なわれる可能性の大きさを反映している。したがって、サブ・ファンドへの投資は、高格付低利回りの証券への投資よりも、より高い程度の信用リスクを伴う。

(x)) モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券のリスク

担保付モーゲージ債務および一定のストリップ・モーゲージ担保証券を含むモーゲージ担保証券は、モーゲージ・ローンへの参加権を表章し、またはモーゲージ・ローンにより担保されている。資産担保証券は、モーゲージ担保証券と同様に構成されているが、モーゲージ・ローンまたはモーゲージ・ローンに対する持分の代わりに、自動車割賦販売または割賦ローン契約、様々な種類の不動産および動産のリース、ならびにクレジット・カード契約からの売掛債権などが原資産とされる。

従来型の債務型証券は、一般に、元本全額の支払期限が到来する満期まで固定金利を支払う。これに反して、モーゲージ担保証券および多くの資産担保証券の支払には、一般に、利息および元本の一部支払が含まれる。元本も、任意に、または借換えもしくは担保権の実行により繰上返済されることがある。サブ・ファンドは、繰上返済された投資対象の代金を、あまり魅力的でない条件および利回りを有する他の投資対象に投資しなければならない場合がある。その結果、これらの証券は、（金利上昇局面においても市場価格下落と同様のリスクがあるが、）金利下落局面においても、同程度の満期を有する他の証券に比して資本増加の可能性において劣る場合がある。繰上返済率は、一般に、金利が上昇するにつれて下がるため、金利の上昇によりデュレーションが長くなり、ひいてはモーゲージ担保証券および資産担保証券のボラティリティが高まる傾向がある。上記の金利リスクに加えて、サブプライム・モーゲージにより構成されるモーゲージ担保証券への投資には、より高い信用リスク、評価リスクおよび流動性リスク（上記参照）を伴う場合がある。デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される固定利付証券の予想存続期間の尺度である。最終支払期限が到来するまでの時間のみを計測する固定利付証券の満期とは異なり、デュレーションは、これらの支払が繰上返済および金利変動によりどのような影響を受けるかを含め、証券の元利金の全額支払が行われると予想されるまでの時間を考慮に入れる。

資産担保証券の発行体が原資産に対する担保権を実行する能力は限られている場合がある。モーゲージ担保証券および資産担保証券の中には、原資産にかかる支払のうちの利息部分または元本部分しか受け取らないものがある。これらの証券の利回りおよび価値は、金利変動および原資産の元本支払の割合に対して極端に敏感である。利息部分は、金利が下がって原資産であるモーゲージまたは原資産の返済率（繰上返済率を含む。）が上昇すれば、値下がりする傾向がある。金利の下落により、サブ・ファンドが利息部分に対する投資全額を失う可能性もある。逆に、金利が上昇して返済率が下がれば、元本部分が値下がりする傾向がある。さらに、利息部分および元本部分についての市場が不安定かつ限られている場合があり、それにより、サブ・ファンドによる売買が困難になる場合がある。

サブ・ファンドは、先日付で固定価格により投資対象を購入する契約を金融機関と締結することにより、モーゲージ担保証券および資産担保証券に対する投資エクスポージャーを得ることができる。サブ・ファンドは、かかる契約の終了日に、証券の引渡しを得られる場合もあれば得られない場合もあるが、それでもなお、契約期間中、原証券の値動きにさらされることとなる。

(x) 純資産価格に関する留意事項

受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの投資の運用実績により、時々刻々と変動するものと予想される。受益者は、受益証券の買戻しを行う際にまたは強制的買戻しの際に、その時点における受益証券1口当たり純資産価格が受益者が払い込んだ発行価格よりも低い場合には、当初の投資額を全額回収できない可能性がある。

資産が公正な価格設定方法により純資産価格に反映されている場合、かかる公正価格設定方法がその後の換金価格と対応するとの保証はない。

(xx) 税金に関する留意事項

ファンドが取得時に源泉徴収税を課されない証券に投資する場合、適用法、条約、規則もしくは規制またはそれらの解釈の変更により、将来も源泉徴収されないとの保証はない。ファンドは、かかる源泉徴収税額を回収することができず、かかる変更が受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼすことになる。将来かかる証券が源泉徴収税の対象とされなくなった場合、その利益は買主に生じ、ファンドには生じない。租税条約の適用がなくなり、ファンドがそれにより従前は源泉徴収されていなかった源泉徴収税額を支払わなければならないとなった場合、ファンドは、かかる源泉徴収税額を回収することができず、これが受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼすことになる。

分散投資の結果として、サブ・ファンドは、他の通貨建てで保有されている資産に関する為替リスク、他の法域に投資されている資産に関する税金リスク、サブ・ファンドの投資先ファンドの資産に影響する可能性のある政治的、社会的および経済的要因に関するリスクなどのその他のリスクを負うことがある。

(xx) 証券貸付およびレポ取引に関連する特定のリスク

証券貸付およびレポ取引には一定のリスクを伴う。サブ・ファンドが取引を締結した目的を達成するとの保証はない。

レポ取引には、サブ・ファンドにおいてオプションまたは先渡しデリバティブ金融商品に伴うものと類似するリスク（それらのリスクは、本書の他の項に記載されている。）を伴うおそれがある。証券貸付は、カウンターパーティーの債務不履行または経営難の場合には、回収が遅延し、かつ一部しか回復することができない可能性があり、それにより、サブ・ファンドが証券の売却を完了する、または買戻請求に応じる能力が制限されるおそれがある。

カウンターパーティーに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、カウンターパーティーが取引において債務不履行に陥った場合には担保を失うということにより緩和される。担保として証券が差し入れられている場合、売却時にサブ・ファンドに対するカウンターパーティーの債務を弁済し、またはカウンターパーティーに貸し付けられていた証券の代替物を購入するためには十分でない現金しか得ることができないというリスクがある。後者の場合、サブ・ファンドの第三者貸付機関が、代替証券の購入資金の不足分をサブ・ファンドに対し補償するが、その補償が不十分またはその他信頼できないおそれがあるというリスクがある。

サブ・ファンドが上記の一または複数の認められている種類の投資対象に現金担保を再投資する場合、投資対象が、当該現金に関してカウンターパーティーから得ることができる利息よりも少ない利益しか生じず、また投資された現金額よりも少ない利回りしか生じないというリスクがある。投資対象が非流動的になり、サブ・ファンドが貸し付けられた証券を回復する能力を制限され、サブ・ファンドが証券の売却を完了するまたは買戻請求に応じる能力を制限するおそれがある。

(xx) 潜在的な利益相反のリスク

投資運用会社およびシュローダー・グループは、直接または間接的に、投資運用会社のファンドに対する任務に潜在的な利益相反をもたらす利益を投資運用会社またはシュローダー・グループにもたらす取引を行うことがある。投資運用会社もシュローダー・グループも、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して発生するもしくは受領する利益、手数料または報酬に関して、ファンドに対

して説明する責任を負わない。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も排除されない。

投資運用会社は、潜在的な利益相反が存在しなかった場合と比べ、ファンドにとって不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または義務の相反は、投資運用会社またはシュロダー・グループがファンドに直接または間接的に投資する場合があることにより生じる。

上記のリスク要因のリストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。投資者は、本書の全体を読み、サブ・ファンドに投資するか否かを決定するために必要と考えるその他すべての情報を十分に精査しなければならない。投資者は、本書の内容を完全に理解していなければならない。

<サブ・ファンドに特有のリスクの検討事項およびリスク特性>

サブ・ファンドは、低～中程度のリスクを有する。このサブ・ファンドに特有のリスクの主なものとして、金利リスク、信用リスク、モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券のリスクならびに為替リスクがある。

その他のリスクとして、流動性リスク、インフレ/デフレ・リスク、金融デリバティブ商品リスク、カウンターパーティー・リスク、保管業務に関するリスク、潜在的な利益相反のリスク、純資産価格に関する留意事項、規制リスクおよび受益証券の取扱いの停止がある。

リスクに対する管理体制

シュロダーの顧客のアウトパフォーマンス目標を達成するため、ファンドマネジャーが十分な、ただし管理された投資リスクの発生を要するとシュロダーは考えている。

シュロダーは、ポートフォリオ構築を助長する多くのシュロダー独自のリスク監視および報告ツールを開発してきた。

シュロダーは、プロセスを確認し実証するため、および各プロセスに内在するリスクとこれを軽減するため実施されるべき重要な管理の両方を確定するため、重要事業についてリスク・マッピングを有している。かかるマッピング行為は、経営陣との共同作業で実施され、合意済リスクとその管理のマップの作成という主要目的に合致している。

リスク・マッピングとともに、シュロダーは、社外のソフトウェア・コンサルタント業者と関連して、リスク管理システム「SWORD」を開発してきた。このシステムは、シュロダーのイントラネットを通じたグローバル業務の一部から確実にアクセスすることができる。システムは、以下を提供する。

- ・シュロダーに対する、組織内業務、関連リスクおよびかかるリスクに付随する管理を明示することを可能にするマッピング情報の蓄積
- ・毎月、管理実績を報告するためのツール（シュロダーは、重要な管理の実施について明確に保証されている。）
- ・組織内の各種レベルのベンチマークと比べた、合意済キー・パフォーマンス指標の報告手段
- ・報告が精査され、ハイ・リスクの項目について経営幹部に着目させることを確保するための統合されたファシリティ
- ・発行銘柄の運用の中心システム

それゆえ、シュロダーがリスクを確認し、評価し、監視しかつ管理する方法は、以下のように要約することができる。

リスクの確認

- ・業務執行取締役とともにグループ・リスク部門が6か月毎に公式に考察し、継続的に監視する重要リスクの上位10種および30種の検討
- ・リスク台帳の維持、ならびに、リスク・マップとこれによるSWORD上での文書化および把握の組織全体への公表
- ・早期のリスクの確認および精査を確保し、新事業、計画または商品等についての適切な方針の規定

リスクの監視

リスク報告体制が、以下のように整備される。

- ・パフォーマンス、例外および未決事項の定期的報告
- ・運用上の「サプライズ」を最小化するため、当面のリスクおよび管理上の問題に対する拡大メカニズム

リスク報告は、経営陣の決定する特定の受取人にとって適切なレベルの詳細、頻度、内容および予測を備えたあらゆるレベルの事業を対象とする。リスクの問題は、予め定められた基準に基づき組織内の適切なレベルまで拡大されることを要する。グループ・リスク部門および社内監査部門は、リスク報告が効率的にかつ事業のグループ基準に従い実行されることの確保に努める。

合意済キー・パフォーマンス指標は、毎月収集されるデータである。トレンド情報およびベンチマークとの比較により、経営陣は、プロセスおよび管理が規定されたように実施されているか否かを検討し、必要に応じ調査を行うことができる。

SWORDは、リスク・マップの作成された事業の主要管理の実施に責任を負う関係マネジャーまたはチーム・リーダーから明確な保証を得るために利用される。管理が規定されたように実施されなかった場合、SWORDは、リスク全体の評価を行わず、担当者に問題の報告を要求する。残余リスクが高いかまたは非常に高い場合、関係するリスク管理が規定されたように実施されている場合でも担当者は問題の報告を要求される。かかる明確な保証が問題の運営と結びつき、現地レベル、地域レベル、機能レベルまたはグループ・レベルでの適切なリスク報告を行うため、合意済キー・パフォーマンス指標がリスク管理者により利用される。

さらに、グループ内の上席取締役は、6か月毎に、事業管理上の質問に公式に回答することを要求される。発生するすべての問題は、グループ・リスク委員会が検討を行い、重要問題に関する概要が、グループ監査委員会に提出される。

社内監査部門およびコンプライアンス・モニタリング部門は、各部署での管理プロセスの有効性について個別に保証するため必要な業務を実行する。社内監査部門、コンプライアンス・モニタリング部門および外部監査により発行された報告書、または外部当事者の発行したその他の報告書で挙げられた問題点について検討および追跡のための手順が定められている。社内監査部門、コンプライアンス部門およびグループ・リスク部門は、すべての分野が確実に有効に監視されるよう密接に業務を行う。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

投資者は、サブ・ファンドの受益証券の取得に際し、当初手数料を徴収されない。代わりに、条件付後払手数料を管理会社に支払わなければならない場合がある。条件付後払手数料は、受益証券の販売、募集および売出しに関連して当該販売、募集および売出しの際、管理会社が提供した業務に対する報酬であり、かかる受益証券に関して管理会社による継続的業務の提供を条件としたり関連したりするものではない。受益証券が発行日から5年以内に買い戻された場合、買戻代金には以下の表に記載された料率の条件付後払手数料が課される。

購入後経過年数	条件付後払手数料
2年以内	4%
2年超 3年以内	3%
3年超 4年以内	2%
4年超 5年以内	1%
5年超	0%

適用ある条件付後払手数料の料率は、買い戻される受益証券（別のサブ・ファンドからスイッチングされた受益証券については、スイッチング前の受益証券（もしあれば）を含む。）が発行されていた全期間を参照して決定される。条件付後払手数料の適用の有無を決定する際、可能な限り最も低い料率が適用されるような方法で計算が行われる。その際、買戻しは、まず、5年を超える期間発行されていた受益証券について、次に、この5年間のうち最も長い期間発行されていた受益証券について行われる。条件付後払手数料は、5年間の期間を超えて発行されていた受益証券については支払う必要はない。受益証券を別のサブ・ファンドの受益証券にスイッチングした際には、条件付後払手数料を支払う必要はない。管理会社は条件付後払手数料の全部または一部を放棄することができない。購入後経過年数の計算は、月次算定方式（ある月内に申し込まれたすべての受益証券について、翌月1日から年数の経過が始まる方式）に基づいて行われる。

受益証券の購入が複数回にわたり行われた場合には、先に購入された受益証券が先に買い戻され、したがって、条件付後払手数料の料率は可能な限り最も低いものが適用される。条件付後払手数料の金額は、上記のとおり決定された適用ある料率に、(a) 当該取引日に買い戻される受益証券1口当たり純資産価格と(b) 買い戻される受益証券の発行に際して支払われた価格とのいずれか低い方の金額を乗じて計算される。

受益証券の投資者は、分配金を再投資することができない。さらに、当該受益証券の保有分を他のクラスの受益証券にスイッチングすることはできない。

条件付後払手数料は、受益証券1口当たり純資産価格が増加し、元の発行価格よりも値上がりした場合の増加金額分について支払う必要はない。

日本国内における申込手数料

受益証券について、受益証券の購入時に申込手数料は課されないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払手数料が課される場合がある。

購入後経過年数	条件付後払手数料
2年以内	4%
2年超 3年以内	3%
3年超 4年以内	2%
4年超 5年以内	1%
5年超	0%

投資者は、買戻価格から条件付後払手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。

条件付後払手数料の適用の有無を決定する際、可能な限り最も低い料率が適用されるような方法で計算が行われる。その際、買戻しは、まず、5年を超える期間発行されていた受益証券について、次に、この5年間のうち最も長い期間発行されていた受益証券について行われる。購入後経過年数の計算は、月次算定方式（ある月内に申し込まれたすべての受益証券について、翌月1日から年数の経過が始まる方式）に基づいて行われる。受益証券の購入が複数回にわたり行われた場合には、先に購入された受益証券が先に買い戻され、したがって、条件付後払手数料の料率は可能な限り最も低いものが適用される。

条件付後払手数料の金額は、上記のとおり決定された適用ある料率に、(a) 当該取引日に買い戻される受益証券1口当たり純資産価格と(b) 買い戻される受益証券の発行に際して支払われた価格とのいずれか低い方の金額を乗じて計算される。

条件付後払手数料は、管理会社に対して支払われるべき手数料であり、買戻手続を行う日本における販売会社または販売取扱会社を通じて精算される。条件付後払手数料には、消費税は課せられない。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

適用ある条件付後払手数料を除いて、海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

適用ある条件付後払手数料を除いて、日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

本項および後記「(4) その他の手数料等」に記載される費用・報酬（設立費用を除く。）は、サブ・ファンドの純資産価格の年率1.78%を上限とする。かかる年率1.78%のうち、本項 記載の管理報酬および 記載の保管受託報酬ならびに後記「(4) その他の手数料等」に記載される費用・報酬（設立費用を除く。）については、サブ・ファンドの純資産価格の年率0.17%を上限とする。

管理報酬

管理会社は、その業務に対し、該当するクラスの純資産価格を参照して0.20%を上限とする年率で毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する権利を有する。これらの報酬は管理会社により随時見直される。管理会社は、業務を実行する際に適切に生じたすべての合理的な立替費用の返還を受け権利も有する。

平成21年9月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、6,904米ドルであった。

投資運用報酬

投資運用会社は、その業務に対して、サブ・ファンドまたは該当するクラスの純資産価格を参照して年率0.35%の投資運用報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、サブ・ファンドの純資産価格を参照して毎日計算され、かつ発生し、毎月後払いされる。

平成21年9月30日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、24,164米ドルであった。

保管受託報酬

保管受託銀行は、保管受託業務に関して、ファンドの純資産価格の年率0.008%を上限とする報酬を受領することができる。

管理会社は、J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイが保管受託者兼管理事務代行者としての業務の対価として通常の手数料を受け取ることができる旨合意している。かかる手数料は、ルクセンブルグにおける通常の慣行およびファンドの会計処理を対象とする会計処理手数料に従うものとする。保管手数料および取引手数料は、毎月支払われ、また毎日計算され発生する。保管手数料の料率および取引手数料の水準は、関連する業務が行われる国に応じて異なり、年率0.5%かつ取引一件当たり150米ドルを上限とする。

中核的なファンドの会計処理および評価業務に関する報酬は、サブ・ファンドの純資産価格の年率0.02%を上限として、毎日計算され、かつ発生し、年間最低報酬は20,000米ドルとする。特別の評価、追加的会計処理業務（例えば業績関連報酬の計算）および税務申告業務など追加的な業務に対して、各サブ・ファンドが追加的な報酬を負担することがある。

保管受託報酬、保管手数料および取引手数料ならびにファンドの会計処理および評価業務に関する報酬は、保管受託銀行および管理会社が随時見直すことができる。また、保管受託銀行は、その任務を遂行する際に適切に生ずる一切の合理的な費用を受け取ることができる。

保管受託銀行に支払われる金額は、ファンドの財務諸表に記載される。

平成21年9月30日に終了した会計年度中の保管受託報酬（管理事務代行報酬を含む。）は、2,537米ドルであった。

販売報酬

管理会社（または管理会社が随時任命するその他の者）は、受益証券の販売、販売促進、募集、および売出しに関連する販売報酬を受け取る権利を有する。かかる報酬の支払義務は、絶対的なものであり、かかる受益証券の販売について取消不能である。

販売会社に対して支払われる報酬は、サブ・ファンドの純資産価格を参照して年率1.19%であり、毎日計算され、かつ発生し、毎月後払いされる。

平成21年9月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、82,156米ドルであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、毎月計算されかつ発生し、毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価格の年率0.07%の報酬を受け取る権利を有する。

平成21年9月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、4,833米ドルであった。

（4）【その他の手数料等】

ファンドは、以下を含むがそれらに限定されないファンドの運営にかかるすべての手数料および費用を支払う。

- ファンド資産および収益に課される一切の税金
- 保管受託銀行が負担した合理的な支出および立替費用（電話代および郵便代を含むがそれらに限られない。）ならびにファンド資産の保管を委託している銀行および金融機関に対する保管手数料
- ファンドのポートフォリオにおいて保有されている証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差し引かれる。）
- 支払代行会社が適切に負担した報酬、費用および一切の合理的な立替費用
- 受益者の利益のための任務遂行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法的費用
- 代行協会員が提供するサービスに関連して発生した合理的な立替費用
- 日本における販売会社が販売した受益証券に関する口座明細書の作成および印刷にかかる経費および費用
- 約款ならびにファンドまたはファンドの受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含む。）への届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその

他一切の書類を（必要とされる言語で）作成・提出および印刷する費用、上記関係当局の適用法令の下で要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、日本における販売会社が日本国内における商取引のために使用する有価証券届出書および目論見書の写しの印刷ならびに日本国内の証券会社および販売取扱会社に対する配布にかかる経費および費用、会計、記帳および毎日の純資産価格の計算にかかる費用、受益者に対する通知・公告の作成・配布にかかる費用、弁護士および監査人に対する報酬、日本の適用法令ならびに各国の証券業協会の協定および規則に基づき管理会社が作成することを要求される書類の作成にかかるその他の経費および費用、（上場されている場合）上場証券取引所における受益証券の上場申請および上場維持にかかる経費、ならびに、以上に類似する一切の管理事務手数料、ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費および受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除かれる。

投資運用会社は、いかなるソフト・コミッションの取決めも行わない。しかし、コミッションは、許容されるリサーチ業務の対価を支払うために現在も使用されており、アンバンドリングおよびコミッション・シェアリングを通じて使用されている。これらの業務は、ファンドを含む投資運用会社の顧客にとって直接的かつ確定可能な利益が存在し、かつコミッションを発生させる取引が誠実に適用ある規制要件を厳守してファンドの最善の利益のために誠実に行われることについて投資運用会社が了承している場合にのみ購入される。かかる取決めは、最良の市場慣行に相応する条件で、投資運用会社により行われることを要する。

ファンドは、英文目論見書の起草および印刷にかかる費用、弁護士報酬、公証人報酬、行政機関および証券取引所に対する申請費用、販売および広告宣伝にかかる一切の費用ならびにファンドの設定および運用開始に係るその他の費用を含む設立費用を負担する。

約425,000米ドルの設立費用は、ファンドが負担する。これらの費用については、管理会社の裁量により、ファンド（ファンドの運用開始日から5年以内に運用開始されるサブ・ファンドを含む。）の運用開始日から5年間で、定額法により償却することができる。管理会社は、絶対的な裁量により、かかる経費および費用の償却期間を短縮することができる。

平成21年9月30日に終了した会計年度中のその他の手数料は、21,571米ドルであった。

（5）【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本における受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、日本の個人受益者の売買益については課税されない。

（注）日本における受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本における受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。投資者には、課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることを勧める。

ルクセンブルグ

ファンドは、課税についてルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグで現在施行されている制定法および規制の下では、サブ・ファンドは、四半期毎に計算されおよび支払われる年率0.05%の純資産に対する資本税に従う。機関投資家（2002年法の第129条に規定される。）のみから成るクラス受益証券については、課税は年率0.01%となる。他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産部分に対しては、いかなる資本税も課せられない。現行法においては、ファンドも受益者（ルクセンブルグに居所、登記上の事務所または恒久的施設を有している、または一定の限られた場合には以前有していた者または会社を除く。）も、収益またはキャピタル・ゲインに対してルクセンブルグの税金を課されず、また、源泉徴収税または遺産税を課されることもない。ファンドは、関連する各国において源泉徴収税を控除後に、自らの組入証券から生じた収益を回収する。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

（平成22年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
債券	アメリカ合衆国	37,766,092.74	34.62
	イタリア	14,987,182.72	13.74
	イギリス	9,785,665.29	8.97
	フランス	8,936,137.83	8.19
	オランダ	5,958,665.58	5.46
	アイルランド	5,574,424.96	5.11
	オランダ領アンティル諸島	4,328,808.00	3.97
	カナダ	4,191,612.90	3.84
	ギリシャ	3,539,287.45	3.24
	国際機関	1,895,282.52	1.74
	ドイツ	1,807,012.52	1.66
	スウェーデン	1,444,221.00	1.32
	オーストラリア	1,414,238.61	1.30
	ルクセンブルグ	1,267,492.55	1.16
	スイス	824,994.01	0.76
	マレーシア	544,849.23	0.50
	シンガポール	505,101.00	0.46
	ジャージー島	384,138.15	0.35
	デンマーク	355,717.82	0.33
	スペイン	131,677.43	0.12
小計		105,642,602.31	96.84
現金・その他の資産（負債控除後）		3,444,391.17	3.16
合計 （純資産総額）		109,086,993.48 （約10,262百万円）	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年4月末日現在)

	銘柄	発行地 (国名)	種類	利率 (%)	償還日	額面金額	簿価合計 (米ドル)	時価合計 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	US TREAS NTS 04.625% 31/DEC/2011	アメリカ合衆国	債券	4.625	2011/12/31	6,820,000 米ドル	7,342,848.20	7,252,643.75	6.65
2	TBA GNMA I SF 5.00 30 YRS MAY	アメリカ合衆国	債券	5	2039/5/15	5,332,000 米ドル	5,514,210.00	5,551,945.00	5.09
3	ITALY(REPUBLIC OF) 2.125% BDS 05/OCT/2012 USD1000	イタリア	債券	2.125	2012/10/5	5,265,000 米ドル	5,277,631.61	5,243,413.50	4.81
4	NETHERLANDS GOVERNMENT 4.0% 15/JAN/2011	オランダ	債券	4	2011/1/15	3,510,000 ユーロ	3,616,185.27	4,793,263.89	4.39
5	IRELAND(REPUBLIC OF) 4% TB 11/NOV/2011 EUR	アイルランド	債券	4	2011/11/11	3,220,000 ユーロ	3,355,320.05	4,367,368.57	4.00
6	UNITED STATES TREAS NTS VAR 15/JUL/2019	アメリカ合衆国	債券	1.893	2019/7/15	4,020,000 米ドル	4,266,333.09	4,310,836.63	3.95
7	ITALY (REPUBLIC OF) 4.5% 21/JAN/2015 USD	イタリア	債券	4.5	2015/1/21	3,343,000 米ドル	3,541,314.47	3,466,858.15	3.18
8	CANADA (GOVT OF) 3.75% DEB 01/JUN/2019 CAD1000	カナダ	債券	3.75	2019/6/1	3,340,000 カナダドル	3,421,822.55	3,349,128.40	3.07
9	ITALY(REPUBLIC OF) 4% BDS 01/FEB/2017 EUR1000	イタリア	債券	4	2017/2/1	2,285,000 ユーロ	2,400,826.50	3,193,970.31	2.93
10	SOCIETE GENERALE ACCEPTANCE NV 28/06/2019	オランダ領 アンティル諸島	債券	0	2019/6/28	2,090,000 米ドル	2,181,282.62	2,164,404.00	1.98
11	SOCIETE GENERALE ACCEPTANCE NV 09/07/2019	オランダ領 アンティル諸島	債券	0	2019/7/9	2,090,000 米ドル	2,181,282.62	2,164,404.00	1.98
12	TREASURY 3.75% GILT 07/SEP/2019 GBPO.01	イギリス	債券	3.75	2019/9/7	1,369,000 英ポンド	1,350,316.79	2,074,817.05	1.90
13	UNITED STATES OF AMER TREAS BONDS 4.25% BDS	アメリカ合衆国	債券	4.25	2039/5/15	2,025,000 米ドル	1,954,623.86	1,910,777.34	1.75
14	NORDIC INVESTMENT BANK 2.625% BDS 06/OCT/2014	国際機関	債券	2.625	2014/10/6	1,880,000 米ドル	1,875,837.85	1,895,282.52	1.74
15	UNITED STATES TREAS NTS 3.625% 15/FEB/2020	アメリカ合衆国	債券	3.625	2020/2/15	1,550,000 米ドル	1,532,760.18	1,535,953.13	1.41
16	FRANCE(GOVT OF) 5% OAT 25/04/2012	フランス	債券	5	2012/4/25	1,055,000 ユーロ	1,140,180.70	1,520,120.63	1.39
17	GINNIE MAE 2009-120 V 5.000% 20/DEC/2020	アメリカ合衆国	債券	5	2020/12/20	1,397,069 米ドル	1,499,666.45	1,508,814.05	1.38
18	GREECE(REP OF) 4.3% BDS 20/MAR/2012 EUR1000	ギリシア	債券	4.3	2012/3/20	1,200,000 ユーロ	1,252,404.49	1,394,293.69	1.28
19	AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) 5.75% BDS 15/JUN/2011	オーストラリア	債券	5.75	2011/6/15	1,250,000 豪ドル	1,273,375.85	1,181,326.35	1.08
20	FRANCE(GOVT OF) 4.25% OAT 25/APR/2019 EUR1	フランス	債券	4.25	2019/4/25	810,000 ユーロ	871,697.60	1,172,709.04	1.08

	銘柄	発行地 (国名)	種類	利率 (%)	償還日	額面金額	簿価合計 (米ドル)	時価合計 (米ドル)	投資 比率 (%)
21	GREECE(REP OF) 6.1% BDS 20/AUG/2015 EUR1000	ギリシア	債券	6.1	2015/8/20	1,060,000 ユーロ	1,052,993.40	1,144,795.69	1.05
22	JPMORGAN CHASE & CO 6.3% BDS 23/APR/2019 USD2000	アメリカ合衆国	債券	6.3	2019/4/23	1,040,000 米ドル	1,146,736.25	1,144,195.52	1.05
23	ITALY(REPUBLIC OF) 5% BDS 01/AUG/2039 EUR1000	イタリア	債券	5	2039/8/1	810,000 ユーロ	836,052.49	1,119,202.26	1.03
24	STANDARD CHARTERED 9.5%-FRN PERP USD1000	イギリス	債券	9.5	2049/12/31	900,000 米ドル	990,711.55	998,634.60	0.92
25	TELECOM ITALIA SPA 5.25% 10/FEB/2022	イタリア	債券	5.25	2022/2/10	750,000 ユーロ	744,712.50	989,376.93	0.91
26	SWEDEN(KINGDOM OF) 5.5% BDS 08/OCT/2012 SEK5000	スウェーデン	債券	5.5	2012/10/8	5,555,000 スウェーデン ・クローネ	6,113,905.35	846,516.21	0.78
27	IRELAND(REPUBLIC OF) 5.9% TREASURY BDS 18/OCT/2019	アイルランド	債券	5.9	2019/10/18	590,000 ユーロ	632,352.88	834,531.12	0.77
28	TREASURY 4.75% LN STK 07/DEC/2038	イギリス	債券	4.75	2038/12/7	490,000 英ポンド	527,919.94	783,021.31	0.72
29	GNMA 11 MORTPASS 5% 20/NOV/2039 SF PN# 004578	アメリカ合衆国	債券	5	2039/11/20	737,540 米ドル	768,770.09	766,810.99	0.70
30	CASINO GUICH-PERR 5.5% MTN 30/JAN/2015 EUR50000	フランス	債券	5.5	2015/1/30	500,000 ユーロ	526,102.00	728,733.02	0.67

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成22年4月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成22年4月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成21年6月30日（サブ・ファンドの運用開始日）から平成22年4月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成21年9月末日)	45,858	4,314	10.46	984
平成21年6月末日	7,605	715	10.00	941
7月末日	23,427	2,204	10.18	958
8月末日	34,508	3,246	10.31	970
9月末日	45,858	4,314	10.46	984
10月末日	56,898	5,352	10.52	990
11月末日	65,068	6,121	10.62	999
12月末日	84,043	7,906	10.25	964
平成22年1月末日	89,198	8,391	10.14	954
2月末日	97,243	9,148	10.00	941
3月末日	108,926	10,247	10.02	943
4月末日	109,087	10,262	9.91	932

【分配の推移】

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.035米ドル

計算期間	1口当たり分配金
平成21年6月30日（サブ・ ファンドの運用開始日） ～平成22年4月末日	0.28米ドル

【収益率の推移】

会計年度	収益率 ^(注)
第1会計年度	4.95%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

（第1会計年度の場合、当初発行価格10米ドル）

計算期間	収益率 ^(注)
平成21年6月30日（サブ・ファンドの運用開始日） ～平成22年4月末日	1.90%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成22年4月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当初発行価格（10米ドル）

6【手続等の概要】

(1) 日本における販売手続等

前記「第一部 証券情報 (7) 申込期間」に記載される申込期間中に前記「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われる。

(2) 日本における買戻し手続等

買戻日

日本における受益者は、いずれの取引日にも買戻しを請求することができる。

買戻価格と買戻し手数料

受益証券 1 口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した取引日に計算される 1 口当たり純資産価格である。

適用ある条件付後払手数料を除いて、買戻し手数料は徴収されない。

買戻単位

1 口以上 1 口単位とする。

買戻代金の支払

買戻代金は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、サブ・ファンドの基準通貨（米ドル）または円貨で支払われる。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

純資産価格の計算

受益証券1口当たり純資産価格は、米ドル建てで表示され、各取引日に、サブ・ファンドの資産からサブ・ファンドに属する負債（管理会社が必要または妥当とみなす一切の引当金を含む。）を控除した額を発行済み受益証券の総数で割ることにより、管理会社により、管理会社の裁量で決定される。

純資産価格の決定の停止

管理会社は、一定の場合、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止することができ、その結果として、サブ・ファンドの受益証券の販売、買戻しおよびスイッチングを一時的に停止することができる。

(2) 保管

日本の投資者に販売される受益証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社または販売取扱会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。日本における受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取扱残高報告書が交付される。

(3) 信託期間

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

(4) 計算期間

ファンドおよびサブ・ファンドの決算日は、毎年9月30日である。

(5) ファンドおよびサブ・ファンドの解散

ファンドは、期限の定めなく設定された。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の合意によりいつでも解散することができる。ファンドは、ルクセンブルグの法律により要求される場合に解散する。解散通知は、官報「メモリアル」および少なくとも1紙のルクセンブルグの新聞で公告される。さらに、管理会社は、ファンドの投資者にとって最善の利益に資すると考える場合、一または複数の外国の新聞においてかかる公告を行うよう決議することができる。解散の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に資するようファンドの資産を換金し、管理会社は、残余財産を（全清算費用を控除後）、受益者に対し各々の権利の割合に応じて分配する。ルクセンブルグ法で規定されているように、返済のために引き渡されない受益証券に相当する残余財産は、除斥期間（通常、預託された日付から30年）が経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管される。除斥期間の終了後請求されない残余財産は、受領できなくなり、その金額は、ルクセンブルグ国家のために支払われるものとする。ファンドが清算に至るような状況が発生した場合はすみやかに、受益証券の発行は禁止され、発行された場合には無効となる。受益証券の買戻しは、受益者の公平な取扱いが維持される限り行うことができる。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散は、受益者またはその相続人もしくは実質的受益者から請求することができない。

管理会社と保管受託銀行の合意により、

- () いつでもサブ・ファンドを解散して、当該サブ・ファンドの受益者が、サブ・ファンドの資産の正味売却代金の分配を受けるものとすることができ、または
- () いつでもサブ・ファンドを解散して、残余財産を、別のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券の購入に充当することができる。

上記で予定されている解散および出資は、以下のいずれかの場合にのみ行うことができる。

- a . サブ・ファンドの全受益証券の純資産が50,000,000米ドルまたはその相当額未満である場合
- b . 経済的もしくは政治的状况により、かかる方法がやむを得ない場合、またはシュローダーの資金範囲を合理化する目的のため
- c . 該当するサブ・ファンドの受益者の利益のために必要な場合、管理会社の取締役会は当該サブ・ファンドの全受益証券の買戻しを決定することができる。

かかる場合、ルクセンブルグ法に従い、強制買戻しの少なくとも1月以上前に受益者に通知される。上記

- () で記載される解散の場合、受益者は、買戻日現在で保有する該当するクラスの受益証券の純資産価格

を支払われる。

管理会社が決定する日まで、受益者は、適用ある受益証券1口当たり純資産価格で、受益証券の買戻しまたはスイッチング（該当する場合）を継続することができる。ただし、当該サブ・ファンドの解散により生ずる費用をカバーするための引当金額が純資産価格に含まれることを条件とする。

(6) 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。

(7) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

() C S S F に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対し受益証券を公募する場合は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）への登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をC S S Fに提出しなければならない。

さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、独立の外部監査人により監査され、C S S Fにより承認されなければならない。ファンドの独立外部監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のルクセンブルグ事務所である。さらに、ファンドは、C S S Fの1997年6月13日付I M L 通達97 / 136に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

() 受益者に対する開示

受益者は、監査済年次財務報告書および未監査半期財務報告書を管理会社および保管受託銀行の事務所において無料で入手することができる。報告書の写しは、管理会社のインターネット・サイト（www.schroders.lu）からも入手できる。かかる報告書は、英文目論見書の不可欠の一部となる。

報告書には、各サブ・ファンドの個別情報とファンドの全体情報とが記載される。各クラスの受益証券の純資産価格およびその評価の停止を含む、ファンドまたは管理会社に関して公表されるべきその他の金融情報は、管理会社の事務所において公衆縦覧される。

受益証券1口当たり純資産価格および取引価格は、管理会社の事務所において公衆縦覧される。

受益者に対する一切の通知は、受益者名簿記載の住所宛に送付される。必要とみなされる場合または法律により要求される場合、通知は、新聞一紙および官報により公告される。

米ドル建てのファンドの連結会計およびサブ・ファンドの会計は、毎年9月30日に締められる。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

1) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款等を添付して、日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「E D I N E T」という。）においてこれを開覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「交付目論見書」）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）を交付する。管理会社は、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはE D I N E Tにおいて閲覧することができる。

2) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会

社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

() 日本における受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合またはファンドが他の信託と併合しようとする場合には、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。かかる書面による通知には変更の内容および理由ならびに変更に関する情報を記載しなければならない。かかる通知は当該変更の2週間前までに発しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における受益者に通知される。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(8) 受益者の権利等

受益者の権利等

受益者が管理会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本における受益者は、受益証券の登録名義人でないため、管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本における受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本における受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

() 分配請求権

() 買戻請求権

() 残余財産分配請求権

為替管理上の取扱い

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

裁判管轄等

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書 第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況の「1 財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」及び「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、有価証券届出書 第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況の「1 財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・イー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成22年4月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=94.07円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【貸借対照表】

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

純資産計算書

2009年9月30日現在

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン^(a)
米ドル 千円

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券		
有価証券取得原価	38,833,955	3,653,110
未実現利益	1,043,427	98,155
有価証券時価	39,877,382	3,751,265
現金預金	2,088,755	196,489
設立費	325,813	30,649
有価証券売却未収金	4,427,470	416,492
未収申込金	3,526,224	331,712
未収分配金および未収利息	640,547	60,256
未収雑費および前払費用	7,850	738
資産合計	50,894,041	4,787,602
負債		
有価証券購入未払金	4,632,859	435,813
未払投資運用報酬	11,439	1,076
その他の未払金	391,892	36,865
負債合計	5,036,190	473,754
純資産総額	45,857,851	4,313,848
純資産価額		
2009年9月30日現在	45,857,851	4,313,848
発行済受益証券		
2009年9月30日現在		
クラスB（米ドル）受益証券	4,383,340口	
受益証券1口当たり純資産価格		
2009年9月30日現在		
クラスB（米ドル）受益証券	10.46	984円

^(a) シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープンは2009年6月30日に運用を開始した。注記は、財務書類と不可分のものである。

2【損益計算書】

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ
運用計算書

2009年6月30日（設定日）から2009年9月30日までの期間

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン^(a)
米ドル 千円

収益		
銀行利息	6	1
債券利息	254,754	23,965
収益合計	254,760	23,965
費用		
管理・管理事務代行報酬	8,603	809
投資運用報酬	24,164	2,273
設立費償却額	17,287	1,626
銀行および利息費用	143	13
保管受託報酬	838	79
販売報酬	86,989	8,183
年次税	3,452	325
その他	689	65
費用合計	142,165	13,373
費用補助	1,846	174
投資純利益	114,441	10,765

(a) シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープンは2009年6月30日に運用を開始した。注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2009年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2002年12月20日法（「2002年法」）のパートの規定により規制される投資信託としての要件を充足している。ファンドは、2002年法第133条に従い、複数のサブ・ファンドを設定する可能性を有する「アンブレラ・ファンド」として構成されている。ファンドは、無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

受益証券のクラス

2009年9月30日現在、投資可能なクラス受益証券は一つである。

サブ・ファンド	クラス受益証券
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン	クラスB（米ドル）受益証券

申込手数料および販売報酬

クラス受益証券	申込手数料および販売報酬
クラスB（米ドル）受益証券	申込手数料は徴収されない* 純資産価額の年率1.26%の販売報酬

最低申込金額、最低追加申込金額および最低保有金額

クラスB（米ドル）受益証券	最低当初申込口数および最低保有口数は100口 最低追加申込口数は10口
---------------	--

上記の制限は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

設立費

ファンドの設立費（印刷費、法的費用、ならびにファンドの設定および運用開始に関係するその他の費用を含む。）は、5年を超えない期間にわたり償却される。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産価額から報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎月支払われる。当期の報酬料率は、以下のとおりである。

純資産価額に対する投資運用報酬料率

サブ・ファンド	クラス受益証券	投資運用報酬
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン	クラスB（米ドル） 受益証券	純資産価額の年率0.35%

* 「純資産価格」の「ファンド資産の評価」に記載の関連する注記を参照のこと。

かかる報酬は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

費用補助

管理・管理事務代行報酬、保管受託報酬、販売報酬、投資運用報酬および法定費用は、ファンドの純資産価額を参照して毎日計算され、かつ発生し、毎月支払われる。当該報酬は、当期においてファンドに適用され、ファンドの純資産価額の1.78%を上限とされた。当期中、管理会社は、かかる報酬の上限額を遵守するため、ファンドに対して補助金を支出した。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に計算され、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの比例持分資産から、管理会社が必要とし、また慎重な水準と考える引当金を含む負債を控除した額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で除することにより計算される。算出された値は、小数第三位を四捨五入される。資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、現金配当ならびに上記の通り宣言または発生したが受領されていない利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されないと予想される場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値（最終の買い呼値および売り呼値の中間値）を基準として評価される。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、入手可能な最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。投資対象の購入および売却は、取引日において認識される。

規制ある市場で取引されていないその他の譲渡性のある有価証券については、容易に入手可能なすべての情報に基づき評価される。かかる情報には、管理会社が、投資対象証券の真正な価値を反映するため、誠実に決定した評価技法が含まれることがあり、適切な場合には、かかる譲渡性のある有価証券の発行体が指定する評価技法に従う。投資者は、すべてのサブ・ファンドのクラスB受益証券の取得に際し、購入時の申込手数料を徴収されない。代わりに、ファンドの目論見書に記載された条件付後払手数料（「CDSC」）を管理会社に支払わなければならないことがある。かかる要項のため、管理会社は、クラスB受益証券に関し、手数料支払専属代行会社を任命し、当該手数料支払代行会社の関連企業によって発行された債券（「NAVトラッカー」）を購入した。NAVトラッカーの名称は、「ソシエテ・ジェネラル・アクセプトランスZCP 09/07/2019」であり、投資有価証券明細表において、「他の規制ある市場で取引されていないその他の譲渡性のある有価証券」に分類されている。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。利息は取得により発生する。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における実勢為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

未決済の為替予約契約は、対応する契約の残存期間に適用される為替予約レートを参照し、期末現在で評価される。実現損益は、清算された、または、同じ取引相手方と他の契約により相殺された為替予約契約の純損益を含む。

投資有価証券売却に係る実現利益および損失

投資有価証券売却に係る実現利益および損失は、通常、平均原価法で決定され、取引費用に含まれる。

サブ・ファンドに関する変更

対象期間中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

税制

ルクセンブルグの現行法および規制においては、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。

他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。現行法においては、ファンドも受益者も、ルクセンブルグにおける所得税、キャピタル・ゲイン税、または源泉徴収税もしくは遺産税の対象とならない。

分配金

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド	通貨	1口当たり分配金
2009年9月10日	2009年9月11日	2009年9月16日	シュローダー・グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035

後発事象

本財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

中間財務書類

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成22年4月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=94.07円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

資産及び負債の状況

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

純資産計算書

2010年3月31日現在

シュロダー・グローバル・ボンド・オープン

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券		
有価証券取得原価	103,179,250	9,706,072
未実現（損失）	(1,898,053)	(178,550)
有価証券時価	101,281,197	9,527,522
為替予約契約に係る未実現利益	8,932	840
	101,290,129	9,528,362
現金預金	9,145,765	860,342
設立費	291,615	27,432
有価証券売却未収金	451,725	42,494
未収申込金	7,745,929	728,660
未収利息	1,283,081	120,699
未収雑費および前払費用	34,818	3,275
資産合計	120,243,062	11,311,265
負債		
有価証券購入未払金	10,076,885	947,933
未払買戻金	725,774	68,274
未払投資運用報酬	31,649	2,977
その他の未払金	482,402	45,380
負債合計	11,316,710	1,064,563
純資産総額	108,926,352	10,246,702

発行済受益証券

2010年3月31日現在

クラスB（米ドル）受益証券 10,871,450口

受益証券1口当たり純資産価格

2010年3月31日現在

クラスB（米ドル）受益証券 10.02 943円

注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2010年3月31日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2002年12月20日法（「2002年法」）のパート の規定により規制される投資信託としての要件を充足している。ファンドは、2002年法第133条に従い、複数のサブ・ファンドを設定する可能性を有する「アンブレラ・ファンド」として構成されている。ファンドは、無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

受益証券のクラス

2010年3月31日現在、投資可能なクラス受益証券は一つである。

サブ・ファンド	クラス受益証券
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン	クラスB 受益証券（米ドル）

申込手数料および販売報酬

クラス受益証券	申込手数料および販売報酬
クラスB 受益証券	申込手数料は徴収されない 純資産価額の年率1.26%の販売報酬

最低申込金額、最低追加申込金額および最低保有金額

クラスB 受益証券	最低当初申込口数および最低保有口数は100口 最低追加申込口数は10口
-----------	--

上記の制限は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

年次投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産価額から報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎月支払われる。当期の報酬料率は、以下のとおりである。

純資産価額に対する年次投資運用報酬料率

サブ・ファンド	投資運用報酬
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン	純資産価額の年率0.35%

かかる報酬は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に計算され、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの比例持分資産から、管理会社が必要とし、また慎重な水準と考える引当金を含む負債を控除した額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で除することにより計算される。算出された値は、小数第三位を四捨五入される。資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特

定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、現金配当ならびに上記の通り宣言または発生したが受領されていない利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されないと予想される場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値（最終の買い呼値および売り呼値の中間値）を基準として評価される。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、入手可能な最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。投資対象の購入および売却は、取引日において認識される。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。利息は取得により発生する。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における実勢為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

未決済の為替予約契約は、対応する契約の残存期間に適用される為替予約レートを参照し、期末現在で評価される。実現損益は、清算された、または、同じ取引相手方と他の契約により相殺された為替予約契約の純損益を含む。

サブ・ファンドに関する変更

対象期間中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

税制

ルクセンブルグの現行法および規制においては、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。

他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。現行法においては、ファンドも受益者も、ルクセンブルグにおける所得税、キャピタル・ゲイン税、または源泉徴収税もしくは遺産税の対象とならない。

後発事象

本財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、対応する契約の残存期間に適用される為替予約レートを参照し、期末現在で評価される。未実現利益または損失は、純資産計算書において表示されている。2010年3月31日において、以下の為替予約契約が未決済となっている。

購入通貨		売却通貨		満期日	未実現利益 / (損失)	
シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ボンド・オープン						
豪ドル	175,178	米ドル	160,243	2010年4月6日	(16)	
ユーロ	170,000	米ドル	226,866	2010年4月1日	2,592	
ユーロ	235,000	米ドル	315,797	2010年4月7日	1,395	
英ポンド	24,530	米ドル	36,481	2010年4月1日	720	
英ポンド	163,444	米ドル	244,619	2010年4月6日	3,245	
英ポンド	50,154	米ドル	75,061	2010年4月9日	996	
					米ドル	8,932

分配金

基準日	落ち日	払込日	ファンド	通貨	1口当たり 分配金
2009年10月13日	2009年10月14日	2009年10月19日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2009年11月10日	2009年11月11日	2009年11月16日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2009年12月10日	2009年12月11日	2009年12月16日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2010年1月12日	2010年1月13日	2010年1月19日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2010年2月15日	2010年2月16日	2010年2月19日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2010年3月10日	2010年3月11日	2010年3月16日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035

第3【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ L-1736、ハーヘンホフ通り5番

日本における受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ルクセンブルグの居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 受益証券のスイッチング

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 開示制度の概要
- 3 受益者の権利等
 - (1) 受益者の権利等
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 投資有価証券明細表等
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 販売及び買戻しの実績

別紙 A

定義

「2002年法」または「ルクセンブルグ投信法」	ルクセンブルグの投資信託に関する2002年12月20日法
「累積型受益証券」	受益証券について発生した収益が当該受益証券の価格に反映されるように累積する受益証券
「営業日」	ルクセンブルグにおいて銀行が通常に営業しており、かつ、日本において金融商品取引業者が営業している平日（12月24日が平日である場合、当該日は営業日として考慮されない。）
「条件付後払手数料」	クラスB受益証券について徴収される条件付後払手数料
「クラス」	特定の報酬構造を有する受益証券のクラス
「保管受託銀行」	保管受託銀行として行為するJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
「CSSF」	ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）
「ユーロ」	ヨーロッパの通貨単位
「取引日」	関連するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算するために参照される営業日および/または管理会社が随時定めるその他の日（当該計算の停止期間中の日を除く。）
「分配」	分配金の支払
「分配型受益証券」	収益を分配する受益証券
「販売会社」	販売会社として行為するSMBCFレンド証券株式会社または管理会社が随時任命するその他の販売会社
「ファンド」	シュローダー・SMBCGローバル・ボンド・シリーズ
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社として行為するJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
「英ポンド」	英国ポンド

「管理会社」	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ） エス・エイ
「受益証券1口当たり純資産価格」	本書に記載の該当する規定に従い決定されるいずれかのクラス受益証券の1口当たり価格
「S M B C」	株式会社三井住友銀行
「サブ・ファンド」	独自の純資産価格を有し、個別の一または複数のクラスの受益証券に表章されるファンド内の特定の資産および負債のポートフォリオ
「受益証券」	ファンドの資本内のいずれか一クラスの無額面の受益証券。受益証券は株式ではないが、ファンドの資産について各受益者が実質的に権利を有する割合を決定する役割を果たす。
「受益者」	受益証券の保有者（文脈により、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本における受益者を含むことがある。）
「米国」	アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）ならびにその領土、属領およびその管轄に服するその他の地域

「米国人」

1933年米国証券法(改正済)(以下「米国証券法」という。)に基づくレギュレーションSのルール902に定義される米国人。米国証券法に基づくレギュレーションSのルール902によれば、米国人には、米国に居住する自然人、ならびに個人以外の投資家に関しては、以下を含む。()米国またはその州の法律に基づき組織または設立された法人もしくはパートナーシップ、()信託であって(a)受託者が米国人であるもの(ただし、かかる受託者が専門家受託者であり、米国人でない共同受託者が信託財産に関して単独のもしくは共有の投資裁量権を有し、かつ、その信託の実質的受益者(および信託が撤回可能なものである場合には信託設定者)が米国人でない場合を除く。)または(b)裁判所がその信託に対して第一次的な管轄権を行使することができ、かつ、一もしくは複数の米国受託者が信託のすべての重大な決定を支配する権限を有する場合、ならびに()財団であって(a)すべての源泉からの世界中の収益に関して米国の税金に服するもの、または(b)米国人が執行者もしくは管理者であるもの(ただし、米国人でない当該財団の執行者もしくは管理者が当該財団に関する単独もしくは共有の投資裁量権を有しており、かつ、当該財団が外国法にしたがっている場合を除く。。「米国人」の用語はまた、以下のように設立された主に受動的投資のために組織された事業体(商品プール、投資会社またはその他類似の事業体など)を意味する。(a)非米国人である参加者を理由として、運営者が、米国商品先物取引委員会により定められた規則のパート4の一定の要件を免除されている商品プールに対する米国人による投資を容易にする目的のために設立された事業体、または(b)1933年米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主な目的として米国人により設立された事業体。ただし、当該事業体が、自然人、財団または信託でない「認定投資家」(1933年米国証券法に基づくルール501(a)に定義されている。)により設立および所有されている場合を除く。

「米ドル」または「\$」

アメリカ合衆国ドル

「円」または「日本円」

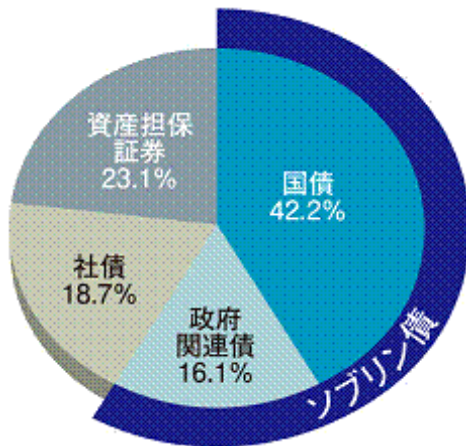
日本円

別紙 B

参考情報：サブ・ファンドのベンチマークの概要

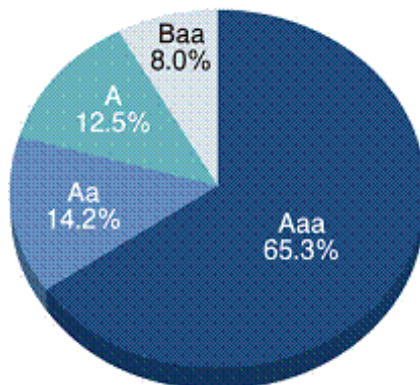
下記は、サブ・ファンドのベンチマークであるバークレイズ・キャピタル・グローバル総合債券指数（日本を除く。）の平成21年12月末日現在のデータを基に概要を記載したものである。したがって、サブ・ファンドの内容とは異なり、また、過去のかかる指数の実績はサブ・ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではない。

< 債券種別配分 >



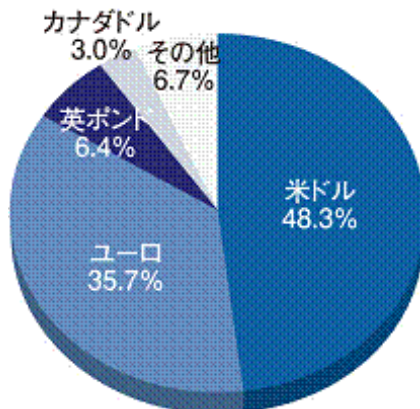
サブリン債が高い比率を占める。

< 格付別配分 >



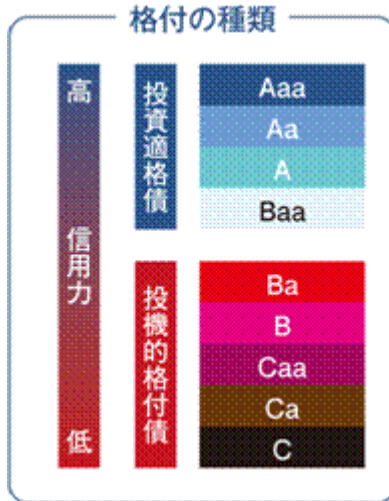
ムーディーズの格付に基づいている。
投資適格債の中でも高格付債が高い比率を占める。

< 通貨別配分 >



（出所）バークレイズ・キャピタル、平成21年12月末日現在

格付の種類



別紙 C

シュローダー・グループの概要

創業以来200年以上の歴史と実績を誇るシュローダー・グループ

- 1804年創業。200年以上の歴史と実績を誇る、独立系資産運用会社です。
- 英国ロンドンを本拠地として、株式、債券、オルタナティブ投資などの資産運用業務をグローバルに展開しています。
- 300名以上のポートフォリオ・マネージャーとアナリストが25か国、32拠点に展開し、グローバルの運用残高は2,222億米ドル（平成21年9月末日現在）。



シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド本社

日本との深いつながり

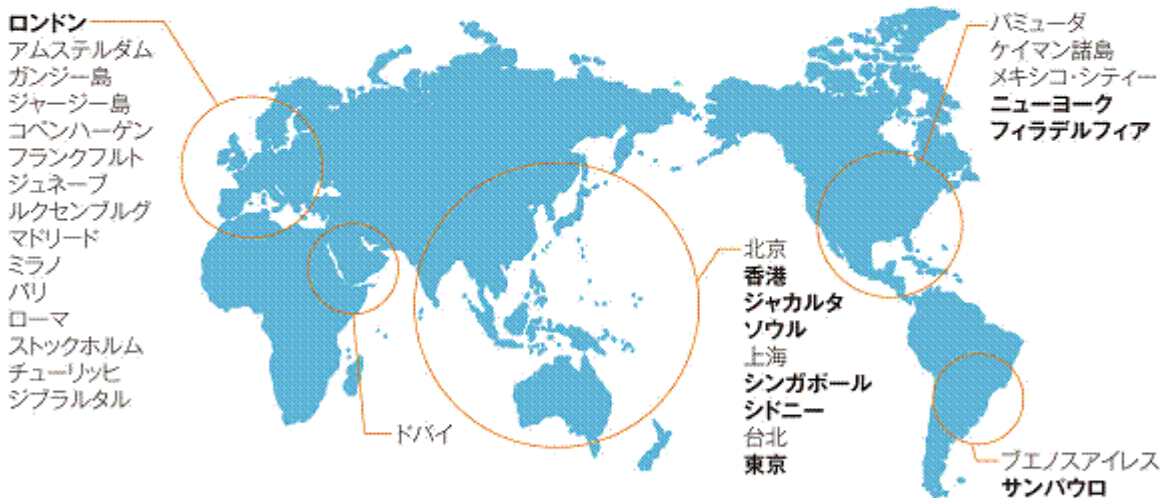
- 明治3年（1870年）には日本政府が初めて起債した外債の主幹事を務め、新橋～横浜間の鉄道敷設の資金調達に貢献しました。



新橋～横浜間鉄道開通時の式典の様相

シュローダー・グループのグローバル・ネットワーク（平成21年9月末日現在）

債券運用拠点：太字



債券運用の高い専門性

- 世界9か国、10拠点に100名超の債券運用プロフェッショナルが在籍（32名のポートフォリオ・マネージャーと24名のクレジット・アナリストを含みます。）

シュローダー・グループのグローバル債券運用チーム（平成22年1月末日現在）

欧州	アジア	米国
ポートフォリオ・マネージャー 12	ポートフォリオ・マネージャー 9	ポートフォリオ・マネージャー 11
クレジット・アナリスト 6	クレジット・アナリスト 9	クレジット・アナリスト 9
クオンツ・アナリスト 3	クオンツ・アナリスト 1	

※シュローダー・グループには管理会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイのほか投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが含まれます。

出所：シュローダー

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

平成2年5月15日 管理会社の設立

平成21年5月29日 ファンド約款締結

平成21年6月30日 サブ・ファンドの運用開始（設定日）

平成22年3月3日 ファンド改訂約款締結（平成22年3月31日効力発生）

2【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、ルクセンブルグ投信法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の通達等の規則に従っている。

（ ）準拠法の内容

ルクセンブルグ民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、ルクセンブルグ民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記のルクセンブルグ投信法に従っている。

ルクセンブルグ投信法

ルクセンブルグ投信法は、85 / 611 / 欧州共同体通達の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

1）ルクセンブルグ投信法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS

パート その他の投資信託

パート 外国の投資信託

パート 管理会社の認可

パート UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2）欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、ルクセンブルグ投信法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート UCITS」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、適用ある85 / 611 / 欧州共同体通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

3）ルクセンブルグ投信法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート UCITSとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

A．公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B．投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。

3【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはC S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

（ ）登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）で、欧州連合加盟国で設立され、かつ85/611/欧州共同体通達の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、C S S Fに通知を行うとともに、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつC S S Fが、かかる通知および書類の提出から2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、販売することができる。

ファンドは、パート投資信託として設定されており、ファンドの受益証券につき、欧州連合加盟国またはその一部では公衆に対する販売活動は行われぬ。

外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

（ ）登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の外部監査人を有しない場合、またはその外部監査人が受益者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

（ ）目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは、書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

（ ）財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の外部監査人の監査を受けなければならない。

外部監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。外部監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売手続等

管理会社は、サブ・ファンドについて、記名式の受益証券のみを発行する。小数第二位までの端数の受益証券が発行される。

受益証券の券面は発行されず、代わりに、売買契約確認書の様式で受益証券保有確認書が交付される。

各クラス内の全受益証券は、同等の権利および特権を有する。ただし、累積型受益証券に関しては分配が行われず、帰属すべき純利益は受益証券の価格の増加に反映される。分配型受益証券に関しては、サブ・ファンドの管理会社は、随時分配を宣言することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、サブ・ファンドの取引日として定義される毎営業日に管理会社が発行する。特定の取引日における受益証券1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の購入申込みは、当該取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに管理会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

取引についての十分な明細を記載した売買契約確認書が受益者に対し発行され、送付される。

各クラス受益証券の当初募集後における1口当たり発行価格は、受益証券の購入申込みが受領されまたは受領されたとみなされる取引日に当該クラスにつき決定される受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとなる。

日本に居住しまたは住所地を有する投資者による受益証券の購入申込みはすべて、任命されている日本における販売会社を通じて、本書に記載された条件により、行わなければならない。

支払は、クラス受益証券の通貨で、受益証券の購入申込みが受領されまたは受領されたとみなされる各取引日（同日を含まない。）から3営業日以内に管理会社宛の送金によって行われる。決済日に、決済が行われる通貨の国の銀行が営業していない場合、決済はかかる銀行が営業している翌営業日となる。

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように努める。管理会社は、その裁量で、一定の国または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、（ ）受益者全体、（ ）ファンドまたは（ ）サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該措置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

管理会社は、

- a) その裁量により、受益証券の購入申込みを拒絶することができ、
- b) 受益証券の購入または保有を禁止された受益者が保有する受益証券を、いつでも買い戻すことができ、
- c) いつでも一クラスの受益証券の発行を停止し、または新規発行に応じてサブ・ファンドを終了することができる。

さらに、詳述するならば、

- a) 管理会社は、EU（またはその一部）内において公衆に対してファンドの受益証券の販売促進を行わない。
- b) 受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年法」という。）に基づき登録されていない。以下に記載する場合を除き、米国内において、または米国人に対して、受益証券は、直接または間接を問わず、募集、販売、移転または交付することができない。

ファンドは、1940年米国投資会社法（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されていない。管理会社は、サブ・ファンドの受益証券を保有する米国人または米国居住者が100名を超えることを知りながらこれを許可することはない。上記の禁止を条件として、限定的な数の米国内のまたは米国人である洗練された機関投資家への一部受益証券の私募による販売は、随時行うことができる。ただし、1933年法に基づく受益証券の登録が本来要求されるような販売、ファンドを投資会社法に服させるような販売、またはファンドを米国の税金に服させるような販売を妨げるため設定された制限やその他の状況（受益証券の交付

前の特定の表明や合意を含んだ書簡の当該投資者による提示を含む。)に基づいて行われるものとする。

上記のとおり私募において受益証券を購入する米国人を除き、米国人による受益証券の実質的保有を制限または防止するために、約款（第7条）は、管理会社またはその代理人が以下を行うことができる旨規定している。

- a) 当該登録または名義書換により当該受益証券が米国人により実質的に保有される可能性があるとは判断される場合、受益証券の発行および名義書換を拒否することができる。
- b) 受益者名簿に名前が記載されている者または受益証券の名義書換を求める者に対して、いつでも、宣誓供述書を添付して、当該受益者の受益証券の実質的保有が米国人に帰属するか否か、またはかかる登録が米国人による当該受益証券の実質的保有となるか否かを判定するために必要とみなす情報の提供を求めることができる。
- c) 米国人が単独または他の者と共同で受益証券の実質的保有者となっていると管理会社が判断する場合、約款に詳述される方法により、当該受益者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻し、または買い戻しを手配することができる。

最低投資口数

各クラスの最低限の当初申込口数、追加申込口数および保有口数は、それぞれ100口、10口、100口である。これらの最低金額は、随時、管理会社の裁量により放棄されることがある。

マネー・ロンダリング防止およびテロリスト資金供与対策

麻薬依存症対策のための1973年2月19日ルクセンブルグ法（改正済）、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）、マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与対策に関する2004年11月12日法（改正済）、およびC S S F 通達08 / 387に従い、サブ・ファンドなどの資金をマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与の目的に利用することを防ぐための義務が管理会社などの信用・金融機関に課されている。その結果、管理会社は、投資者に身元確認文書を要求する。申込書には、個人の場合、パスポートまたはIDカードの写しを、法人の場合、設立文書の写しまたは商業登記簿抄本（または現地法に従ったこれに代わる預託文書）を添付しなければならない。さらに、投資者は、要求された場合、その職業または商業活動（適切な場合）および投資の資金源に関する情報を提供しなければならない。これらの書類の写しは、所轄官庁（例えば、弁護士、領事、公証人またはその他現地の法律に従う所轄官庁）により真正な写しであると証明されていなければならない。投資者は、その身元、住所、職業または業務活動に関する情報を変更する場合、管理会社に報告しなければならない。投資者に関するデュー・デリジェンス手続は、投資者のリスク状況次第で簡易化または拡充されることがある。

過度の取引および短期取引についての方針

ファンドは、知る限りにおいて、全受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性のあるような過度の取引または短期取引の実施に関連する取引活動を認めない。

本項において、過度の取引とは、アービトラージまたは過度の取引機会により利益を追求するまたは利益を追求すると合理的に認められる可能性のある、受益証券の様々なクラスへの申込み、様々なクラス間のスイッチングまたは様々なクラスからの買い戻し（かかる行為がいつでも一または複数の者により単独でまたは個別に行われるか否かにかかわらず。）を意味する。短期取引とは、その頻度または規模により、サブ・ファンドの運営費を当該サブ・ファンドの他の受益者にとって不利になると合理的に認められる可能性のある程度まで増加させる、受益証券の様々なクラスへの申込み、様々なクラス間のスイッチングまたは様々なクラスからの買い戻し（かかる行為がいつでも一または複数の者により単独でまたは個別に行われるか否かにかかわらず。）を意味する。

したがって、管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、以下の措置のうちの一または両方を実施することができる。

- 管理会社は、個人または個人のグループが過度の取引の実施に関与しているとみなされるかどうかを確定する目的で、共有されているまたは共通の支配下にある受益証券を組み合わせることができる。したがって、管理会社は、管理会社が過度の取引の実施者または短期取引の実施者とみなす受益者が

らの受益証券のスイッチングおよび/または発行の申込みを拒否する権利を留保する。

- サブ・ファンドが、サブ・ファンドが評価されるときに営業していない市場に主に投資されている場合、管理会社は、市場が不安定な期間中、および後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算」の項に従い、評価時点のサブ・ファンドの投資対象の公正価格をより正確に反映するために、管理会社自らが受益証券1口当たり純資産価格の調整することを許容することができる。

ストラクチャード商品

サブ・ファンドのパフォーマンスを複製するストラクチャード商品を設定する目的で受益証券に投資することは、管理会社とその旨について特定の契約を締結した後でなければ許されない。かかる契約がない場合、管理会社は、受益証券の申込みがストラクチャード商品に関係し、潜在的に他の受益者の利益と相反すると管理会社がみなす場合にはかかる申込みを拒絶することができる。

(2) 日本における販売手続等

日本においては申込期間中の取引日に、申込取扱場所である日本における販売会社または販売取扱会社において受益証券の募集の取扱いが行われる。受益証券の購入時に申込手数料は課されない。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。申込単位は、100口以上10口単位とする。

日本における受益者による、購入代金の支払は、原則として、日本における約定日（買付申込みを行った取引日の日本における翌営業日）から起算して3営業日目までに行われることを要する。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、かかる払込期日以前に購入代金等の支払を日本における受益者に依頼する場合がある。販売取扱会社は、通常、買付申込日に購入代金等の引き落としを行う。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等日本証券業協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にサブ・ファンドの受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、いずれの取引日にも受益証券の買戻しを請求することができる。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の買戻し請求は、各取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに管理会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された請求は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻しは、受益証券の買戻しの申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に決定される当該クラス受益証券1口当たり純資産価格に基づき行われる。当該サブ・ファンドについて（適用ある条件付後払手数料に加算されて）買戻し手数料を課することができる。ただし、本書の日付現在、適用ある条件付後払手数料を除いて、買戻し手数料は徴収されない。

買戻しは1口以上1口単位で行うことができる。

当該取引についての十分な明細を記載した売買契約確認書が発行され、受益者に対し送付される。

管理会社は、通常の場合にサブ・ファンドの受益証券の買戻しが受益者の請求に応じ速やかに行われるようにサブ・ファンドにおいて適切な流動性水準が維持されるよう努めるものとする。

いずれかの取引日において、サブ・ファンドの受益証券口数に関して、当該取引日において発行済みのサブ・ファンドの受益証券総口数の10%を超える買戻し請求が受領された場合、管理会社は、10%の水準を超過しないよう、すべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。また、サブ・ファンドの投資先である集団投資スキームの投資証券または受益証券の買戻しが繰り延べられた場合にも、管理会社は、サブ・

ファンドに関するすべての買戻請求を按分して繰り延べる権利を有する。このように削減された当該取引日に関する買戻請求は、その後に受領された買戻請求に優先して、翌取引日に実行される。ただし、常に10%の制限に服する。

買戻代金の支払は、申込みが受領されまたは受領されたとみなされる取引日後、3営業日以内に行われるものとする。

管理会社は、上記の状況および条件において、受益証券の強制買戻しを行うことを決定することができる。

管理会社は、特別の状況で、理由の如何を問わず、買戻代金を特定の決済期間内に支払うことができない場合（例えば、サブ・ファンドの流動性により支払ができない場合）、買戻代金の支払期間を延長する権利を留保し、かかる場合、支払は、その後合理的に可能な限り速やかに（ただし、30営業日を超えることなく）、当該取引日に計算される受益証券1口当たり純資産価格により行われる。

管理会社は、受益証券の購入または保有を禁止された受益者が保有する受益証券を、いつでも買い戻すことができる。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いずれの取引日にも受益証券の買戻しを請求することができる。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の買戻請求は、各取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに管理会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された請求は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻しは、受益証券の買戻しの申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日（買戻申込日）に決定される当該クラス受益証券1口当たり純資産価格に基づき行われる。サブ・ファンドについて（適用ある条件付後払手数料に加算されて）買戻し手数料を課すことができる。ただし、本書の日付現在、適用ある条件付後払手数料を除いて、買戻し手数料は徴収されない。

買戻しは1口以上1口単位で行うことができる。

日本に居住しまたは住所地を有する投資者による買戻しおよびスイッチングの申込みはすべて、本書に記載される条件により日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行わなければならない。

管理会社は、通常の場合にサブ・ファンドの受益証券の買戻しが日本における受益者の請求に応じ速やかに行われるようにサブ・ファンドにおいて適切な流動性水準が維持されるよう努めるものとする。

いずれかの取引日において、サブ・ファンドの受益証券口数に関して、当該取引日において発行済みのサブ・ファンドの受益証券総口数の10%を超える買戻請求が受領された場合、管理会社は、10%の水準を超過しないよう、すべての買戻請求を按分して繰り延べる権利を有する。また、サブ・ファンドの投資先である集団投資スキームの投資証券または受益証券の買戻しが繰り延べられた場合にも、管理会社は、サブ・ファンドに関するすべての買戻請求を按分して繰り延べる権利を有する。このように削減された当該取引日に関する買戻請求は、その後に受領された買戻請求に優先して、翌取引日に実行される。ただし、常に10%の制限に服する。

買戻代金の支払は、申込みが受領されまたは受領されたとみなされる取引日後、3営業日以内に日本における販売会社に対して行われ、日本における受益者には、日本における約定日（買戻請求を行った取引日の日本における翌営業日）から起算して4営業日目までに支払われるものとする。

管理会社は、上記の状況および条件において、受益証券の強制買戻しを行うことを決定することができる。

管理会社は、特別の状況で、理由の如何を問わず、買戻代金を特定の決済期間内に支払うことができない場合（例えば、サブ・ファンドの流動性により支払ができない場合）、買戻代金の支払期間を延長する権利を留保し、かかる場合、支払は、その後合理的に可能な限り速やかに（ただし、30営業日を超えることなく）、当該取引日に計算される受益証券1口当たり純資産価格により行われる。

3【受益証券のスイッチング】

(1) 海外におけるスイッチング

スイッチング取引とは、受益者の保有するクラスを、同一サブ・ファンド内または異なるサブ・ファンドの他のクラスへスイッチングする取引である。

サブ・ファンドの受益証券を別のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券にスイッチングすることを希望する受益者は、撤回不能の書面による請求を管理会社に提出して、元のサブ・ファンドの取引日に該当する日にスイッチングする権利を有する。かかる請求は、スイッチングされる受益証券の口数を特定して行われることを要する。

クラスB受益証券の投資者は、保有するかかる受益証券を他のクラスの受益証券にスイッチングすることを認められていない。

スイッチングの際に発行される受益証券の口数は、スイッチングの請求が発効する取引日の関連する2つのサブ・ファンドの各受益証券1口当たり純資産価格に基づき、以下のように計算される。

$$A = \frac{(B \times C) \times D}{E}$$

A = 受益者が権利を有することになる新しいサブ・ファンドの受益証券の口数

B = 受益者がスイッチングを請求した元のサブ・ファンドの受益証券の口数

C = 元のサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格

D = 管理会社が現行の市場レートに基づいて決定する当該取引日における関係通貨の適用為替レート（元のサブ・ファンドおよび新しいサブ・ファンドの指定通貨が同一でない場合）、また、それ以外の場合には1

E = 新しいサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格

取引の十分な詳細を記載した売買契約確認書が受益者に発行および送付される。

(2) 日本におけるスイッチング

日本において、スイッチングは行われない。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

受益証券1口当たり純資産価格の計算

- () 各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドまたはクラスの通貨で受益証券1口当たりの数値として表示される。

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日に、当該クラスの資産価格から当該クラスに属する負債（管理会社により必要または受当とみなされた一切の引当金を含む。）を控除した額を当該クラスの受益証券総口数で除することにより、管理会社により、または管理会社の裁量で決定される。可能な範囲で、投資収益、支払利息、報酬およびその他の債務（管理報酬を含む。）も毎日発生する。

サブ・ファンドの資産は、対応するサブ・ファンドの受益者のためだけに投資されるものとし、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、約定および債務についてのみ責任を有する。

- () 管理会社は、各クラスの受益証券の受益証券1口当たり純資産価格を、各営業日より頻繁に計算できる権利、またはその他、例えば、一もしくは複数のサブ・ファンドの投資対象の市場価格の著しい変化により必要であると管理会社が思料する場合には、取引に関する取決めを恒久的または一時的に変更する権利を留保する。本書は、かかる恒久的な変更後に修正され、受益者はしかるべき方法で知らされる。

資産の評価

別途定められない限り、サブ・ファンドの資産は以下のように評価される。

- () 手元現金または現預金、為替手形および一覧払約束手形、売掛金、前払費用、現金配当ならびに前記のとおり宣言または発生したが受領されていない利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されないと予想される場合（かかる場合には、その評価額は、管理会社がかかる場合に真の価値を反映するのに適切とみなす割引を行った後の価額とされる。）を除き、その全額とみなされる。
- () 証券、短期金融商品、資産（クローズド・エンド型集団投資スキームの投資証券または受益証券を含む。）およびデリバティブ商品の評価額は、証券取引所、またはこれらの証券、資産もしくはデリバティブ商品が取引されもしくは取引を認められている前記のその他の規制ある市場での最終入手可能価格に基づき決定される。かかる証券、資産またはデリバティブ商品が一もしくは複数の証券取引所またはその他の規制ある市場で値付けされ、または取り扱われている場合、管理会社は、証券取引所またはその他の規制ある市場が、証券、資産またはデリバティブ商品の価格提供に使用される優先順位について規則を定める。
- () 証券、短期金融商品もしくはデリバティブ商品が公認の証券取引所もしくは規制ある市場で取引されておらずもしくは上場や取引を承認されていない場合、またはそのように取引されもしくは承認されている証券、短期金融商品およびデリバティブ商品の最終入手可能価格が真の価値を反映していない場合、管理会社は、（誠実に評価される）予想販売価格に基づき手続を行うことを要する。
- () スワップ契約は、管理会社により誠実に、かつ、監査人により検証可能な一般に認められている評価規則に従って決定された市場価格により評価される。資産ベースのスワップ契約は、原資産の市場価格を参照して評価される。キャッシュ・フロー・ベースのスワップ契約は、原先物のキャッシュ・フローの正味現在価格を参照して評価される。
- () オープン・エンド型の集団投資スキームの各投資証券または受益証券は、見積価格か最終価格かを問わず、当該取引日の当該受益証券または投資証券について算定された最終入手可能純資産価

格（または二重価格の集団投資スキームについては買呼値）により評価され、それができない場合には、ファンドの受益証券の純資産価格が決定される取引日より前に算定された最終純資産価格（または二重価格の集団投資スキームについては買呼値）とする。純資産価格の計算は、該当する集団投資スキームまたはその代行会社により計算された一または複数の集団投資スキームの純資産価格の見積りに基づくことがある。管理会社およびファンドの管理事務代行会社は、入手可能な情報に基づきすべての組入れの価格を正確に査定するよう合理的なすべての努力を尽くし、かかる評価は、明白な誤りがない限り、ファンドおよび受益者を拘束する。管理会社もファンドの管理事務代行会社も、サブ・ファンドが投資できる集団投資スキームが採用する評価方法および会計規則について何らのコントロールも及ぼさず、かかる方法および規則により常に管理会社およびファンドの管理事務代行会社が正確にサブ・ファンドの資産および投資対象の価格を正確に査定することが可能となるという保証はない。

- () 発行および買戻しが制限されており、かつ、流通市場取引が、主要なマーケット・メーカーとして市況に応じて価格を提供しているディーラー間で行われている、ファンド保有の集団投資スキームの投資証券または受益証券に関して、管理会社は、そのように設定された価格に沿うようかかる投資証券または受益証券の評価額を決定することができる。
- () 最新の純資産価格が計算された日以降、ファンドが保有するその他の集団投資スキームの投資証券または受益証券の純資産価格の重大な変更を招く事由が生じた場合、かかる投資証券または受益証券の評価額は、管理会社の合理的な意見により、かかる価格の変更を反映するために調整することができる。
- () 専門ディーラーおよび機関投資家の中で形成された市場において主に取り扱われている証券またはその他の資産の評価額は、最終入手可能価格を参照して決定される。
- () サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産または負債は、銀行またはその他の信頼できる金融機関により値付けされている関連するスポット・レートを使って換算される。
- () 管理会社または受益者の利益から正当化される場合（例えば、短期取引の実施を除く。）、管理会社は、前記「過度の取引および短期取引についての方針」に記載されるアプローチに沿って、ファンドの資産価格を調整するために、公正な価格を設定する方法を適用するなどの適切な措置を取ることができる。
- (x) いずれかの取引日におけるサブ・ファンドの受益証券の取引総額が、管理会社により（サブ・ファンドの市場取引の費用に関し）サブ・ファンドについて随時設定される限度額を超える受益証券の純増減をもたらす場合、サブ・ファンドの純資産価額は、サブ・ファンドが負担することがある財務費用および取引費用の見積額ならびにサブ・ファンドが投資する資産の買呼値 / 売呼値スプレッドの見積額の両方を反映する金額（当該純資産価額の2%を超えない。）により調整される。調整は、純移動額がサブ・ファンドのすべての受益証券を増加させる場合には純資産価額の増加をもたらす、純移動額がサブ・ファンドのすべての受益証券の減少をもたらす場合には純資産価額の減少となる。詳細については、以下の「希薄化」および「希薄化調整」を参照のこと。

希薄化

サブ・ファンドは、単一価格の投資信託であり、その原投資対象の売買において生じる取引費用およびサブ・ファンド内外の申込み、買戻しおよび / またはスイッチングに起因する当該投資対象の売買価格間のスプレッドにより、価値の減少を被ることがある。いわゆる「希薄化」である。管理会社は、かかる希薄化に対応するため、また、受益者の利益を保護するため、評価方針の一部として「スイング・プライシング」を適用する。スイング・プライシングとは、特定の状況下において、重要であるとみなされる場合に取引費用およびその他の費用の影響に対応するために、管理会社が受益証券1口当たり純資産価格を計算する際に調整を行うことをいう。

希薄化調整

希薄化調整の適用は、通常の業務過程において、機械的にかつ一貫して行われる。

希薄化調整を行う必要性は、各取引日について、サブ・ファンドにより受領された申込み、スイッチングおよび買戻しの正味価値に依拠する。したがって、管理会社は、サブ・ファンドが管理会社により随時設定される限度額を超えるネット・キャッシュの移動を行う場合、前取引日の純資産

総額の希薄化調整を行う権利を留保する。

管理会社はまた、既存受益者の利益になると判断する場合、任意の希薄化調整を行うことができる。

希薄化調整が行われる場合、一般的に、サブ・ファンドへの資金の流入がある場合には受益証券1口当たり純資産価格が増加し、資金の流出がある場合には減少する。サブ・ファンドにおける各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、個別に計算されるが、いずれの希薄化調整も、百分率ベースで、各クラス受益証券1口当たり純資産価格に同様に影響を及ぼす。

希薄化がサブ・ファンドからの資金の流入および流出に関連しているため、希薄化が将来のいずれの時点において発生するかを正確に予測することは不可能である。したがって、管理会社がどの程度の頻度で当該希薄化調整を行う必要があるかを正確に予測することもまた不可能である。

各サブ・ファンドに対する希薄化調整が、市況により変動する可能性のある当該サブ・ファンドの原投資対象の取引費用（取引スプレッドを含む。）を参照して計算されるため、希薄化調整の額は、時間とともに変化することがあるが、当該純資産価額の2%を超えることはない。

概要

基準通貨で表示されていないすべての資産および負債は、評価時またはその前後において当該通貨について外国為替市場で一般的な為替レートを参照して基準通貨に換算される。

上記のいずれかの評価原則が特定の市場で一般に使われている評価方法を反映しておらず、またはかかる評価原則がファンド資産の価格を決定する目的のためには正確でないとみなされる場合には、管理会社は、誠実に、かつ、一般に認められている評価原則および手続に従い、異なる評価原則を定めることができる。特に、管理会社は、慎重かつ誠実に管理会社が見積った換金価格に基づき、資産を純資産価格に含めることができる。管理会社がかかる公正価格設定方法を採用する場合、かかる評価の資産がその後の換金価格に一致するとの保証はない。

各クラスに関する受益証券1口当たり純資産価格は、当該純資産価格が利用できるようになった後の営業日に、管理会社および保管受託銀行の事務所で入手できる。純資産価格は、各取引日に各サブ・ファンドについて入手可能である。

純資産価格の決定の停止

管理会社は、以下の場合/期間中、サブ・ファンドのいずれかのクラスの受益証券の純資産価格の計算ならびにかかるサブ・ファンドのいずれかのクラスの受益証券の発行および買戻しを停止または繰り延べることができる。

- a) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由、もしくは管理会社の責任および支配の及ばない何らかの状況が存在し、その結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、関連サブ・ファンドの資産の処分が合理的にもしくは正常に実行できない期間、または管理会社の取締役会の意見によれば、買戻価格が公正に計算できない期間
- b) ファンドが投資している、またはその受益証券もしくは投資証券がファンドの資産の大部分を構成する一もしくは複数の集団投資スキームの純資産価格が、取引日現在の公正な市場価格を反映するよう正確に決定できない期間
- c) ファンドによるサブ・ファンドの投資対象の処分または評価が不可能となる状況が存在する期間
- d) ファンドの投資対象の価格もしくは評価額、または市場もしくは証券取引所での現行の価格もしくは評価額を決定するため通常採用されている通信手段が故障している期間
- e) ファンドが当該受益証券の買戻しに関する支払を行うために資金を本国に送金できない期間、または投資対象の換金もしくは取得の際の資金の移転もしくはかかる受益証券の買戻しについての支払が、管理会社の意見によれば、通常の為替レートで実行できない期間
- f) ファンドが、解散について通知された日以後に解散中となりまたは解散される可能性のある場合
- g) 管理会社が、評価の準備または利用時にもしくは事後もしくはその後の評価実行時に、特定のクラスの受益証券に帰属するファンドの投資対象の大部分についての評価において重大な変更があったと決定した場合

h) その不履行によりファンドもしくは受益者が納税義務を負いまたは罰金による不利益もしくはファンドもしくは受益者が別途被るおそれのあるその他の不利益を被るおそれのあるその他の状況（複数の場合がある。）が存続する期間

サブ・ファンドまたは受益証券の純資産価格の計算の停止は、他のサブ・ファンドまたはクラスの評価に影響しない（ただし、当該サブ・ファンドまたはクラスも影響を受ける場合を除く。）。

停止または繰延べの期間中、受益者は、買い戻されないまたはスイッチングされない受益証券に関して、かかる期間終了前に管理会社が受領する書面による通知により請求を撤回できる。

受益者は、適宜、停止または繰り延べについて通知を受ける。

（２）【保管】

受益証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売される受益証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社または販売取扱会社を名義人とする確認書を日本における販売会社または販売取扱会社に交付する。日本における受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

（３）【信託期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

（４）【計算期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの決算日は、毎年9月30日である。

（５）【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

ファンドおよびサブ・ファンドの解散

ファンドは、期限の定めなく設定されている。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の合意によりいつでも解散することができる。さらにファンドは、ルクセンブルグの法律により要求される場合に解散する。解散通知は、官報「メモリアル」および少なくとも1紙のルクセンブルグの新聞で公告される。さらに、管理会社は、ファンドの投資者にとって最善の利益に資すると考える場合、一または複数の外国の新聞においてかかる公告を行うよう決議することができる。解散の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に資するようファンドの資産を換金し、管理会社は、（全清算費用を控除後の）清算純手取金を、受益者に対し各々の権利の割合に応じて分配する。ルクセンブルグ法で規定されているように、返済のために引き渡されない受益証券に相当する清算手取金は、除斥期間（通常、預託された日付から30年）が経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管される。除斥期間の終了後請求されない清算手取金は、受領できなくなり、その金額は、ルクセンブルグ国のために支払われるものとする。ファンドが清算に至るような状況が発生した場合は速やかに、受益証券の発行は禁止され、発行された場合には無効となる。受益証券の買戻しは、受益者の公平な取扱いが維持される限り行うことができる。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散は、受益者またはその相続人もしくは実質的受益者から請求することができない。

管理会社と保管受託銀行の合意により、

() いつでもサブ・ファンドを解散して、サブ・ファンドの受益者が、サブ・ファンドの資産の正味売却代金の分配を受けるものとすることができ、または

() いつでもサブ・ファンドを解散して、残余財産を、別のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券の購入に充当することができる。

上記で予定されている解散および出資は、以下のいずれかの場合にのみ行うことができる。

a . サブ・ファンドの全受益証券の純資産が50,000,000米ドルまたはその相当額未満である場合

b . 経済的もしくは政治的状況により、かかる方法がやむを得ない場合、またはシュローダーの資

金範囲を合理化する目的のため

- c. 該当するサブ・ファンドの受益者の利益のために必要な場合、管理会社の取締役会は当該サブ・ファンドの全受益証券の買戻しを決定することができる。

かかる場合、ルクセンブルグ法に従い、強制買戻しの少なくとも1月以上前に受益者に通知される。上記()で記載される解散の場合、受益者は、買戻日現在保有する該当するクラスの受益証券の純資産価格を支払われる。

管理会社が決定する日まで、受益者は、適用ある受益証券1口当たり純資産価格で、受益証券の買戻しまたはスイッチング（該当する場合）を継続することができる。ただし、当該サブ・ファンドの解散により生ずる費用をカバーするための引当金額が純資産価格に含まれることを条件とする。

約款の変更

サブ・ファンドの受益証券を取得することにより、各受益者は、ファンドの約款が受益者、管理会社および保管受託銀行間の関係を規律するものであることを承諾し、全面的に受諾する。

保管受託銀行の承認を条件として、約款は、その全部または一部をいつでも変更することができる。変更は、それが商業・法人登記所に預託された旨の公告が官報に掲載された時点または変更約款に規定されるその他の日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

本契約各当事者は、別段の合意がない限り、他方当事者に対し3か月前までに書面で通知することにより、本契約をいつでも終了させることができる。

本契約は、イングランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

包括的保管契約

各当事者は、相手方当事者に対し、解約の2か月以上前に書面による通知をすることにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ファンド・アカウンティング契約

本契約は、いずれかの当事者からの90日以上前の書面通知により解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が他方当事者に対し、本契約終了日の3か月前までに書面により通知することによって、解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が他方当事者に対し、本契約終了日の3か月前までに書面により通知することによって、解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

新サブ・ファンドの設定

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより新しいサブ・ファンドを設定することができる。

2【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

() C S S F に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対し受益証券を公募する場合は、C S S F への登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をC S S F に提出しなければならない。

さらに、前記「第1 ファンドの追加情報 3 監督官庁の概要 () 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、独立の外部監査人により監査され、C S S F により承認されなければならない。ファンドの独立外部監査人は、プライスウォーターハウスクーパース (PricewaterhouseCoopers) のルクセンブルグ事務所である。さらに、ファンドは、C S S F の1997年6月13日付 I M L 通達97 / 136に基づき、C S S F に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

() 受益者に対する開示

受益者は、監査済年次財務報告書および未監査半期財務報告書を管理会社および保管受託銀行の事務所において無料で入手することができる。報告書の写しは、管理会社のインターネット・サイト (www.schroders.lu) から入手できる。かかる報告書は、英文目論見書の不可欠の一部となる。

報告書には、サブ・ファンドの個別情報とファンドの全体情報とが記載される。各クラスの受益証券の純資産価格およびその評価の停止を含む、ファンドまたは管理会社に関して公表されるべきその他の金融情報は、管理会社の事務所において公衆縦覧される。

受益証券1口当たり純資産価格および取引価格は、管理会社の事務所において公衆縦覧される。

受益者に対する一切の通知は、受益者名簿記載の住所宛に送付される。必要とみなされる場合または法律により要求される場合、通知は、新聞一紙および官報により公告される。

米ドル建てのファンドの連結会計およびサブ・ファンドの会計は、毎年9月30日に締められる。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

1) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款等を添付して、日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「E D I N E T」という。）においてこれを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「交付目論見書」）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、有価証券届出書第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはE D I N E Tにおいて閲覧することができる。

2) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合またはファンドが他の信託と併合しようとする場合には、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。かかる書面による通知には変更の内容および理由ならびに変更に関する情報を記

載しなければならない。かかる通知は当該変更の2週間前までに発しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に送付される。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、いつでも受益証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、分配請求権についてはかかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に、残余財産分配請求権についてはかかる請求権を生じさせる事由発生日の30年後に、失効する。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、ならびに

() 日本における受益証券の募集、販売、買戻しおよびスイッチングの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また、日本国関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 中野 春芽

同 十枝 美紀子

同 三宅 章仁

同 水谷 共宏

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有するこ

とを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・イー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成22年4月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=94.07円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

純資産計算書

2009年9月30日現在

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン^(a)

米ドル

千円

資産	米ドル	千円
投資有価証券		
有価証券取得原価	38,833,955	3,653,110
未実現利益	1,043,427	98,155
有価証券時価	39,877,382	3,751,265
現金預金	2,088,755	196,489
設立費	325,813	30,649
有価証券売却未収金	4,427,470	416,492
未収申込金	3,526,224	331,712
未収分配金および未収利息	640,547	60,256
未収雑費および前払費用	7,850	738
資産合計	50,894,041	4,787,602
負債		
有価証券購入未払金	4,632,859	435,813
未払投資運用報酬	11,439	1,076
その他の未払金	391,892	36,865
負債合計	5,036,190	473,754
純資産総額	45,857,851	4,313,848
純資産価額		
2009年9月30日現在	45,857,851	4,313,848
発行済受益証券		
2009年9月30日現在		
クラスB（米ドル）受益証券	4,383,340口	
受益証券1口当たり純資産価格		
2009年9月30日現在		
クラスB（米ドル）受益証券	10.46	984円

(a) シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープンは2009年6月30日に運用を開始した。注記は、財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益計算書】

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

運用計算書

2009年6月30日(設定日)から2009年9月30日までの期間

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン^(a)
米ドル 千円

	米ドル	千円
収益		
銀行利息	6	1
債券利息	254,754	23,965
収益合計	254,760	23,965
費用		
管理・管理事務代行報酬	8,603	809
投資運用報酬	24,164	2,273
設立費償却額	17,287	1,626
銀行および利息費用	143	13
保管受託報酬	838	79
販売報酬	86,989	8,183
年次税	3,452	325
その他	689	65
費用合計	142,165	13,373
費用補助	1,846	174
投資純利益	114,441	10,765

(a) シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープンは2009年6月30日に運用を開始した。注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

純資産変動計算書

2009年6月30日（設定日）から2009年9月30日までの期間

	シュローダー・グローバル・ボンド・オープン ^(a)	
	米ドル	千円
投資純利益*	114,441	10,765
有価証券売却に係る実現純利益	160,237	15,073
為替予約契約に係る実現純利益	12,994	1,222
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益	16,807	1,581
実現純利益	190,038	17,877
投資に係る未実現利益の純変動	1,043,427	98,155
その他の純資産の外国為替に係る未実現利益の純変動	4,675	440
未実現利益の純変動	1,048,102	98,595
運用による純資産総額の純変動	1,352,581	127,237
受益証券発行純収入	44,634,305	4,198,749
当期に宣言された分配金	(129,035)	(12,138)
期中純資産増加額	45,857,851	4,313,848
期首現在純資産	0	0
期末現在純資産	45,857,851	4,313,848

* 投資純利益の計算については、運用計算書を参照のこと。

^(a) シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープンは2009年6月30日に運用を開始した。注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2009年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2002年12月20日法（「2002年法」）のパート の規定により規制される投資信託としての要件を充足している。ファンドは、2002年法第133条に従い、複数のサブ・ファンドを設定する可能性を有する「アンブレラ・ファンド」として構成されている。ファンドは、無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

受益証券のクラス

2009年9月30日現在、投資可能なクラス受益証券は一つである。

サブ・ファンド	クラス受益証券
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン	クラスB（米ドル）受益証券

申込手数料および販売報酬

クラス受益証券	申込手数料および販売報酬
クラスB（米ドル）受益証券	申込手数料は徴収されない* 純資産価額の年率1.26%の販売報酬

最低申込金額、最低追加申込金額および最低保有金額

クラスB（米ドル）受益証券	最低当初申込口数および最低保有口数は100口 最低追加申込口数は10口
---------------	--

上記の制限は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

設立費

ファンドの設立費（印刷費、法的費用、ならびにファンドの設定および運用開始に関係するその他の費用を含む。）は、5年を超えない期間にわたり償却される。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産価額から報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎月支払われる。当期の報酬料率は、以下のとおりである。

純資産価額に対する投資運用報酬料率

サブ・ファンド	クラス受益証券	投資運用報酬
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン	クラスB（米ドル） 受益証券	純資産価額の年率0.35%

* 「純資産価格」の「ファンド資産の評価」に記載の関連する注記を参照のこと。

かかる報酬は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

費用補助

管理・管理事務代行報酬、保管受託報酬、販売報酬、投資運用報酬および法定費用は、ファンドの純資産価額を参照して毎日計算され、かつ発生し、毎月支払われる。当該報酬は、当期においてファンドに適用され、ファンドの純資産価額の1.78%を上限とされた。当期中、管理会社は、かかる報酬の上限額を遵守するため、ファンドに対して補助金を支出した。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に計算され、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの比例持分資産から、管理会社が必要とし、また慎重な水準と考える引当金を含む負債を控除した額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で除することにより計算される。算出された値は、小数第三位を四捨五入される。資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、現金配当ならびに上記の通り宣言または発生したが受領されていない利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されないと予想される場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社がその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値（最終の買い呼値および売り呼値の中間値）を基準として評価される。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、入手可能な最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。投資対象の購入および売却は、取引日において認識される。

規制ある市場で取引されていないその他の譲渡性のある有価証券については、容易に入手可能なすべての情報に基づき評価される。かかる情報には、管理会社が、投資対象証券の真正な価値を反映するため、誠実に決定した評価技法が含まれることがあり、適切な場合には、かかる譲渡性のある有価証券の発行体が指定する評価技法に従う。投資者は、すべてのサブ・ファンドのクラスB受益証券の取得に際し、購入時の申込手数料を徴収されない。代わりに、ファンドの目論見書に記載された条件付後払手数料（「CDSC」）を管理会社に支払わなければならないことがある。かかる要項のため、管理会社は、クラスB受益証券に関し、手数料支払専属代行会社を任命し、当該手数料支払代行会社の関連企業によって発行された債券（「NAVトラッカー」）を購入した。NAVトラッカーの名称は、「ソシエテ・ジェネラル・アクセプトランスZCP 09/07/2019」であり、投資有価証券明細表において、「他の規制ある市場で取引されていないその他の譲渡性のある有価証券」に分類されている。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。利息は取得により発生する。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における実勢為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

未決済の為替予約契約は、対応する契約の残存期間に適用される為替予約レートを参照し、期末現在で評価される。実現損益は、清算された、または、同じ取引相手方と他の契約により相殺された為替予約契約の純損益を含む。

投資有価証券売却に係る実現利益および損失

投資有価証券売却に係る実現利益および損失は、通常、平均原価法で決定され、取引費用に含まれる。

サブ・ファンドに関する変更

対象期間中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

税制

ルクセンブルグの現行法および規制においては、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。

他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。現行法においては、ファンドも受益者も、ルクセンブルグにおける所得税、キャピタル・ゲイン税、または源泉徴収税もしくは遺産税の対象とならない。

分配金

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド	通貨	1口当たり分配金
2009年9月10日	2009年9月11日	2009年9月16日	シュローダー・グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035

後発事象

本財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

(3) 【投資有価証券明細表等】

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン

投資明細表

2009年9月30日現在

口数 / 額面	公認の取引所に上場されている譲渡性 のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 %	口数 / 額面	公認の取引所に上場されている譲渡性 のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 %
ベルギー		362,590	0.79	オランダ		984,698	2.14
EUR	200,000 Anheuser-Busch InBev EMTN 8.625% 30/01/2017	362,590	0.79	EUR	80,000 ArcelorMittal 9.375% 03/06/2016	136,470	0.30
カナダ		294,853	0.64	EUR	50,000 Daimler International Finance EMTN 6.125% 08/09/2015	79,012	0.17
USD	250,000 Talisman Energy 7.75% 01/06/2019	294,853	0.64	EUR	100,000 Deutsche Telekom International Finance EMTN 6% 20/01/2017	159,117	0.35
フランス		2,571,509	5.61	EUR	100,000 E.ON International Finance EMTN 5.75% 07/05/2020	162,702	0.35
EUR	250,000 Autoroutes du Sud de la France EMTN 7.375% 20/03/2019	430,223	0.94	EUR	250,000 ELM for Swiss Reinsurance variable perpetual	290,479	0.63
EUR	200,000 BNP Paribas EMTN variable perpetual	297,483	0.65	GBP	50,000 Koninklijke KPN GMTN 5.625% 30/09/2024	74,601	0.16
EUR	250,000 Casino Guichard Perrachon EMTN 5.5% 30/01/2015	379,697	0.83	EUR	50,000 RWE Finance EMTN 5.5% 06/07/2022	82,317	0.18
EUR	150,000 Credit Agricole EMTN 5.875% 11/06/2019	241,394	0.53	ポーランド		462,326	1.01
EUR	150,000 EDF EMTN 6.25% 25/01/2021	255,266	0.56	USD	412,000 Poland Government 6.375% 15/07/2019	462,326	1.01
EUR	185,000 France Telecom EMTN 8.125% 28/01/2033	367,295	0.80	スペイン		154,344	0.34
EUR	150,000 Lafarge EMTN 7.625% 24/11/2016	245,173	0.53	EUR	100,000 Gas Natural Capital Markets EMTN 5.25% 09/07/2014	154,344	0.34
EUR	210,000 Veolia Environnement EMTN 6.75% 24/04/2019	354,978	0.77	国際機関		1,599,463	3.49
ドイツ		761,660	1.66	USD	1,605,000 Nordic Investment Bank 2.625% 06/10/2014	1,599,463	3.49
EUR	120,000 Metro EMTN 7.625% 05/03/2015	198,738	0.43	スウェーデン		272,916	0.60
EUR	300,000 Muenchener Rueckversicherungs variable 21/06/2023	465,306	1.02	SEK	1,735,000 Swedish Government 5.5% 08/10/2012	272,916	0.60
EUR	60,000 Volkswagen Financial Services EMTN 6.875% 15/01/2014	97,616	0.21	イギリス		5,114,072	11.15
ギリシャ		4,919,872	10.73	GBP	155,000 Barclays Bank EMTN 5.75% 14/09/2026	239,224	0.52
EUR	1,725,000 Hellenic Republic Government Bond 4.3% 20/03/2012	2,645,336	5.77	GBP	50,000 Barclays Bank variable perpetual	60,445	0.13
EUR	215,000 Hellenic Republic Government Bond 4.6% 20/09/2040	287,001	0.63	EUR	50,000 BAT International Finance EMTN 5.375% 29/06/2017	76,903	0.17
EUR	1,040,000 Hellenic Republic Government Bond 5.5% 20/08/2014	1,661,767	3.62	EUR	100,000 BAT International Finance EMTN 5.875% 12/03/2015	160,007	0.35
EUR	200,000 Hellenic Republic Government Bond 6% 19/07/2019	325,768	0.71	GBP	50,000 BAT International Finance EMTN 6% 29/06/2022	83,945	0.18
アイルランド		3,553,861	7.75	GBP	50,000 BMW UK Capital EMTN 5% 02/10/2017	80,027	0.17
EUR	150,000 Cloverie for Zurich Insurance EMTN variable 24/07/2039	239,814	0.52	GBP	100,000 Cadbury Schweppes Finance EMTN 7.25% 18/07/2018	182,344	0.40
EUR	1,515,000 Ireland Government 4% 11/11/2011	2,316,100	5.05	GBP	50,000 Centrica EMTN 7% 19/09/2033	96,045	0.21
EUR	623,000 Ireland Government 5.9% 18/10/2019	997,947	2.18	EUR	100,000 Hammerson 4.875% 19/06/2015	137,774	0.30
イタリア		3,334,853	7.27	USD	100,000 HSBC 6.8% 01/06/2038	112,908	0.25
EUR	100,000 Intesa Sanpaolo EMTN 6.625% 08/05/2018	154,675	0.34	GBP	60,000 HSBC Bank EMTN 6.5% 07/07/2023	103,746	0.23
USD	1,568,000 Italian Republic 4.5% 21/01/2015	1,659,493	3.62	GBP	80,000 Imperial Tobacco Finance EMTN 7.75% 24/06/2019	143,854	0.31
EUR	830,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 3.75% 01/08/2016	1,246,403	2.72	EUR	460,000 Kingfisher EMTN 4.125% 23/11/2012	671,560	1.46
EUR	83,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 5% 01/08/2039	126,003	0.27	GBP	50,000 Kingfisher EMTN 5.625% 15/12/2014	81,554	0.18
EUR	100,000 Telecom Italia EMTN 5.375% 29/01/2019	148,279	0.32	GBP	50,000 Marks & Spencer EMTN 5.875% 29/05/2012	83,367	0.18
ジャージー		312,088	0.68	GBP	120,000 Nationwide Building Society variable perpetual	131,309	0.29
EUR	225,000 UBS/Jersey Branch EMTN variable 16/09/2019	312,088	0.68	GBP	50,000 Next 5.875% 12/10/2016	82,476	0.18
				GBP	50,000 Reed Elsevier Investments 7% 11/12/2017	90,325	0.20
				EUR	300,000 Royal Bank of Scotland EMTN 6.934% 09/04/2018	437,386	0.95

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ
シュロダー・グローバル・ボンド・オープン
投資明細表（続き）
2009年9月30日現在

口数 / 額面	公認の取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 %	口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 %
イギリス（続き）				アメリカ合衆国（続き）			
USD	650,000 Standard Chartered Bank variable perpetual	709,153	1.55	USD	800,994 GNMA I Pool N° 717099 5% 15/05/2039	829,029	1.81
GBP	686,000 UK Treasury 3.75% 07/09/2019	1,105,162	2.41	USD	535,551 GNMA I Pool N° 782710 5% 15/07/2039	554,295	1.21
GBP	137,000 UK Treasury 4.75% 07/12/2038	244,558	0.53	USD	344,490 GNMA II Pool N° 4520 5% 20/08/2039	355,901	0.78
				USD	299,600 GNMA II Pool N° 4521 5.5% 20/08/2039	314,487	0.69
アメリカ合衆国				USD	150,000 JPMorgan Chase & Co. 6.3% 23/04/2019	165,182	0.36
USD	150,000 Coca-Cola 4.875% 15/03/2019	158,173	0.34	USD	185,000 Staples 9.75% 15/01/2014	221,423	0.48
USD	250,000 Dow Chemical 8.55% 15/05/2019	281,675	0.61	USD	427,000 US Treasury 3.125% 15/05/2019	419,527	0.91
USD	315,000 General Electric Capital MTN 5.875% 14/01/2038	289,584	0.63	USD	465,000 US Treasury 4.25% 15/05/2039	481,130	1.05
USD	450,000 Goldman Sachs 7.5% 15/02/2019	517,463	1.14	USD	3,070,000 US Treasury 4.625% 31/10/2011	3,294,973	7.18
USD	50,000 Hess 7.3% 15/08/2031	55,557	0.12	USD	250,000 Yum! Brands 5.3% 15/09/2019	252,720	0.55
USD	50,000 Kroger 6.15% 15/01/2020	55,122	0.12	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産合計		12,020,338	26.21
USD	50,000 McDonald's MTN 6.3% 01/03/2038	58,907	0.13				
USD	150,000 Nordstrom 6.75% 01/06/2014	164,104	0.36				
EUR	200,000 Pfizer 5.75% 03/06/2021	326,442	0.71	口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されていないその他の譲渡性のある有価証券	時価 (米ドル)	対純資産 比率 %
USD	225,000 Time Warner Cable 5.85% 01/05/2017	238,399	0.52	ルクセンブルグ			
USD	150,000 Verizon Communications 8.75% 01/11/2018	188,830	0.41	USD	380,000 Société Générale Acceptance ZCP 09/07/2019	399,950	0.88
EUR	50,000 Wal-Mart Stores 4.875% 21/09/2029	72,673	0.16	他の規制ある市場で取引されていないその他の譲渡性のある有価証券合計			
USD	50,000 Wal-Mart Stores 6.2% 15/04/2038	56,896	0.12			399,950	0.88
USD	200,000 XTO Energy 6.5% 15/12/2018	220,287	0.48				
EUR	50,000 Zurich Finance USA EMTN variable 02/10/2023	73,877	0.16	投資有価証券合計			
公認の取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産合計				27,457,094	59.87	その他の純資産	
				純資産価格			
						39,877,382	86.96
						5,980,469	13.04
						45,857,851	100.00
口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 %				
カナダ							
CAD	1,305,000 Canadian Government Bond 3.75% 01/06/2019	1,255,422	2.73				
USD	250,000 Nexen 7.5% 30/07/2039	274,626	0.60				
スイス							
USD	180,000 Credit Suisse/New York 6% 15/02/2018	187,907	0.41				
イギリス							
USD	100,000 Vodafone 5.45% 10/06/2019	104,637	0.23				
アメリカ合衆国							
USD	150,000 Ahold Finance USA 6.875% 01/05/2029	168,037	0.37				
USD	50,000 Altria 9.7% 10/11/2018	62,819	0.14				
USD	250,000 Altria 9.95% 10/11/2038	345,982	0.75				
USD	100,000 Anheuser-Busch InBev Worldwide 144A 7.75% 15/01/2019	117,914	0.26				
USD	150,000 Appalachian Power 7.95% 15/01/2020	182,857	0.40				
USD	250,000 Capital One Bank USA 8.8% 15/07/2019	291,535	0.64				
USD	160,000 Comcast 6.4% 15/05/2038	172,507	0.38				
USD	1,900,896 GNMA I Pool N° 717072 5% 15/05/2039	1,967,428	4.28				

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Statement of Net Assets as at 30 September 2009

ASSETS	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open ^(a) USD
Investments	
Securities at cost	38,833,955
Unrealised appreciation	1,043,427
Securities at Market Value	39,877,382
Cash at banks	2,088,755
Formation expenses	325,813
Receivables for securities sold	4,427,470
Receivables for subscriptions	3,526,224
Dividends and interest receivable	640,547
Sundry receivables and prepayments	7,850
TOTAL ASSETS	50,894,041
LIABILITIES	
Payables for securities purchased	4,632,859
Management fees payable	11,439
Other payables and accruals	391,892
TOTAL LIABILITIES	5,036,190
TOTAL NET ASSETS	45,857,851
Net Asset Value	
as at 30 September 2009	45,857,851
Units Outstanding	
as at 30 September 2009	4,383,340
Net Asset Value per Unit	
as at 30 September 2009	10.46

^(a) Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open was launched on 30 June 2009. The notes on pages 11 to 13 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Statement of Operations

for the Period from 30 June 2009 (date of inception) to 30 September 2009

INCOME	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open ^(a) USD
Bank interest	6
Bond interest	254,754
Total Income	254,760
EXPENSES	
Administration fees	8,603
Management fees	24,164
Amortisation of formation expenses	17,287
Bank and interest charges	143
Custodian fees	838
Distribution fees	86,989
Taxe d'abonnement	3,452
Other	689
Total Expenses	142,165
Expense subsidy	1,846
NET INVESTMENT INCOME	114,441

^(a) Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open was launched on 30 June 2009. The notes on pages 11 to 13 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Statement of Changes in Net Assets

for the Period from 30 June 2009 (date of inception) to 30 September 2009

	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open ^(a) USD
NET INVESTMENT INCOME [*]	114,441
Net realised gains	
on securities sold	160,237
on forward foreign exchange contracts	12,994
on foreign exchange on other net assets	16,807
NET REALISED PROFIT	190,038
Net change in unrealised appreciation	
on investments	1,043,427
on foreign exchange on other net assets	4,675
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION	1,048,102
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	1,352,581
Net proceeds from issue of units	44,634,305
Dividends declared for the period	(129,035)
Increase in Net Assets for the Period	45,857,851
Net Assets at the beginning of the period	0
NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD	45,857,851

* Please see the Statement of Operations on page 17 for the calculation of Net Investment Income.

^(a) Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open was launched on 30 June 2009. The notes on pages 11 to 13 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2009

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 20 December 2002 regarding undertakings for collective investment (the '2002 law'). The Fund is structured as an 'umbrella fund' in accordance with article 133 of the 2002 law with the possibility to create multiple sub-funds. The Fund has been established for an undetermined period and may further issue several classes of units in each sub-fund.

Class of Units

There is one class of units available for investment as at 30 September 2009.

Sub-Fund	Class of Units
Schroder Global Bond Open	B Dis (USD)

Initial and Distribution Charges

Class of Units	Initial and Distribution Charges
B Dis (USD)	There are no Initial Charges.* Distribution Charge of 1.26% of the Net Asset Value per annum.

Minimum Subscription Amount, Minimum Additional Subscription Amount and Minimum Holding Amount

B Dis (USD)	The minimum initial subscription and the minimum holding is 100 units. The minimum additional subscription is 10 units.
-------------	--

The limits stated above may be waived at the discretion of the Management Company.

Formation Expenses

The expenses of establishing the Fund, including printing costs, legal fees, and other costs associated with the setting up and launching of the Fund are amortised over a period not exceeding five years.

* Please refer to the related note under the caption, "Net Asset Value / Valuation of the Assets of the Fund".

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2009 (cont)

Management Fee

The Management Company is entitled to a fee out of the Net Asset Value of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The rates for the period under review are shown below:

Management Fee as a Percentage of the Net Asset Value

Sub-Fund	Unit Class	Management Fee
Schroder Global Bond Open	Class B Dis (USD)	0.35% of Net Asset Value per annum

These fees may be waived at the discretion of the Management Company.

Expense subsidy

The administration fees, custodian fees, distribution fees, management fees and statutory fees are calculated and accrued daily by reference to the Net Asset Value of the Fund and are paid monthly. These fees, which were applied to the Funds during the period under review, were capped at a maximum rate of 1.78% of the Net Asset Value of the Fund. During the period under review, the Management Company subsidised the Fund in order to comply with the cap on the above mentioned fees.

Net Asset Value

Calculation of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value (' NAV ') per unit of each class is calculated on each Dealing Day, and expressed in the currency of the relevant Sub-Fund or class. It is calculated by dividing the NAV attributable to each class, being the proportionate value of its assets less its liabilities (including any provisions considered by the Management Company to be necessary or prudent), by the number of units of such class then in issue. The resulting sum is rounded to the nearest two decimal places. Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2009 (cont)

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Normally investments are valued on the basis of the latest dealing price or the latest available mid-market quotation (the midpoint between the latest quoted bid and offer prices) of the securities on the relevant securities market on which the investments of the sub-fund are traded, quoted or dealt.

Where the investments of a sub-fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described in the previous paragraph.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest available reported Net Asset Value. The latest reported Net Asset Value may be adjusted to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company. Purchases and sales of investments are recognised on the trade date.

For other transferable securities not dealt on a regulated market the valuation will be based on all readily available data, which may involve valuation techniques determined in good faith by the Management Company to reflect the true value of the underlying security, and where applicable in accordance with valuation methods identified by the underlying issuer of such transferable securities. No initial charge will be payable by an Investor on the acquisition of B Units of any Sub-Fund. Instead a contingent deferred sales charge (' CDSC ') may be payable to the Management Company as described in the prospectus of the Fund. In that context, the Management Company has appointed an exclusive commission paying agent with respect to the B units of the fund and has subscribed in a note (The ' NAV Tracker ') which is a certificate issued by an entity affiliated to the commission paying agent. The ' NAV Tracker ' named ' Société Générale Acceptance ZCP 09/07/2019 ' is classified in the Portfolio of Investments under ' Other Transferable Securities not dealt on another Regulated Market '.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2009 (cont)

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures. Interest is accrued as earned.

Cost of investments, income and expenditure denominated in currencies other than the currency of denomination have been translated at the exchange rate ruling on the day of transaction. The exchange gain or loss from the transaction of these items is taken into account in the determination of the results of operations.

Outstanding forward foreign exchange contracts are valued as at year-end by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the relevant contract. Realised gains or losses include net gains or losses on forward foreign exchange contracts which have been settled or offset by other contracts with the same counterparty.

Realised gains and losses on sales of investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are usually determined on the average cost basis and include transactions costs.

Changes in the Sub-Fund

A list, specifying for each sub-fund the total purchases and sales, which took place during the period under review may be obtained free of charge, upon request, at the registered office of the Management Company.

Taxation

Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg each Sub-Fund is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly.

No capital tax is payable on the portion of the net assets of a Sub-Fund invested in other Luxembourg undertakings for collective investment. Under present law neither the Fund nor the Unitholders are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2009 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund	Currency	Dividend per Unit
10-Sep-09	11-Sep-09	16-Sep-09	Schroder Global Bond Open B Dis	USD	0.035

Subsequent Events

As of the date of the approval of the Financial Statements, there were no significant subsequent events.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Portfolio of Investments as at 30 September 2009

Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open

Number of shares or Principal Amount	Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Exchange Listing	Market Value USD	% Net Assets	Number of shares or Principal Amount	Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Exchange Listing	Market Value USD	% Net Assets
Belgium		362,590	0.79	Italy		3,334,853	7.27
EUR 200,000	Anheuser-Busch InBev EMTN 8.625% 30/01/2017	362,590	0.79	EUR 100,000	Intesa Sanpaolo EMTN 6.625% 08/05/2018	154,675	0.34
Canada		294,853	0.64	USD 1,568,000	Italian Republic 4.5% 21/01/2015	1,659,493	3.62
USD 250,000	Talisman Energy 7.75% 01/06/2019	294,853	0.64	EUR 830,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 3.75% 01/08/2016	1,246,403	2.72
France		2,571,509	5.61	EUR 83,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 5% 01/08/2039	126,003	0.27
EUR 250,000	Autoroutes du Sud de la France EMTN 7.375% 20/03/2019	430,223	0.94	EUR 100,000	Telecom Italia EMTN 5.375% 29/01/2019	148,279	0.32
EUR 200,000	BNP Paribas EMTN variable perpetual	297,483	0.65	Jersey		312,088	0.68
EUR 250,000	Casino Guichard Perrachon EMTN 5.5% 30/01/2015	379,697	0.83	EUR 225,000	UBS/Jersey Branch EMTN variable 16/09/2019	312,088	0.68
EUR 150,000	Credit Agricole EMTN 5.875% 11/06/2019	241,394	0.53	Netherlands		984,698	2.14
EUR 150,000	EDF EMTN 6.25% 25/01/2021	255,266	0.56	EUR 80,000	ArcelorMittal 9.375% 03/06/2016	136,470	0.30
EUR 185,000	France Telecom EMTN 8.125% 28/01/2033	367,295	0.80	EUR 50,000	Daimler International Finance EMTN 6.125% 08/09/2015	79,012	0.17
EUR 150,000	Lafarge EMTN 7.625% 24/11/2016	245,173	0.53	EUR 100,000	Deutsche Telekom International Finance EMTN 6% 20/01/2017	159,117	0.35
EUR 210,000	Veolia Environnement EMTN 6.75% 24/04/2019	354,978	0.77	EUR 100,000	E.ON International Finance EMTN 5.75% 07/05/2020	162,702	0.35
Germany		761,660	1.66	EUR 250,000	ELM for Swiss Reinsurance variable perpetual	290,479	0.63
EUR 120,000	Metro EMTN 7.625% 05/03/2015	198,738	0.43	EUR 50,000	Koninklijke KPN GMTN 5.625% 30/09/2024	74,601	0.16
EUR 300,000	Muenchener Rueckversicherungs variable 21/06/2023	465,306	1.02	GBP 50,000	RWE Finance EMTN 5.5% 06/07/2022	82,317	0.18
EUR 60,000	Volkswagen Financial Services EMTN 6.875% 15/01/2014	97,616	0.21	Poland		462,326	1.01
Greece		4,919,872	10.73	USD 412,000	Poland Government 6.375% 15/07/2019	462,326	1.01
EUR 1,725,000	Hellenic Republic Government Bond 4.3% 20/03/2012	2,645,336	5.77	Spain		154,344	0.34
EUR 215,000	Hellenic Republic Government Bond 4.6% 20/09/2040	287,001	0.63	EUR 100,000	Gas Natural Capital Markets EMTN 5.25% 09/07/2014	154,344	0.34
EUR 1,040,000	Hellenic Republic Government Bond 5.5% 20/08/2014	1,661,767	3.62	Supranational		1,599,463	3.49
EUR 200,000	Hellenic Republic Government Bond 6% 19/07/2019	325,768	0.71	USD 1,605,000	Nordic Investment Bank 2.625% 06/10/2014	1,599,463	3.49
Ireland		3,553,861	7.75	Sweden		272,916	0.60
EUR 150,000	Cloverie for Zurich Insurance EMTN variable 24/07/2039	239,814	0.52	SEK 1,735,000	Swedish Government 5.5% 08/10/2012	272,916	0.60
EUR 1,515,000	Ireland Government 4% 11/11/2011	2,316,100	5.05	United Kingdom		5,114,072	11.15
EUR 623,000	Ireland Government 5.9% 18/10/2019	997,947	2.18	GBP 155,000	Barclays Bank EMTN 5.75% 14/09/2026	239,224	0.52
				GBP 50,000	Barclays Bank variable perpetual	60,445	0.13

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Portfolio of Investments as at 30 September 2009 (cont)

Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open (cont)

Number of shares or Principal Amount	Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Exchange Listing	Market Value USD	% Net Assets	Number of shares or Principal Amount	Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Exchange Listing	Market Value USD	% Net Assets
United Kingdom (cont)				United States of America (cont)			
EUR	50,000 BAT International Finance EMTN 5.375% 29/06/2017	76,903	0.17	USD	225,000 Time Warner Cable 5.85% 01/05/2017	238,399	0.52
EUR	100,000 BAT International Finance EMTN 5.875% 12/03/2015	160,007	0.35	USD	150,000 Verizon Communications 8.75% 01/11/2018	188,830	0.41
GBP	50,000 BAT International Finance EMTN 6% 29/06/2022	83,945	0.18	EUR	50,000 Wal-Mart Stores 4.875% 21/09/2029	72,673	0.16
GBP	50,000 BMW UK Capital EMTN 5% 02/10/2017	80,027	0.17	USD	50,000 Wal-Mart Stores 6.2% 15/04/2038	56,896	0.12
GBP	100,000 Cadbury Schweppes Finance EMTN 7.25% 18/07/2018	182,344	0.40	USD	200,000 XTO Energy 6.5% 15/12/2018	220,287	0.48
GBP	50,000 Centrica EMTN 7% 19/09/2033	96,045	0.21	EUR	50,000 Zurich Finance USA EMTN variable 02/10/2023	73,877	0.16
EUR	100,000 Hammerson 4.875% 19/06/2015	137,774	0.30	Total Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Exchange Listing			
USD	100,000 HSBC 6.8% 01/06/2038	112,908	0.25	27,457,094 59.87			
GBP	60,000 HSBC Bank EMTN 6.5% 07/07/2023	103,746	0.23	Number of shares or Principal Amount			
GBP	80,000 Imperial Tobacco Finance EMTN 7.75% 24/06/2019	143,854	0.31	Transferable Securities and Money Market Instruments dealt on another Regulated Market			
EUR	460,000 Kingfisher EMTN 4.125% 23/11/2012	671,560	1.46	Market Value USD			
GBP	50,000 Kingfisher EMTN 5.625% 15/12/2014	81,554	0.18	% Net Assets			
GBP	50,000 Marks & Spencer EMTN 5.875% 29/05/2012	83,367	0.18	Canada			
GBP	120,000 Nationwide Building Society variable perpetual	131,309	0.29	CAD	1,305,000 Canadian Government Bond 3.75% 01/06/2019	1,255,422	2.73
GBP	50,000 Next 5.875% 12/10/2016	82,476	0.18	USD	250,000 Nexen 7.5% 30/07/2039	274,626	0.60
GBP	50,000 Reed Elsevier Investments 7% 11/12/2017	90,325	0.20	Switzerland			
EUR	300,000 Royal Bank of Scotland EMTN 6.934% 09/04/2018	437,386	0.95	USD	180,000 Credit Suisse/New York 6% 15/02/2018	187,907	0.41
USD	650,000 Standard Chartered Bank variable perpetual	709,153	1.55	United Kingdom			
GBP	686,000 UK Treasury 3.75% 07/09/2019	1,105,162	2.41	USD	100,000 Vodafone 5.45% 10/06/2019	104,637	0.23
GBP	137,000 UK Treasury 4.75% 07/12/2038	244,558	0.53	104,637 0.23			
United States of America				United States of America			
USD	150,000 Coca-Cola 4.875% 15/03/2019	158,173	0.34	USD	150,000 Ahold Finance USA 6.875% 01/05/2029	168,037	0.37
USD	250,000 Dow Chemical 8.55% 15/05/2019	281,675	0.61	USD	50,000 Altria 9.7% 10/11/2018	62,819	0.14
USD	315,000 General Electric Capital MTN 5.875% 14/01/2038	289,584	0.63	USD	250,000 Altria 9.95% 10/11/2038	345,982	0.75
USD	450,000 Goldman Sachs 7.5% 15/02/2019	517,463	1.14	USD	100,000 Anheuser-Busch InBev Worldwide 144A 7.75% 15/01/2019	117,914	0.26
USD	50,000 Hess 7.3% 15/08/2031	55,557	0.12	USD	150,000 Appalachian Power 7.95% 15/01/2020	182,857	0.40
USD	50,000 Kroger 6.15% 15/01/2020	55,122	0.12	USD	250,000 Capital One Bank USA 8.8% 15/07/2019	291,535	0.64
USD	50,000 McDonald's MTN 6.3% 01/03/2038	58,907	0.13	USD	160,000 Comcast 6.4% 15/05/2038	172,507	0.38
USD	150,000 Nordstrom 6.75% 01/06/2014	164,104	0.36	USD	1,900,896 GNMA I Pool N ° 717072 5% 15/05/2039	1,967,428	4.28
EUR	200,000 Pfizer 5.75% 03/06/2021	326,442	0.71	USD	800,994 GNMA I Pool N ° 717099 5% 15/05/2039	829,029	1.81
				USD	535,551 GNMA I Pool N ° 782710 5% 15/07/2039	554,295	1.21
				USD	344,490 GNMA II Pool N ° 4520 5% 20/08/2039	355,901	0.78
				USD	299,600 GNMA II Pool N ° 4521 5.5% 20/08/2039	314,487	0.69

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

Portfolio of Investments as at 30 September 2009 (cont)

Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open (cont)

Number of shares or Principal Amount	Transferable Securities and Money Market Instruments dealt on another Regulated Market	Market Value USD	% Net Assets	Number of shares or Principal Amount	Other Transferable Securities not dealt on another Regulated Market	Market Value USD	% Net Assets
United States of America (cont)				Luxembourg			
USD 150,000	JPMorgan Chase & Co. 6.3% 23/04/2019	165,182	0.36	USD 380,000	Soci�t� G�n�rale Acceptance ZCP 09/07/2019	399,950	0.88
USD 185,000	Staples 9.75% 15/01/2014	221,423	0.48	Total Other Transferable Securities not dealt on another Regulated Market			
USD 427,000	US Treasury 3.125% 15/05/2019	419,527	0.91	Total Investments			
USD 465,000	US Treasury 4.25% 15/05/2039	481,130	1.05	Other Net Assets			
USD 3,070,000	US Treasury 4.625% 31/10/2011	3,294,973	7.18	Net Asset Value			
USD 250,000	Yum! Brands 5.3% 15/09/2019	252,720	0.55				
Total Transferable Securities and Money Market Instruments dealt on another Regulated Market		12,020,338	26.21				

中間財務書類

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成22年4月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=94.07円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

純資産計算書

2010年3月31日現在

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券		
有価証券取得原価	103,179,250	9,706,072
未実現（損失）	(1,898,053)	(178,550)
有価証券時価	101,281,197	9,527,522
為替予約契約に係る未実現利益	8,932	840
	101,290,129	9,528,362
現金預金	9,145,765	860,342
設立費	291,615	27,432
有価証券売却未収金	451,725	42,494
未収申込金	7,745,929	728,660
未収利息	1,283,081	120,699
未収雑費および前払費用	34,818	3,275
資産合計	120,243,062	11,311,265
負債		
有価証券購入未払金	10,076,885	947,933
未払買戻金	725,774	68,274
未払投資運用報酬	31,649	2,977
その他の未払金	482,402	45,380
負債合計	11,316,710	1,064,563
純資産総額	108,926,352	10,246,702

発行済受益証券

2010年3月31日現在

クラスB（米ドル）受益証券 10,871,450口

受益証券1口当たり純資産価格

2010年3月31日現在

クラスB（米ドル）受益証券 10.02 943円

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

運用成績一覧表

2010年3月31日現在

		6 か月間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ	クラスB(米ドル)受益証券	(2.24)	2.60
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン (設定日:2009年6月30日)			
ベンチマーク			
Barclays Capital Global Aggregate ex Japan		(0.53)	5.15

運用成績一覧表にあるすべてのデータは、純資産ベース(NAV to NAV basis)であり、総収入が再投資されたものとする。成長率が表示されない期間のデータは入手可能ではない。

ファンドの設立日以降にクラス受益証券が設定された場合、総経費率の差異を勘案したファンド内の既存のクラス受益証券のパフォーマンスに基づく、過去のパフォーマンスのシミュレーションが使用される。

ベンチマークの情報源:ブルームバーグまたはインデックス・ハウス・プロバイダー。

過去の成績は、必ずしも将来の成績を示唆するものではなく、再現されないこともある。

財務書類に対する注記

2010年3月31日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2002年12月20日法（「2002年法」）のパート の規定により規制される投資信託としての要件を充足している。ファンドは、2002年法第133条に従い、複数のサブ・ファンドを設定する可能性を有する「アンブレラ・ファンド」として構成されている。ファンドは、無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

受益証券のクラス

2010年3月31日現在、投資可能なクラス受益証券は一つである。

サブ・ファンド	クラス受益証券
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン	クラスB 受益証券（米ドル）

申込手数料および販売報酬

クラス受益証券	申込手数料および販売報酬
クラスB 受益証券	申込手数料は徴収されない 純資産価額の年率1.26%の販売報酬

最低申込金額、最低追加申込金額および最低保有金額

クラスB 受益証券	最低当初申込口数および最低保有口数は100口 最低追加申込口数は10口
-----------	--

上記の制限は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

年次投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産価額から報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎月支払われる。当期の報酬料率は、以下のとおりである。

純資産価額に対する年次投資運用報酬料率

サブ・ファンド	投資運用報酬
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン	純資産価額の年率0.35%

かかる報酬は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に計算され、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの比例持分資産から、管理会社が必要とし、また慎重な水準と考える引当金を含む負債を控除した額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で除することにより計算される。算出された値は、小数第三位を四捨五入される。資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特

定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、現金配当ならびに上記の通り宣言または発生したが受領されていない利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されないと予想される場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値（最終の買い呼値および売り呼値の中間値）を基準として評価される。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、入手可能な最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。投資対象の購入および売却は、取引日において認識される。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。利息は取得により発生する。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における実勢為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

未決済の為替予約契約は、対応する契約の残存期間に適用される為替予約レートを参照し、期末現在で評価される。実現損益は、清算された、または、同じ取引相手方とその他の契約により相殺された為替予約契約の純損益を含む。

サブ・ファンドに関する変更

対象期間中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

税制

ルクセンブルグの現行法および規制においては、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。

他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。現行法においては、ファンドも受益者も、ルクセンブルグにおける所得税、キャピタル・ゲイン税、または源泉徴収税もしくは遺産税の対象とならない。

後発事象

本財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、対応する契約の残存期間に適用される為替予約レートを参照し、期末現在で評価される。未実現利益または損失は、純資産計算書において表示されている。2010年3月31日において、以下の為替予約契約が未決済となっている。

購入通貨		売却通貨		満期日	未実現利益 / (損失)	
シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ボンド・オープン						
豪ドル	175,178	米ドル	160,243	2010年4月6日	(16)	
ユーロ	170,000	米ドル	226,866	2010年4月1日	2,592	
ユーロ	235,000	米ドル	315,797	2010年4月7日	1,395	
英ポンド	24,530	米ドル	36,481	2010年4月1日	720	
英ポンド	163,444	米ドル	244,619	2010年4月6日	3,245	
英ポンド	50,154	米ドル	75,061	2010年4月9日	996	
					米ドル	8,932

分配金

基準日	落ち日	払込日	ファンド	通貨	1口当たり 分配金
2009年10月13日	2009年10月14日	2009年10月19日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2009年11月10日	2009年11月11日	2009年11月16日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2009年12月10日	2009年12月11日	2009年12月16日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2010年1月12日	2010年1月13日	2010年1月19日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2010年2月15日	2010年2月16日	2010年2月19日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2010年3月10日	2010年3月11日	2010年3月16日	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035

(2) 投資有価証券明細表等

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

シュロダー・グローバル・ボンド・オープン

投資明細表

2010年3月31日現在

口数/額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)	口数/額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
オーストラリア		1,389,717	1.28	ギリシャ		7,025,582	6.45
AUD 1,250,000	Australia Government 5.75% 15/06/2011	1,159,696	1.07	EUR 2,450,000	Hellenic Republic Government Bond 4.3% 20/03/2012	3,267,175	3.00
GBP 50,000	National Australia Bank GMTN 5.125% 09/12/2021	75,877	0.07	EUR 305,000	Hellenic Republic Government Bond 4.6% 20/09/2040	306,199	0.28
GBP 100,000	Westpac Banking EMTN 5% 21/10/2019	154,144	0.14	EUR 300,000	Hellenic Republic Government Bond 5.3% 20/03/2026	355,038	0.32
ベルギー		345,769	0.32	EUR 1,900,000	Hellenic Republic Government Bond 6.1% 20/08/2015	2,566,610	2.36
EUR 200,000	Anheuser-Busch InBev EMTN 8.625% 30/01/2017	345,769	0.32	EUR 400,000	Hellenic Republic Government Bond 6.25% 19/06/2020	530,560	0.49
カナダ		535,854	0.49	アイルランド		5,792,454	5.32
USD 450,000	Talisman Energy 7.75% 01/06/2019	535,854	0.49	EUR 150,000	Cloverie for Zurich Insurance EMTN variable 24/07/2039	233,541	0.21
デンマーク		731,011	0.67	EUR 100,000	GE Capital European Funding EMTN 4.25% 01/03/2017	137,950	0.13
EUR 250,000	Carlsberg Breweries EMTN 6% 28/05/2014	374,716	0.34	EUR 3,220,000	Ireland Government 4% 11/11/2011	4,533,044	4.16
EUR 200,000	Dong Energy 4.875% 16/12/2021	279,952	0.26	EUR 590,000	Ireland Government 5.9% 18/10/2019	887,919	0.82
GBP 50,000	Dong Energy EMTN 5.75% 09/04/2040	76,343	0.07	イタリア		14,496,628	13.31
フランス		6,156,966	5.65	GBP 50,000	Enel EMTN 6.25% 20/06/2019	82,459	0.08
EUR 100,000	Accor 7.5% 04/02/2014	153,218	0.14	EUR 100,000	Intesa Sanpaolo EMTN 6.625% 08/05/2018	145,831	0.13
EUR 500,000	BNP Paribas EMTN variable perpetual	715,196	0.66	EUR 500,000	Intesa Sanpaolo variable perpetual	721,486	0.66
EUR 450,000	Casino Guichard Perrachon 4.379% 08/02/2017	614,428	0.57	USD 5,265,000	Italian Republic 2.125% 05/10/2012	5,278,952	4.85
EUR 500,000	Casino Guichard Perrachon EMTN 5.5% 30/01/2015	731,198	0.67	USD 3,343,000	Italian Republic 4.5% 21/01/2015	3,520,012	3.23
EUR 200,000	Cie de St-Gobain EMTN 8.25% 28/07/2014	320,271	0.29	EUR 1,525,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4% 01/02/2017	2,177,340	2.00
EUR 700,000	Credit Agricole variable perpetual	1,018,657	0.94	EUR 810,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 5% 01/08/2039	1,143,229	1.05
EUR 510,000	France Government Bond OAT 4.25% 25/04/2019	743,472	0.68	EUR 300,000	Lottomatica 5.375% 05/12/2016	423,950	0.39
EUR 185,000	France Telecom EMTN 8.125% 28/01/2033	352,871	0.33	EUR 750,000	Telecom Italia EMTN 5.25% 10/02/2022	1,003,369	0.92
EUR 250,000	PPR EMTN 3.75% 08/04/2015	339,922	0.31	ジャージー		827,894	0.76
EUR 130,000	PPR EMTN 8.625% 03/04/2014	210,071	0.19	GBP 290,000	HSBC Bank Funding Sterling variable perpetual	384,194	0.35
EUR 200,000	RCI Banque EMTN 8.125% 15/05/2012	298,048	0.27	EUR 325,000	UBS/Jersey Branch EMTN variable 16/09/2019	443,700	0.41
EUR 250,000	Société Générale variable perpetual	385,017	0.35	ルクセンブルグ		1,253,061	1.15
EUR 200,000	Vivendi EMTN 4.875% 02/12/2019	274,597	0.25	USD 500,000	ArcelorMittal 7% 15/10/2039	511,341	0.47
ドイツ		2,029,377	1.86	EUR 80,000	ArcelorMittal 9.375% 03/06/2016	135,239	0.12
EUR 100,000	Bertelsmann EMTN 7.875% 16/01/2014	155,918	0.14	EUR 250,000	Michelin Luxembourg EMTN 8.625% 24/04/2014	402,572	0.37
EUR 270,000	Daimler EMTN 4.125% 19/01/2017	371,485	0.34				
EUR 150,000	Landesbank Berlin EMTN 5.875% 25/11/2019	212,402	0.19				
EUR 150,000	Merck Financial Services EMTN 4.5% 24/03/2020	207,236	0.19				
EUR 400,000	Metro EMTN 7.625% 05/03/2015	639,343	0.59				
EUR 300,000	Muenchener Rueckversicherungs variable 21/06/2023	442,993	0.41				

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

シュロダー・グローバル・ボンド・オープン

投資明細表（続き）

2010年3月31日現在

口数 / 額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)	口数 / 額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
ルクセンブルグ（続き）				イギリス（続き）			
EUR 150,000	SES EMTN 4.625% 09/03/2020	203,909	0.19	GBP 50,000	Intercontinental Hotels EMTN 6% 09/12/2016	77,372	0.07
オランダ				GBP 130,000	Kingfisher EMTN 5.625% 15/12/2014	209,740	0.19
EUR 300,000	Allianz Finance II variable 13/01/2025	451,969	0.41	EUR 260,000	Lloyds TSB Bank EMTN 6.5% 24/03/2020	353,177	0.33
EUR 50,000	ASML 5.75% 13/06/2017	71,041	0.06	GBP 100,000	Marks & Spencer EMTN 6.125% 02/12/2019	157,997	0.15
EUR 100,000	Deutsche Telekom International Finance EMTN 6% 20/01/2017	152,294	0.14	EUR 250,000	Nationwide Building Society 3.75% 20/01/2015	335,067	0.31
EUR 350,000	ELM for Swiss Reinsurance variable perpetual	426,057	0.39	GBP 50,000	Next 5.875% 12/10/2016	80,741	0.07
EUR 50,000	Koninklijke KPN GMTN 5.625% 30/09/2024	72,828	0.07	GBP 100,000	Reed Elsevier Investments 7% 11/12/2017	173,058	0.16
EUR 3,510,000	Netherlands Government 4% 15/01/2011	4,865,301	4.47	EUR 300,000	Royal Bank of Scotland EMTN 5.5% 23/03/2020	402,210	0.37
シンガポール				GBP 240,000	RSA Insurance variable perpetual	390,390	0.36
USD 500,000	Oversea-Chinese Banking EMTN variable 18/11/2019	496,919	0.46	GBP 150,000	Stagecoach 5.75% 16/12/2016	233,083	0.21
スペイン				USD 900,000	Standard Chartered Bank variable perpetual	1,012,196	0.93
EUR 100,000	Gas Natural Capital Markets EMTN 3.375% 27/01/2015	134,573	0.12	GBP 120,000	Tate & Lyle International Finance 6.75% 25/11/2019	195,985	0.18
国際機関				GBP 1,357,000	UK Treasury 3.75% 07/09/2019	2,030,022	1.86
USD 1,880,000	Nordic Investment Bank 2.625% 06/10/2014	1,889,281	1.73	GBP 490,000	UK Treasury 4.75% 07/12/2038	773,363	0.71
スウェーデン				アメリカ合衆国			
EUR 150,000	Swedbank GMTN 3.125% 04/03/2013	204,761	0.19	USD 150,000	Altria 9.7% 10/11/2018	185,148	0.17
SEK 5,555,000	Swedish Government 5.5% 08/10/2012	846,425	0.78	USD 250,000	Altria 9.95% 10/11/2038	328,895	0.30
EUR 50,000	TeliaSonera EMTN 4.75% 16/11/2021	69,715	0.06	EUR 200,000	Bank of America EMTN 4.75% 03/04/2017	271,522	0.25
EUR 200,000	Volvo Treasury EMTN 9.875% 27/02/2014	324,651	0.30	USD 300,000	CBS 8.875% 15/05/2019	362,421	0.33
スイス				USD 250,000	Darden Restaurants 6.8% 15/10/2037	265,338	0.24
USD 250,000	Credit Suisse 5.4% 14/01/2020	250,974	0.23	USD 500,000	Dow Chemical 8.55% 15/05/2019	603,524	0.55
イギリス				USD 315,000	General Electric Capital MTN 5.875% 14/01/2038	297,526	0.27
GBP 300,000	Aviva variable perpetual	8,905,219	8.18	EUR 450,000	Goldman Sachs 4.75% 12/10/2021	561,546	0.52
GBP 150,000	Barclays Bank variable perpetual	390,692	0.36	USD 450,000	Goldman Sachs 7.5% 15/02/2019	513,826	0.47
GBP 50,000	BAT International Finance EMTN 6% 24/11/2034	193,875	0.18	USD 200,000	Hess 7.3% 15/08/2031	226,322	0.21
GBP 50,000	BMW UK Capital EMTN 5% 02/10/2017	78,820	0.07	USD 1,040,000	JPMorgan Chase & Co. 6.3% 23/04/2019	1,145,668	1.05
GBP 125,000	British Telecommunications 8.5% 07/12/2016	78,040	0.07	USD 300,000	Kraft Foods 5.375% 10/02/2020	304,993	0.28
GBP 100,000	Cadbury Schweppes Finance EMTN 7.25% 18/07/2018	225,215	0.21	USD 200,000	Lorillard Tobacco 8.125% 23/06/2019	221,201	0.20
EUR 350,000	Experian Finance EMTN 4.75% 04/02/2020	175,130	0.16	EUR 300,000	Morgan Stanley GMTN 4.5% 29/10/2014	420,513	0.39
EUR 100,000	Hammerson 4.875% 19/06/2015	488,874	0.45	USD 450,000	Nordstrom 6.75% 01/06/2014	508,240	0.47
USD 450,000	HSBC 6.8% 01/06/2038	136,869	0.13	USD 400,000	Verizon Communications 8.75% 01/11/2018	503,149	0.46
GBP 130,000	Imperial Tobacco Finance EMTN 7.75% 24/06/2019	480,793	0.44	USD 250,000	Yum! Brands 5.3% 15/09/2019	256,195	0.24
				EUR 50,000	Zurich Finance USA EMTN variable 02/10/2023	72,385	0.07
				公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産合計			
						66,794,733	61.32

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

シュロダー・グローバル・ボンド・オープン

投資明細表（続き）

2010年3月31日現在

口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
カナダ		3,621,213	3.32
CAD 3,340,000	Canadian Government Bond 3.75% 01/06/2019	3,334,742	3.06
USD 250,000	Nexen 7.5% 30/07/2039	286,471	0.26
フランス		762,563	0.70
USD 700,000	Credit Agricole RegS variable perpetual	762,563	0.70
マレーシア		532,568	0.49
MYR 1,715,000	Malaysia Government 3.756% 28/04/2011	532,568	0.49
アメリカ合衆国		23,170,126	21.27
USD 650,000	Ahold Finance USA 6.875% 01/05/2029	706,673	0.65
USD 100,000	Anheuser-Busch InBev Worldwide 144A 7.75% 15/01/2019	119,445	0.11
USD 150,000	Appalachian Power 7.95% 15/01/2020	183,135	0.17
USD 500,000	Bunge Finance 8.5% 15/06/2019	578,939	0.53
USD 500,000	Capital One Bank USA 8.8% 15/07/2019	602,645	0.55
USD 160,000	Comcast 6.4% 15/05/2038	160,741	0.15
USD 200,000	CVS Caremark 6.6% 15/03/2019	223,777	0.20
USD 320,000	GNMA 2009-106 4.5% 20/01/2034	333,818	0.31
USD 1,405,353	GNMA 2009-120 V 5% 20/12/2020	1,509,773	1.39
USD 207,000	GNMA 2010-29 CV 5% 20/03/2021	220,133	0.20
USD 333,875	GNMA II Pool N° 4520 5% 20/08/2039	346,395	0.32
USD 277,572	GNMA II Pool N° 4521 5.5% 20/08/2039	293,533	0.27
USD 553,849	GNMA II pool N° 4560 5.5% 20/10/2039	585,695	0.54
USD 741,531	GNMA II pool N° 4578 5% 20/11/2039	769,338	0.70
USD 483,191	GNMA Remics Trust 2009-87 PA 4.5% 20/10/2032	510,804	0.47
USD 250,000	Morgan Stanley MTN 5.625% 23/09/2019	247,739	0.23
USD 500,000	Nisource Finance 6.125% 01/03/2022	513,841	0.47
USD 400,000	Staples 9.75% 15/01/2014	484,975	0.44
USD 4,020,000	US Treasury Inflation Indexed Bonds 1.875% 15/07/2019	4,190,756	3.85

口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
アメリカ合衆国（続き）			
USD 1,100,000	US Treasury 3.625% 15/02/2020	1,082,125	0.99
USD 2,025,000	US Treasury 4.25% 15/05/2039	1,872,809	1.72
USD 6,820,000	US Treasury 4.625% 31/12/2011	7,263,300	6.67
USD 100,000	Whirlpool 8.6% 01/05/2014	116,697	0.11
USD 250,000	Xerox 4.25% 15/02/2015	253,040	0.23
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産合計		28,086,470	25.78

口数 / 額面	規制ある市場で取引されている以外の短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
アメリカ合衆国			
USD 400,000	FNMA 0% 12/07/2010	399,771	0.37
規制ある市場で取引されている以外の短期金融資産合計		399,771	0.37

口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されていない他の譲渡性のある有価証券	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
ルクセンブルグ			
USD 1,980,000	Soci�t� G�n�rale Acceptance ZCP 09/07/2019	2,071,080	1.90
他の規制ある市場で取引されていない他の譲渡性のある有価証券合計		2,071,080	1.90

口数 / 額面	デリバティブ商品	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
アメリカ合衆国			
USD 3,782,000	GNMA I TBA 5% 15/04/2040	3,929,143	3.61
デリバティブ商品合計		3,929,143	3.61
投資有価証券合計		101,281,197	92.98
その他の純資産		7,645,155	7.02
純資産価額		108,926,352	100.00

2002年12月20日法第41条 1 - h に該当する短期金融資産

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年4月末日現在)

	米ドル	千円（Vを除く）
資産総額	115,488,233.66	10,863,978
負債総額	6,401,240.18	602,165
純資産総額（ - ）	109,086,993.48	10,261,813
発行済口数	11,013,030口	
1口当たり純資産価格（ / ）	9.91	932円

第5【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	4,383,340 (4,383,340)	0 0	4,383,340 (4,383,340)

（注1）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

（注2）第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数が含まれる。

平成21年6月30日（サブ・ファンドの運用開始日）から平成22年4月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに平成22年4月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
11,583,720 (11,583,720)	570,690 (570,690)	11,013,030 (11,013,030)

（注1）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

（注2）販売口数には、当初申込期間中の販売口数が含まれる。

第四部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は1,265万ユーロ（約15億7,467万円）で、平成22年4月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式16,199株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、管理会社の株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任および/または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名または数名を選出することができる。さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあってなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは省略を明示することができる電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の通知は、口頭で行うこともできる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、別の取締役を書面（特に電子メールおよびファックスを含む。）により指名して、取締役会に代理出席させることができる。各取締役は更に、電話会議、テレビ会議またはその他の通信手段を活用して、取締役会において行為することができるが、その場合には、当該取締役の投票は、書面により確認されなければならない。取締役会は、取締役の少なくとも半数が出席または代理出席している場合のみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会において決議について賛否同数の場合、取締役会の議長がこれを決する。取締役の決議は書面により行うこともでき、また決議を記載各取締役が署名した一または複数の書類で構成されることもできる。当該決議の日付は、最後の署名が行われた日とする。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社は、投資運用会社より投資運用・顧問業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役会の指図に従う。

(3) 役員および従業員の状況

(提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
マーカス・リュートイマン (Markus Ruetimann)	取締役 会長	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドのオペレーションおよびIT部門のグループ・ヘッド	0
ノエル・フェッシー (Noel Fessey)	取締役	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイのヨーロッパ・ファンド・サービスのヘッド	0
ゲーリー・ジャナウェイ (Gary Janaway)	取締役	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイのルクセンブルグ・ファンド・サービス、オペレーション部門のヘッド	0
マルコ・ズウィック (Marco Zwick)	取締役	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイのコンプライアンス部門のグローバル・ヘッド	0
フィンバー・ブラウン (Finbarr Browne)	取締役	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの財務部門のヘッド	0
クリスチャン・カノ (Christian Cano)	取締役	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドのジェネラル・カウンセラー	0

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、以下のとおりである。

管理会社の目的は、UCITSおよびその他の投資信託についての法令または行政規定に関する85 / 611 / 欧州共同体通達に基づき、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託の設定、販売促進、管理および運用を行うことである。

管理会社は、顧客毎の投資一任による運用を行わない。

管理会社は、投資信託に関する2002年法第13章に規定された制限の範囲内で、その事業目的の達成に直接および間接的に連動する、またその目的達成のために有用かつ必要とみなされるすべての行為を行うことができる。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに委託している。

管理会社は、平成22年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	変動資本を有する会社型投資信託	55	41,201,552,359米ドル
		34	16,334,306,819ユーロ
		15	955,713,768英ポンド
		6	71,646,012,071円
		3	409,883,440スイス・フラン
		2	5,702,376,729香港ドル
	契約型投資信託	8	470,399,608米ドル
		6	376,705,120ユーロ
		1	21,919,952英ポンド

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・イー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成22年4月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.48円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2009年12月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2009年12月31日		2008年12月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
固定資産					
有形資産	3	1,523,806	189,683	2,106,384	262,203
流動資産					
債権	6	89,265,018	11,111,709	59,257,572	7,376,383
譲渡性のある有価証券	5	970,051	120,752	844,989	105,184
当座預金		101,192,751	12,596,474	61,655,808	7,674,915
前払金		543,916	67,707	761,919	94,844
資産合計		<u>193,495,542</u>	<u>24,086,325</u>	<u>124,626,672</u>	<u>15,513,528</u>
負債					
資本金および準備金					
払込資本金	7	12,650,000	1,574,672	12,650,000	1,574,672
準備金					
- 法定準備金	9	1,265,000	157,467	1,265,000	157,467
- その他の準備金	8、10、15	14,191,075	1,766,505	11,002,475	1,369,588
前期繰越利益	8、15	452,650	56,346	675,903	84,136
中間配当金	15	-	-	(20,000,000)	(2,489,600)
当会計年度利益	15	44,704,462	5,564,811	40,965,347	5,099,366
		<u>73,263,187</u>	<u>9,119,802</u>	<u>46,558,725</u>	<u>5,795,630</u>
債務					
関係会社への債務	4	22,877,570	2,847,800	7,135,981	888,287
税金および社会保障債務					
- 税金債務		48,200,563	6,000,006	41,043,650	5,109,114
- 社会保障債務		323,837	40,311	374,336	46,597
その他の債務	11	48,830,385	6,078,406	29,513,980	3,673,900
		<u>120,232,355</u>	<u>14,966,524</u>	<u>78,067,947</u>	<u>9,717,898</u>
負債合計		<u>193,495,542</u>	<u>24,086,325</u>	<u>124,626,672</u>	<u>15,513,528</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

シュロオーダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2009年12月31日終了年度

（ユーロで表示）

	注記	2009年		2008年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用					
手数料戻入		338,205,336	42,099,800	376,477,545	46,863,925
人件費					
- 賃金および給料	14	11,355,970	1,413,591	15,004,343	1,867,741
- 社会保障費		1,160,870	144,505	1,300,356	161,868
- その他の人件費		554,588	69,035	1,504,486	187,278
		<u>13,071,428</u>	<u>1,627,131</u>	<u>17,809,185</u>	<u>2,216,887</u>
有形固定資産にかかる評価額調整	3	851,254	105,964	854,729	106,397
流動資産として保有される譲渡性のある有価証券にかかる評価額調整		-	-	398,459	49,600
その他の営業費用	12	13,203,602	1,643,584	18,158,066	2,260,316
法人税	13	7,156,913	890,893	13,161,122	1,638,296
当会計年度利益		<u>44,704,462</u>	<u>5,564,811</u>	<u>40,965,347</u>	<u>5,099,366</u>
費用合計		<u>417,192,995</u>	<u>51,932,184</u>	<u>467,824,453</u>	<u>58,234,788</u>
収入					
手数料収入額		416,464,138	51,841,456	462,987,391	57,632,670
その他の営業収入		141,956	17,671	380,384	47,350
その他の未収利息および類似収入		357,325	44,480	4,456,678	554,767
- 関係会社より生じる未収利息および類似収入		43,009	5,354	1,191,343	148,298
- その他の未収利息および類似収入		314,316	39,126	3,265,335	406,469
流動資産として保有される譲渡性のある有価証券にかかる評価額調整	5	229,576	28,578	-	-
収入合計		<u>417,192,995</u>	<u>51,932,184</u>	<u>467,824,453</u>	<u>58,234,788</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

財務書類に対する注記

2009年12月31日現在

1. 概要

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、無期限の存続期間を持つ公開有限責任会社（Soci é t é Anonyme）として、1991年8月23日付のルクセンブルグの法律に基づき、株式会社として設立された。

当社の登録事務所はルクセンブルグに設立されている。

当社の会計年度は、各年、1月1日に始まり12月31日に終了する。

当社は、以下として活動する。

- ・ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての資格を有する、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド、シュローダー・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド、ストラテジック・ソリューションズ・ファンド、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンドおよびグローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセスの管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての資格を有する、シュローダー・リアル・エステイト・ファンド・オブ・ファンズ、および特化型投資信託としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドである、シュローダー・インベストメント・ファンドの管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての資格を有する、シュローダー・セレクション・ファンドの管理会社、コーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての資格を有する、シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての資格を有する、シュローダー・マッチング・プラスのコーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての資格を有する、オプス・オルタナティブ・インベストメント・ファンズの所在地事務代行会社およびコーディネーター。

当社はまた、その他のシュローダー・グループ会社およびビジネス分野に対して、様々な管理事務、監督、レポートングおよび会計業務を提供している。

当社の最終的な親会社は、英国、E C 2 V 7 Q A ロンドン、グresham・ストリート 31番に登記上の事務所を有するシュローダーズ・ピーエルシーである。当社の業績は、親会社の連結年次勘定に含まれている。シュローダーズ・ピーエルシーの連結財務書類の写しは、上記の住所において入手可能である。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

当年次財務書類は、ルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い作成されている。会計方針および評価規則は、法律により規定される他、取締役会により決定され適用される。

2.2 重要な会計方針

当社の主要な会計方針は、以下のように要約される。

2.2.1 固定資産

固定資産は、取得に付随する費用とともに取得原価で計上される。減価償却費は、当該資産の想定

耐用年数にわたって定額法を用いることにより、算定される。主な年率は以下の通りである。

- コンピュータ機器 25%
- 通信機器 20%
- 付帯設備 20%

2.2.2 外国通貨

外貨建流動資産および負債は、実勢為替相場の月間平均でユーロに換算されている。外貨取引は、取引日の実勢為替レートでユーロに換算される。すべての為替差損益は、損益計算書に含まれる。固定資産は、取得原価で記帳される。

2.2.3 譲渡性のある有価証券の評価方法

譲渡性のある有価証券は、取得原価または時価のいずれか低額の方を用いる。低価法によって評価される。時価が購入価格を下回った場合には、評価額調整が計上される。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.2.4 債権

債権は、額面価格で評価され、その回復額が悪化した場合には評価額調整の対象となる。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.2.5 前払金

これらの資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.2.6 評価額調整

評価額調整は、関連資産から直接控除される。

2.2.7 手数料収入

手数料収入は、当社の通常の活動の範囲内に収まるサービスに対する引当金により生じた金額から、付加価値税およびこれらの項目に関連するその他の税金を差し引いた金額により構成される。

3. 有形資産

2009年度の有形固定資産の変動は以下の通りであった。

	リース資産の改良 費、付帯設備 (ユーロ)	コンピュータおよ びその他のオフィ ス機器 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
2009年1月1日現在の取得原価	4,744,248	4,844,113	9,588,361
追加	15,175	253,500	268,675
除却	(1,291,941)	(2,324,895)	(3,616,836)
2009年12月31日現在の取得原価	3,467,482	2,772,718	6,240,200
2009年1月1日現在の減価償却累計額	(3,311,236)	(4,170,741)	(7,481,977)
当期の減価償却費	(479,343)	(371,911)	(851,254)
減価償却資産の除却	1,291,941	2,324,895	3,616,836
2009年12月31日現在の減価償却累計額	(2,498,638)	(2,217,756)	(4,716,394)
2009年12月31日現在の簿価純額	968,844	554,962	1,523,806

4. 関係会社への債務

関係会社への債務は、無担保、無利息および要求払いの債務である。関係会社への債務は、主にファンドから受領された管理報酬の一部により構成され、グループ内の関連する会社の間で再分配される。

5. 譲渡性のある有価証券

	(ユーロ)
簿価総額 - 期初	1,154,885
当期追加	243,082
当期処分	(347,596)
簿価総額 - 期末	1,050,371
減価償却費 - 期初	(309,896)
評価額調整	229,576
減価償却費 - 期末	(80,320)
簿価純額 - 期末	970,051

譲渡性のある有価証券は、主に当社がプロモーターであるファンドにおける投資有価証券口数により構成される。

6. 債権

債権は以下に詳述される。

	2009年 (ユーロ)
債権	
管理報酬	35,798,436
販売報酬	3,921,531
名義書換事務代行報酬	7,943,761
貸付有価証券	359,771
その他の未収金純額 - 名義書換事務代行活動	514,280
前払税金	39,327,922
その他	1,399,317
	89,265,018

7. 払込資本金

2009年12月31日現在、払込資本金は、16,199株の全額払込済無額面株式により表章される。

8. 前期繰越利益

2009年4月21日に開催された年次株主総会における決定に従い、2009年の繰越利益の変動は以下の通り表章される。

	2009年 (ユーロ)
2008年1月1日現在前期繰越利益	675,903
2008年12月31日終了年度における利益	40,965,347
その他の準備金への割当	(3,188,600)
配当金	38,000,000
2009年1月1日現在前期繰越利益	452,650

9. 法定準備金

ルクセンブルグ会社法に準拠して、当社は各事業期間の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金が発行済株式資本金の10%に達した時に不要になる。従って、2009年度において、繰入れの要求はなかった。法定準備金は、株主に対して分配することができない。

10. その他の準備金

2001年12月31日まで効力のあった税法に準拠して、当社は、法人所得税額に対して純資産税を貸方に計上した。

2002年1月1日より効力を有する新税法に準拠し、当社は、純資産税債務を減額した。かかる目的において、当社は、純資産税納税額の5倍に相当する額を、その他の準備金に割り当てなければならない。

割当がなされた年度の翌年より5年間、その他の準備金を分配することはできない。

11. その他の債務

「その他の債務」の項目において表示される、期限到来となっている未払金額は以下の通りである。

	2009年 (ユーロ)
販売会社への未払手数料	38,580,657
未払費用	10,249,728
	<hr/>
	48,830,385
	<hr/>

12. その他の営業費用

その他の営業費用は、以下により構成される。

	2009年 (ユーロ)
情報技術費用	4,702,131
レンタル費用および建築費	2,137,286
法務および専門家報酬	1,754,460
一般管理費	1,605,804
ファンド助成金	1,022,639
マーケティング費用	348,964
通信費	673,832
保険料	370,428
その他の営業費用	588,058
	<hr/>
	13,203,602
	<hr/>

13. 税金

当社はルクセンブルグにおける一般税法の対象となっている。

14. 従業員

当年度中の平均雇用人数は、従業員が171,167人、取締役が4人であった。当社は、2009年度中、取締役に対して、いかなる前払金または貸付金も付与しなかった。2009年度中、当社は、その能力に応じて行動する取締役に対して、いかなる報酬も支払わなかった。

15. 配当可能準備金

	2009年 (ユーロ)
2009年12月31日現在前期繰越残高	452,650
当年度利益	44,704,462
配当可能準備金合計	<u>45,157,112</u>

取締役会は、43,000,000ユーロにのぼる2009年度の配当金の支払を予定しており、承認のため2010年4月20日の年次株主総会に提出されることになっている。承認された場合の配当可能準備金への影響は、以下の通りである。

	2009年 (ユーロ)
その他の準備金への繰入れ	1,518,491
法定準備金への繰入れ	-
予定最終未払配当金	43,000,000
当期繰越利益	638,621
	<u>45,157,112</u>

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2009

(expressed in Euro)

	Note(s)	31.12.2009 EUR	31.12.2008 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
Tangible assets	3	1,523,806	2,106,384
Current assets			
Debtors	6	89,265,018	59,257,572
Transferable securities	5	970,051	844,989
Cash at banks		101,192,751	61,655,808
Prepayments		543,916	761,919
Total assets		<u>193,495,542</u>	<u>124,626,672</u>

The notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2009

(expressed in Euro)

	Note(s)	31.12.2009 EUR	31.12.2008 EUR
LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital	7	12,650,000	12,650,000
Reserves			
- Legal reserve	9	1,265,000	1,265,000
- Other reserves	8, 10, 15	14,191,075	11,002,475
Profit brought forward	8, 15	452,650	675,903
Interim Dividend	15	-	(20,000,000)
Profit for the financial year	15	44,704,462	40,965,347
		<u>73,263,187</u>	<u>46,558,725</u>
Creditors			
Amounts owed to affiliated undertakings	4	22,877,570	7,135,981
Tax and Social Security debts			
- Tax debts		48,200,563	41,043,650
- Social Security debts		323,837	374,336
Other creditors	11	48,830,385	29,513,980
		<u>120,232,355</u>	<u>78,067,947</u>
Total liabilities		<u>193,495,542</u>	<u>124,626,672</u>

The notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and Loss Account for the Year ended December 31, 2009

(expressed in Euro)

	Note(s)	2009 EUR	2008 EUR
CHARGES			
Commissions retroceded		338,205,336	376,477,545
Staff costs			
- Wages and salaries	14	11,355,970	15,004,343
- Social security costs		1,160,870	1,300,356
- Other staff costs		554,588	1,504,486
		<u>13,071,428</u>	<u>17,809,185</u>
Value adjustment in respect of tangible			
fixed assets	3	851,254	854,729
Value adjustment in respect of transferable			
securities held as current assets		-	398,459
Other operating charges	12	13,203,602	18,158,066
Income tax	13	7,156,913	13,161,122
Profit for the financial year		<u>44,704,462</u>	<u>40,965,347</u>
Total charges		<u>417,192,995</u>	<u>467,824,453</u>

The notes form an integral part of these accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and Loss Account for the Year ended December 31, 2009

(expressed in Euro)

	Note(s)	2009 EUR	2008 EUR
INCOME			
Commissions income		416,464,138	462,987,391
Other operating income		141,956	380,384
Other interest receivable and similar income		357,325	4,456,678
- Derived from affiliated undertakings		43,009	1,191,343
- Other interests receivable and similar income		314,316	3,265,335
Value adjustment in respect of transferable securities held as current assets	5	229,576	-
Total income		417,192,995	467,824,453

The notes form an integral part of these accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2009

Note 1 - General information

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of Luxembourg on August 23, 1991 as a “Soci  t   Anonyme” for an unlimited period.

The registered office of the Company is established in Luxembourg.

The Company financial year starts on January 1 and ends on December 31 of each year.

The Company acts as:

- The management company, domiciliary agent and principal paying agent for Schroder International Selection Fund, Schroder Special Situations Fund, the Strategic Solutions Fund, Schroder Alternative Solutions Commodity and Global Alternative Investor Access, each of which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a soci  t   d'investissement    capital variable; and
- The management company, domiciliary agent and principal paying agent for Schroder Real Estate Fund of Funds, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement and Schroder Investment Fund, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a specialised investment fund; and
- The management company and the co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Selection Fund which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement; and
- The management company, the domiciliary agent and principal paying agent for Schroder SMBC Global Bond Series which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement; and
- The co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Matching Plus which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a soci  t   d'investissement    capital variable; and
- The domiciliary agent and co-ordinator for the fund Opus Alternative Investment Funds, which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a soci  t   d'investissement    capital variable.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2009

(continued)

The Company also provides various administration, supervision, reporting and accounting services to other Schroder Group companies and business areas.

The Company's ultimate parent company is Schroders plc, whose registered office is at 31 Gresham Street, London, England, EC2V 7QA. The results of the Company are included in the consolidated annual accounts of the parent company. Copies of the consolidated financial statements of Schroders plc can be obtained at that address.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

2.1 Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law, determined and applied by the board of Directors.

2.2 Significant accounting policies

The principal accounting policies of the Company are summarised below:

2.2.1 Fixed assets

The cost of fixed assets is their purchase cost, together with any incidental expenses of acquisition. Depreciation is calculated so as to write off the cost of fixed assets on a straight-line basis over the expected useful economic lives of the assets concerned. The principal annual rates are:

- computer equipment 25%
- communication equipment 20%
- fixtures and fittings 20%

2.2.2 Foreign currency

Current assets and liabilities denominated in foreign currency are translated into Euro at a monthly average exchange rate. Foreign currency transactions are translated into Euro at the exchange rate prevailing on the transaction date. All exchange differences are taken into the profit and loss account. Fixed assets are booked at historical cost.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2009

(continued)

2.2 Significant accounting policies (cont.)

2.2.3 Valuation of transferable securities

Transferable securities are valued at the lower of cost or market value. A value adjustment is recorded where the market is lower than the purchase cost. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.4 Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustment where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.5 Prepayments

These item assets includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.2.6 Value adjustments

Value adjustments are directly deducted from the related assets.

2.2.7 Commission income

The commission income comprise the amounts derived from the provisions of services falling within the company's ordinary activities, after deductions of value added tax and other taxes directly linked to these income.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2009

(continued)

Note 3 - Tangible assets

The 2009 movements in tangible fixed assets were as follows:

	Leasehold improvements, furniture and fixtures EUR	Computers and other office equipment EUR	Total EUR
Cost as at January 1, 2009	4,744,248	4,844,113	9,588,361
Additions	15,175	253,500	268,675
Disposals	(1,291,941)	(2,324,895)	(3,616,836)
Cost as at December 31, 2009	3,467,482	2,772,718	6,240,200
Accumulated depreciation as at January 1, 2009	(3,311,236)	(4,170,741)	(7,481,977)
Depreciation for the year	(479,343)	(371,911)	(851,254)
Depreciation disposals	1,291,941	2,324,895	3,616,836
Accumulated depreciation as at December 31, 2009	(2,498,638)	(2,217,756)	(4,716,394)
Net book value as at December 31, 2009	968,844	554,962	1,523,806

Note 4 - Amounts owed to affiliated companies

Amounts due to affiliated companies are unsecured, interest free and repayable upon demand. The amounts owed to affiliated companies consist mainly of a part of the management fees received from funds and redistributed within the relevant entities of the Group.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2009

(continued)

Note 5 - Transferable securities

	EUR
Gross Book Value-Opening balance	1,154,885
Additions for the year	243,082
Disposals for the year	(347,596)
Gross Book Value- Closing Balance	1,050,371
Depreciation - Opening Balance	(309,896)
Value Adjustment	229,576
Depreciation - Closing Balance	(80,320)
Net book Value - Closing Balance	970,051

The transferable securities comprise mainly shares of investment funds of which the Company is the promoter.

Note 6 - Debtors

Debtors are detailed as follows:

	2009 EUR
Debtors	
Management fees	35,798,436
Distribution fees	3,921,531
Transfer agency fees	7,943,761
Securities Lending	359,771
Net other receivables - Transfer Agency activity	514,280
Tax advances	39,327,922
Other	1,399,317
	<u>89,265,018</u>

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2009

(continued)

Note 7 - Subscribed capital

As at December 31, 2009, the subscribed capital is represented by 16,199 shares fully paid without nominal value.

Note 8 - Profit brought forward

In accordance with the decision taken at the AGM held on April 21, 2009, the 2009 movements on the profit brought forward were as follows:

	2009 EUR
Profit brought forward as at January 1, 2008	675,903
Profit for the year ended December 31, 2008	40,965,347
Allocation to the other reserves	(3,188,600)
Dividend	38,000,000
	<hr/>
Profit brought forward as at January 1, 2009	452,650
	<hr/>

Note 9 - Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its profit for each financial period to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the issued share capital and therefore no transfer was required for 2009. The legal reserve is not available for distribution to the shareholders.

Note 10 - Other reserves

In accordance with the tax rules and regulations in force until December 31, 2001, the Company credited the net wealth tax against the amount of the corporate income tax.

As from January 1, 2002, the Company reduced the net wealth tax liability in accordance with the new tax rules and regulations in force. For this purpose, the Company has to allocate to other reserves an amount equal to five times the amount of the net wealth tax due.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2009

(continued)

The other reserves cannot be distributed for a period of five years from the year following the one during which the allocation was made.

Note 11 - Other creditors

Amounts due and payable for the accounts shown under “Other Creditors” are as follows:

	2009 EUR
Commissions payable to distributors	38,580,657
Accrued charges	10,249,728
	<hr/>
	48,830,385
	<hr/>

Note 12 - Other operating charges

Other operating charges consist of the following:

	2009 EUR
Information technology costs	4,702,131
Rental and building costs	2,137,286
Legal and professional fees	1,754,460
General administration	1,605,804
Funds subsidy	1,022,639
Marketing costs	348,964
Communication costs	673,832
Insurance	370,428
Other operating costs	588,058
	<hr/>
	13,203,602
	<hr/>

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2009

(continued)

Note 13 - Tax status

The Company is subject to the general tax rules and regulations in Luxembourg.

Note 14 - Employees

The average number of persons employed during the year was 171, 167 employees and 4 directors. The Company did not grant any advances or loans to the Directors in 2009. The Company has not paid any emoluments in 2009 to the Directors acting in that capacity.

Note 15 - Distributable reserves

	2009 EUR
Balance brought forward as at December 31, 2009	452,650
Profit for the year	44,704,462
Total distributable reserves	<u>45,157,112</u>

The Board of Directors are proposing the payment of a dividend for the 2009 year of € 43.0 million which will be submitted to the AGM for approval on April 20, 2010. If approved, the impact on distributable reserves will be as follows:

	2009 EUR
Transfer to the other reserves	1,518,491
Transfer to the legal reserve	-
Proposed final dividend payable	43,000,000
Profit to be carried forward	638,621
	<u>45,157,112</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、サブ・ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（受益証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、() 公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または() 適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、C S S Fは、ルクセンブルグの投資信託に関する2002年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）
（Schroder Investment Management Limited）

（イ）資本金の額

平成22年3月末日現在、70百万英ポンド（約101億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、平成22年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝144.22円）による。以下同じ。

（ロ）事業の内容

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドは、英国およびウェールズにおいて、1985年3月7日に設立された。シュローダー・グループは、創業以来約200年の歴史と実績を持ち、英国ロンドンを本拠地に、アセット・マネジメント・サービスを提供している。日本でも、明治3年に、政府が初めて起債した外債の主幹事を務め、新橋 - 横浜間の鉄道敷設の資金調達に貢献した。現在は、年金や投資信託運用、プライベート・バンキング、オルタナティブ投資などの資産運用業務に特化しており、グループ全体での預かり資産総額は1,679億英ポンド（約24兆円）（平成22年3月末日現在）である。

J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

（イ）資本金の額

平成21年12月末日現在、1,100万米ドル（約10億円）

（ロ）事業の内容

J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイは、1973年5月16日に存続期間無期限の「株式会社」（Société Anonyme）として設立され、ルクセンブルグ大公国、L-2633セニガーバーク、トレヴェ通り6、ヨーロピアン・バンク・アンド・ビジネス・センターに登録上の事務所を有する。その資本および準備金は、平成21年12月31日現在で621,101,127米ドル（約584億円）に達する。J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイの主な活動は、保管および投資管理事務サービスである。

保管受託銀行兼管理事務代行会社は、2002年法に従い職務および責任を引き受ける。

ファンドの資産を構成する一切の現金、証券およびその他の資産は、ファンドの受益者のために保管受託銀行によって保有される。保管受託銀行は、かかる証券の保管を銀行および金融機関に委託することができる。保管受託銀行は、自らが決定する決済機関の口座において証券を保有することができる。保管受託銀行は、管理会社またはその代理人からの指図を受けた場合のみ、ファンドのためにファンドの資産を処分し、かつ、第三者に対する支払を行うことができる。

SMB Cフレンド証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

平成22年4月末日現在、272億7,000万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本において金融商品取引業（関東財務局長（金商）第40号）を営んでいる。日本証券業協会および社団法人日本証券投資顧問業協会に加入している。

株式会社三井住友銀行（「販売取扱会社」）

(イ) 資本金の額

平成22年4月末日現在、12,630億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における登録金融機関（関東財務局長（登金）第54号）である。日本証券業協会および社団法人金融先物取引業協会に加入している。

2【関係業務の概要】

シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）

（Schroder Investment Management Limited）

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。

J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。保管受託銀行は、1988年法に基づき、その職務および責任を引受ける。

ファンド資産を構成するすべての現金、有価証券およびその他の資産は、ファンド受益者に代わり保管受託銀行が保有する。保管受託銀行は、かかる有価証券の保管を銀行および金融機関に委託することができる。保管受託銀行は、保管受託銀行自身が決定した決済機関の口座で有価証券を保有することができる。保管受託銀行は、ファンドの現金および有価証券の預託に関して、銀行の通常業務を行う。保管受託銀行は、ファンド資産を処分し、管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、ファンドに代わり第三者に支払うことができる。

管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、保管受託銀行は、ファンド資産のすべての処分を行う。

さらに、J.P. Morgan Bank Luxembourgは、ファンドのクラスおよびサブ・ファンドの純資産価格の計算およびファンドの会計を担当する。

SMB Cフレンド証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し業務を行う。

株式会社三井住友銀行（「販売取扱会社」）

日本における受益証券の販売・買戻しの取次業務を行う。

3【資本関係】

管理会社およびその他の関係法人との資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

定義

本項において、以下の各用語は以下の通り定義される。

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E U	欧州連合（特に、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国である国
パート ファンド	2002年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達85/611/E E C（改正済）をルクセンブルグ法に導入） - かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2002年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する会社型投資信託
S I C A V	変動資本を有する会社型投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

・ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2008年12月末日現在でファンド数は1,910、その純資産総額は5,672億ユーロ（70兆8,943億円）に達している。

会社型の投資信託は1959年から1960年にかけてはじめて設立され、このタイプの代表的な投資信託として、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する会社型投資信託は1967年から1968年にかけてはじめて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2008年12月末日現在で会社型投資信託の数は1,461、その純資産総額は、9,925億ユーロ（124兆526億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「金融監督委員会」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円
1989年末	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1981	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	600,118	4,463	555,554	9,284	1,155,672
2002	4,358	542,484	4,087	508,750	8,445	1,051,234
2003	4,662	580,326	4,871	606,342	9,533	1,186,668
2004	5,040	627,379	6,023	749,743	11,062	1,376,998
2005	6,243	777,129	9,009	1,121,440	15,252	1,898,569
2006	6,813	848,082	11,635	1,448,325	18,449	2,296,532
2007	7,487	931,982	13,107	1,631,559	20,594	2,563,541
2008	5,672	706,051	9,925	1,235,464	15,597	1,941,515

(注) 2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルグ・フラン＝2.68円）により、ユーロの円貨換算は、平成22年4月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.48円）による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付勅令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（IML）に付託され（金融庁は同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、

I M Lは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行（「中央銀行」）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（「C S S F」）によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、証券取引所および証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

・ルクセンブルグの投資信託の形態

1．前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済み）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611 E E C（以下「U C I T S通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済み）（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、U C I T S通達を改正する通達2001/107/E Cおよび通達2001/108/E Cを実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日以降、2002年法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。機関投資家向け投資信託に関する1991年法は専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済み）に改訂されている。これらの投資信託は、かかるヴィークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供されなければならない。専門投資信託（以下「S I F s」という。）は、リスク拡散の原則に従う集団的投資スキームであり、したがってU C I Sに区分されている。S I F sは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけ金融監督委員会に認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2．投資信託に関する2002年12月20日法

2.1．一般規定とその範囲

2.1.1．2002年法は、5つのパートから構成されている。

- パート U C I T S
- パート その他の投資信託
- パート 外国の投資信託
- パート 管理会社の認可
- パート U C I T Sおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2002年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（U C I T S）とパート が適用される「その他の投資信託」（U C I S）を区分して取り扱っている。

2.1.2．欧州連合（以下「E U」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パート U C I T S」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、E Uの他の加盟国において、適用あるE U通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3．2002年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート ファンドとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資

信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

2.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
- d) 2002年法第5章によりパート UCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の種類は金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88によって以下のとおり規定されている。

- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託（「レバレッジ・ファンド」）
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2002年法のパート の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2002年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託 ("fonds commun de placement" (FCP), common fund)
- 2) 会社型投資信託 (investment companies)
 - 変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）
 - 固定資本を有する会社型投資信託（「SICAF」）

上記の投資信託は、投資信託に関する2002年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。
ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の複合投資からなる2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条）および2002年法に従っている。

投資者は、FCPに投資することにより投資者自らと管理会社の間で確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款（以下参照）に基づく。投資者は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、約款に詳細に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行さ

れる。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2002年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第5条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条および第116条は、特定の特性を設定し、または、ルクセンブルグ大公規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも一か月に二度は計算されること。その他のF C Pの場合は、少なくとも一か月に一度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
 - (c) 分配方針。
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
 - (e) 公告に関する規定。
 - (f) F C Pの会計期間。
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由。
 - (h) 約款変更手続。
 - (i) 受益証券発行手続。
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。

（注）緊急を要する場合、即ち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) F C Pに適用される投資制限に関しては、2002年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I Sに適用される制限とを明確に区別している。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていないなければならない。
- (2) U C I T Sは、通達85 / 611 / E E Cに従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および第2号に規定するその他の投資信託の受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かに拘わらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかる投資信託は、金融監督委員会がE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認

可されたものであること。

- かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85/611/EECの要件と同等であること。
 - かかる投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
 - 取得が予定されているUCITSまたはその他の投資信託は、その設立文書に従い、その他のUCITSまたは投資信託に合計して資産の10%超を投資しないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、金融監督委員会は、2007年8月2日付金融監督委員会通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、取引の相手方のリスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。更に、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、金融監督委員会に提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2002年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方政府、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、またはEU加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) EC法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEC法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - 4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)に規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。
- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSは、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。UCITSは、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITSは、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性を有する証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限に拘わらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金およびそのOTCデリバティブ取引へのエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とする。
- (d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。
- UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での異常な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にもみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または一以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することを許可することができる。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。

(c) 更に、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSまたはその他の投資信託に投資することができるが、一つのUCITSまたは投資信託にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有する投資信託の一つのコンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対するコンパートメントの債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSが他のUCITSおよび投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよび投資信託の資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用

されている他のUCITSまたは投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSまたは投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料は、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および主たるカテゴリーの商品のリスクおよび利回りについての直近の評価に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2002年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 更に、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債券の10%
 - () 同一UCITSまたはその他の投資信託受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券へ唯一の投資方法である場合に限る。しかし、この例外は、その投資方針中に、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受

権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益証券保有者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家およびそのコンパートメントの設立、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の定義に関する2008年2月8日付大公規則(「1996年12月24日付大公規則」)(「大公規則」)は、定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月18日付EU通達2007/16/CE(「2007/16通達」)をルクセンブルグにおいて実施した。

CSSFは2008年2月19日、大公規則を参照して大公規則の条文を明確化する金融監督委員会通達08/339(「通達」)を示達した。

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かの評価に当たって、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。当該通達は、2008年11月26日にCSSFより示達された通達08/380により修正された。

CSSFは2008年6月4日、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技術と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンター・パーティ・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の順守を損なつてはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- B) パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2002年法第67条第1項に従い、金融監督委員会の提案に基づき発せられる大公規則によって決定され得る。

(注) かかる大公規則は未だ出されていない。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドのみを管理するすべての管理会社には、2002年法第14章が適用される。

パート ファンドを管理する管理会社には、2002年法第13章が適用される（以下参照）。

2.2.1.2.1. 2002年法第14章

同法第91条および第92条は、第14章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する投資信託でなければならない。

本店（中央管理機構）および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(2) 金融監督委員会は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、ルクセンブルグ大公規則により625,000ユーロまで引き上げることができる（現在はかかる規則は存在しない。）。

b) 第93条第3項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

c) 管理会社の株主またはパートナーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。

d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(5) 金融監督委員会は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上第14章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。

(7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

2.2.1.2.2. 2002年法第13章

同法第77条ないし第90条は、第13章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 第13章の意味における管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

(2) 管理会社は、通達85/611/EECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85/611/EECの下で他のEC加盟国に販売できない。

F C Pおよび会社型投資信託の管理のための活動は、2002年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理(年金基金が保有するものも含む)
- (b) 付随的業務として、投資顧問業および投資信託の受益証券に関する保管および事務業務
管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。
- (4) 通達93/22/E E C第2条第4項、第8条2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。
- (5) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。
- (a) 管理会社の当初資本金は、少なくとも125,000ユーロなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用機能を委託したF C Pのポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - () 管理会社が指定管理会社とされた会社型投信
 - () その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/E E C別添 に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、当該金額分自己資本の追加分の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または追加機関は、E U加盟国または金融監督委員会がE C法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (d) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (6) 更に、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- 金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。
- 金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視するに必要な情報の提供を継続的に求める。
- (7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。
- (9) 金融監督委員会は、以下の場合、第13章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達93/6/EECの施行の結果である金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。
 - (e) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (10) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接・間接、自然人・法人を問わず）の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の関与資格は、上記1993年4月5日法の規定と同様の規定に服する。
- 金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを許すことができる。
- (13) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またパート ファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するFCPまたは会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によるUCITSまたは顧客の利益を最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、
- () 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するFCPまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - () (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）に基づく通達97/9/ECの施行する2000年7月17日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。
- a) 金融監督委員会に上記を適切に報告しなければならない。
 - b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げることのないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている機関で慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の機関に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資管理の中核的機能の権限付与は保管受託機関または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理すること

ができる方策が存在しなければならない。

- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) U C I T Sの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託機関の責任は、第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社が郵便受けとなるようなかたちの機能委託をしてはならない。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。
 - b) 顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
 - c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
 - d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、顧客が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
 - e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、顧客の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

設立の権利およびサービス提供の自由

- (17) 通達85 / 611 / E E Cに従い、E U加盟国の他の国において認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。
- (18) 第13章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、他のE U加盟国で、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03 / 108により更に整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し主張することであり、より重要なこととして、当該規定および要件をいかに解釈するべきかに関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に金融監督委員会の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを金融監督委員会に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達は更に、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T Sの保管会社の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らまたは委任を通じその職務を遂行する程度に依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

更に、通達では、管理会社はその職務の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から職務を委任された企業を監視することができるように用意されるべきシステムと取決めである。これについて、通達はまた、かかる2名が、職務の委任先企業が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。更に、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管者に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能をかかる企業に委託できると重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上金融監督委員会に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って処分されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その業務の不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登記上の事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

2.2.1.4. 関係法人

() 投資運用・顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用・顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内であつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2.の(15)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当り純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はS I C A Vには適用されない（下記参照）。

2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）

2002年法に従い変動資本を有する会社型投資信託（société d'investissement à capital variable - SICAV）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法（改正済み）の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロである。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する。）。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。

- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート ファンドについては最低一か月に2回、または金融監督委員会が許可する場合は一か月に1回とし、パート ファンドについては最低一か月に1回とする。）。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、更に1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年法27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

(1) S I C A Vが、通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。

- S I C A Vの取締役は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- 更に、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

金融監督委員会は、以下の場合、S I C A Vに付与した認可を取り消すことがある。

- (a) S I C A Vが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 上記2.2.1.2.2.の(15)および(16)は、通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定しているS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。

特に、金融監督委員会は、S I C A Vの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、U C I T Sの各取引を構成し、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関するその他の規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかった。法律に基づく大公規則により、政府は投資信託を監督する権限を与えられており、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告ならびに運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状態は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日に投資信託に関する2002年法が施行された。

2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2.3.1. 設立関係法令

2.3.1.1. 1915年8月10日商事会社法（改正済み）

この法律は、F C Pの管理会社、（2002年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vであると公開有限責任会社であるとを問わず投資法人（会社型投資信託）（および会社型投資信託における買戻子会社）に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある

程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年8月10日法（改正済み）第26条）

最低一名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロである。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年8月10日法（改正済み）第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

発起人の氏名

会社の形態および名称

本店の所在地

会社の目的

払込資本および授權資本の額

募集に際し払い込まれた額

払込資本および授權資本を構成する株式の種類の記事

記名式または無記名式の株式の形態および轉換権（もし存在すれば）に対する制限規定

現金払込以外の出資の内容および条件および出資者の氏名

（注）1915年8月10日法（改正済み）に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に発行される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由

資本の一部を構成しない株式（もし存在すれば）に関する記載

取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記載

会社の存続期間

会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に際しまた設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法（改正済み）第29条）

会社が公募によって設立される場合、以下の要件が適用される。

設法定款を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること

応募者は、会社設立のための設法定款の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年8月10日法（改正済み）第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込責任、および会社が当該法令に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害に対し、それに反する応募者に不利益な定めがあったとしても応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2002年法

投資信託に関する2002年法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

次の投資信託はルクセンブルグの金融監督委員会から正式な認可を受けることを要する。

(a) ルクセンブルグの投資信託は設立もしくは設定の日から1か月以内に監督当局の認可を受けること。

(b) E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものについては、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

- () 認可を受けたUCIsは、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則および金融監督委員会の通達の条項に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から1か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所（the Council of State）に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該ルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日の大公規則に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかんにかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、またはかかる証券もしくは証書を表象しもしくはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2002年法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2002年法第97条に定められている。

2.3.1.3.3. 2002年法第109条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。また同条は、パート ファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易な目論見書を義務づけている。

2002年法第109条および第110条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- ファンドの完全な目論見書、簡易な目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。
- 簡易な目論見書は、契約締結前に無料で買付申込者に提供されなければならない。更に、完全な目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、要求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、完全なまたは簡易な目論見書に特定する場所または金融監督委員会が承認する方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- 監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

2.3.1.4. 2002年法によるその他の要件

- () 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには金融監督委員会の認可を受けなければならない旨規定している。

- () 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項は、金融監督委員会が設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

- () 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて金融監督委員会に提出された場合の事前の承認

金融監督委員会の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、金融監督委員会に事前の承認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付金融監督委員会通達05 / 177に基づき、販売文書が利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合でも、意見を求めるためかかる文書を金融監督委員会に提出する必要はない。ただし、金融監督委員会の監督に服するUCIsは、誤解を招くような宣伝文書を発行してはならず、必要に応じてUCIsに固有の特別リスクを言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

- () 目論見書の記載内容

完全なおよび簡易な目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資対象の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、2002年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する文書に記載される場合はこの限りではない。

- () 誤解をまねく表示の禁止

2002年法第112条は、完全なおよび簡易な目論見書の主要事項は常に更新されなければならない旨規定している。

- () 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条は、年次報告書に記載される財務情報は承認された監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会に対して、監査人がその職務遂行にあたり、知りまたは知るべきすべての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な金融監督委員会通達02 / 81に基づき、金融監督委員会は、監査人 (réviseur d'entreprises agréé) に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。金融監督委員会通達02 / 81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管会社を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別管理について）適切な監督手続の評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIsの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的に検討することであると述べている。

- () 財務報告書の提出

2002年法第114条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

2002年法第118条は、金融監督委員会が投資信託に対して、その義務の遂行に関する情報の提供を要求でき、このため、自らあるいは任命する者を通じて、投資信託の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

金融庁通達97 / 136（金融監督委員会通達08 / 348により改正）に基づき、2002年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を提出しなければなら

らない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2002年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 清算

2.4.1. 投資信託の清算

2002年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.4.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

a . 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。

b . 管理会社が破産宣告を受けた場合。

c . 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.4.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

a . 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。

b . 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.4.2. 清算の方法

2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もし存在すれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2002年法第106条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行為する清算人に選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

2.5. 税制

2.5.1. ファンドの税制

2.5.1.1. 発行税

2002年法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2002年法に準拠する投資信託の設立に際しては、発行税は課されなくなった。

2.5.1.2. 年次税

2002年法第129条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2002年法第129条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 専門投資信託に関する2007年2月13日法に服するルクセンブルグの投資信託
- 2002年法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2002年法第129条における「短期金融商品」の概念は、2002年12月20日法第41条における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融上の諸手当（金融デリバティブ商品等）を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

上記の第129条はまた、第3項（改正済）において、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のサブ・ファンドについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 最高の格付けを受け得ると認められた場合

最後に、2004年6月15日法の改正第129条により、かかる免税が同様に適用されるのは、（ ）その従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または類似投資ヴィークルおよび（ ）従業員に年金給付を提供するため会社が保有するファンドに投資する当該グループ会社に対し受益証券が限定されるUCIsである。

2.5.2. 日本の株主の税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグに住所、居所または恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

会社型投資信託の株主が当該投資信託の発行済株式の10%を保有する場合、かかる株式の全部または一部売却する際に、かかる売却が取得後6か月以内に行われた場合、当該投資家が、ルクセンブルグと二重課税回避条約を締結していない国の居住者であったなら、キャピタル・ゲインに対し課税されることがある。

（注）二重課税回避条約はルクセンブルグと日本との間で締結されており、それゆえルクセンブルグの国内税法は日本の居住者に影響を与えない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を承認した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度に基づき創設されるヴィークルと2002年法に準拠するUCIsを更に区別するため、SIF法では新規ヴィークルを「専門投資信託」（以下「SIFs」という。）と称する。

既存の機関UCIsは、自動的に2007年2月13日付で、SIF法に準拠するSIFsになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、（ ）その証券が一または複数の情報通の投資家向けに限定されるUCIsおよび（ ）その設立文書によりSIF制度に服するUCIsに適用される。

SIFsは、リスク分散原則に従う投資信託であり、UCIsとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFsは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報通の投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報通の投資家のみならず、その他の情報通投資家で、情報通の投資家の地位を確保する旨および最低125,000ユーロの投資を行うか、または想定上の投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が実行した査定から利益を得る旨を書面で確認する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報通の投資家は、洗練された個人投資家がSIFsへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ヴィークルの募集書類を提供しなければならない。そのため、一または複数の情報通の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 投資規則

EU圏外の統一UCIsについて定める2002年法パート と同様に、SIF法は、SIFsが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、本制度については、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、選択することができる。

SIFsはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。金融監督委員会は、個人投資家への販売が可能なUCIsよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売できるUCIsに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3.3. 構造的側面および機能上の規則

3.3.1. 法律上の形態および仕組み

3.3.1.1. 法律上の形態

S I F 法は、特に、契約型投資信託（「F C P」）および変動資本を有する会社型投資信託（「S I C A V」）について言及しているが、S I F が設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づく S I F の設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1.項を参照のこと。

F C P への投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 会社型投資信託（S I C A V または S I C A F）

特性の要約については、上記2.2.2.項を参照のこと。

S I F 法に基づき、S I C A V は、2002年法に準拠する S I C A V s の場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A V の形態で創設される S I F は、S I F 法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

S I F 法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法（改正済）の条項に服する。しかし、S I F 法は、S I F s について柔軟な会社組織を提供するため一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F 法は、特に、複数のコンパートメントを有する S I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を創設できると規定している。

更に、S I F 内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立された S I F のコンパートメント内に、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.3.1.3. 資本構造

S I F 法の規定により、S I F の最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I F の認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法に準拠する U C I s については6か月以内である。F C P に関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I F は、その形態を問わず、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有する S I F を設立することができる。更に、S I F は、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび/または申込みについて）オープンエンド型またはクローズドエンド型とすることができる。

3.3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法に準拠する U C I s に適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F 法の規定により、証券の発行および適用ある場合の証券の買戻しまたは償還に適用ある条件および手続は、更に厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法に準拠する S I C A V または F C P の場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価額に基づくことを要求されない。新制度の下で、S I F s は、このため、（例えば、S I F が発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができる、または（例えば、クローズドエンド型 S I F の場合にディスカウント額を減じるため）純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部で構成される可能性もある。

S I F s は一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式および、追加の割賦で支払われる当初

に発行された株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

S I F s は、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報通の投資家は個人投資家に確保を要するものと同様の保護を要しないという事実を照らし、S I F s は、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法に準拠するU C I s の場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法に準拠するU C I s について、金融監督委員会は、設立文書、S I F s の取締役 / マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。S I F の存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

しかし、S I F 法の規定により、S I F s は、規制当局の承認を得る前に創設することができる。ただし、認可申請書が、創設された月の翌月のうちに金融監督委員会に提出されることを条件とする。これにより、S I F s を設立し、運用を開始し、それ以後に金融監督委員会の承認を得ることができる。

3.4.2. 保管受託銀行

U C I s と同様に、S I F は、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはE Uの他の加盟国に登記上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管預託銀行は、常にS I F の資産の投資方法ならびに当該資産が提供される場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な安全保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

S I F 法は、保管受託銀行に対し、2002年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益になると思われる。

3.4.3. 監査人

S I F の財務書類は、十分な専門経験を有するので正当であると証明され得るルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F 法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I F s は、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I F s は、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

3.5. S I F の税制の特徴

S I F s は、0.01%の年次税（2002年法に基づき存続する大部分のU C I s について、0.05%）を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2002年法と同様の方法により、S I F 法は、かかる税金を課される他のルクセンブルグU C I s に投資された資産部分、一定の機関の現金および年金プール基金に対し年次税を免除している。年金プール基金について、S I F 法が新たに取り入れた点は、参加している年金制度が同一グループに属することを（2002年法とは異なり）要求しないことおよび年金制度向けの個々のコンパートメントおよびクラスに対し同じく免税の利益を認めていることである。

S I F s が受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

S I F 法第67条の廃止に従い、会社型S I F s は、設立時に1,250ユーロの発行税を支払う必要はなくなった。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

受益証券の券面は発行されない。

第5【その他】

- (1) 日本語版目論見書の表紙および/または裏表紙に、管理会社、投資運用会社、日本における販売会社、販売取扱会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書において、有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報 第1 ファンドの状況」および別紙、ならびに第四部「特別情報 第2 その他の関係法人の概況」の主要内容等を要約して、「ファンドの概要」として冒頭に記載することがある。
- (3) 交付目論見書の表紙の裏面には以下の文章が記載される。

「交付目論見書は、金融商品取引法第15条第2項の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書です。」

「請求目論見書（記載項目等については交付目論見書「第二部 ファンド情報 第4 ファンドの詳細情報の項目」をご参照ください。）は、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっておりますが、便宜上、交付目論見書と併せて掲載しておりますのでご注意ください。」
- (4) 請求目論見書の表紙の裏面には以下の文章が記載される。

「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。なお、便宜上、金融商品取引法の規定に基づいて投資者に交付しなければならない目論見書（交付目論見書）と併せて掲載しておりますので、ご注意ください。」
- (5) 交付目論見書の表紙の次に、「目論見書補完書面（外国投資信託）」および「ご留意事項」を記載することがある。

独立監査人の報告書

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
株主各位

我々は、2008年4月15日付の年次株主総会における我々に対する任命に従い、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2008年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度における損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約、その他の注記で構成される添付の年次財務書類について監査を行った。

年次財務諸表に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任は、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関連した内部統制の策定、実施および維持を行うこと、適切な会計方針を選択し適用すること、現状において合理的な会計上の見積りを行うことを含む。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、「公認監査人協会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての証拠の試査を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は監査人の判断に依拠し、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。

監査はまた、取締役会により採用される会計基準の査定および取締役会により行われる会計見積りの合理性の査定と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規制の要求に従って、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2008年12月31日現在の財政状態および同日をもって終了した年度の営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の法律上および規制上の要件にかかる報告

取締役会が作成義務を負っている取締役報告書は、年次財務書類と一致している。

プライスウォーターハウスクーパースS. à r.l.

2009年3月17日、ルクセンブルグ

監査人
代表

クリステル・クレパン

[次へ](#)

Independent Auditor's report

To the Shareholders of

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Soci é t é Anonyme

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated April 15, 2008, we have audited the accompanying annual accounts of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2008, the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “ Institut des Ré viseurs d'Entreprises ”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. as of December 31, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The report of the Directors, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.

Luxembourg, March 17, 2009

Réviseur d'entreprises

Represented by

Christelle Crépin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人報告書

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの受益者各位

我々は、2009年9月30日現在の純資産計算書、投資有価証券明細表、2009年6月30日(設定日)から2009年9月30日までの期間に関する運用計算書、純資産変動計算書および重要な会計方針の概要、その他の財務書類に対する注記で構成される、添付のシュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法令および規制の要件に従って、財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任は、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関連した内部統制の策定、実施および維持を行うこと、適切な会計方針を選択し適用すること、現状において合理的な会計上の見積りを行うことを含む。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務書類に対して意見を表明することである。我々は、「公認監査人協会」により採用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、論理的な要求の遵守および財務書類についての重大な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を要求している。

監査は、財務書類中の金額や開示について監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は監査人の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、現状において適切な監査手続を策定するため監査対象の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、監査対象の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。監査はまた、採用された会計基準の適切性および管理会社の取締役会によって行われた会計見積りの合理性についての評価とともに全体的な財務書類の表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々の意見によれば、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法令および規制の要件に従って、これらの財務書類はシュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの2009年9月30日現在の財政状態、ならびに2009年6月30日(設定日)から2009年9月30日までの期間の運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示している。

その他の事項

年次報告書に含まれている補足的情報は、我々の任務に関連して検討されたが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続の対象にはなっていない。従って、我々は、かかる情報に対して意見を表明するものではない。しかしながら、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース・
エス・エー・アール・エル
2009年12月10日 ルクセンブルグ

監査人

代表

バレリー・ピアストレリ

[次へ](#)

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of

Schroder SMBC Global Bond Series

PricewaterhouseCoopers Soci t 
    responsabilit  limit e
R viseur d'Entreprises
400, route d'Esch B.P. 1443
L-1014 Luxembourg Telephone
+352 494848-1 Facsimile +352
494848-2900 www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

We have audited the accompanying financial statements of Schroder SMBC Global Bond Series, which comprise the statement of net assets and the portfolios of investments as at 30 September 2009 and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the period from 30 June 2009 (date of inception) to 30 September 2009, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company's responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the 'Institut des R viseurs d'Entreprises'. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder SMBC Global Bond Series as of 30 September 2009, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from 30 June 2009 (date of inception) to 30 September 2009 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S. à r.l.

Luxembourg, 10 December 2009

Réviseur d'entreprises

Represented by

Valérie Piastrelli

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

シュロダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
株主各位

我々は、2009年4月21日付の年次株主総会における我々に対する任命に従い、シュロダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2009年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度における損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約、その他の注記で構成される添付の年次財務書類について監査を行った。

年次財務諸表に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任は、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関連した内部統制の策定、実施および維持を行うこと、適切な会計方針を選択し適用すること、現状において合理的な会計上の見積りを行うことを含む。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、「公認監査人協会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての証拠の試査を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は監査人の判断に依拠し、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。監査はまた、取締役会により採用される会計基準の査定および取締役会により行われる会計見積りの合理性の査定と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規制の要求に従って、シュロダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2009年12月31日現在の財政状態および同日をもって終了した年度の営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の法律上および規制上の要件にかかる報告

取締役会が作成義務を負っている取締役報告書は、年次財務書類と一致している。

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル
監査人
代表

ルクセンブルグ
2010年3月31日

バレリー・ピアストレリ

[次へ](#)

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.
Soci é t é Anonyme

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated April 21, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2009, the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “ Institut des Réviseurs d'Entreprises ”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. as of December 31, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The report of the Directors, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S. à r.l.

Luxembourg, March 31, 2010

Réviseur d'entreprises

Represented by

Valérie Piastrelli

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。